

令和 4 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 4（2022）年 6 月
九州女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A. 社会連携・社会貢献	86
V. 法令等の遵守状況一覧	92
VI. エビデンス集一覧	106
エビデンス集（データ編）一覧	106
エビデンス集（資料編）一覧	107

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

九州女子大学の設置母体である学校法人福原学園（以下「福原学園」という。）の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者が掲げた「自律処行」である。昭和 37（1962）年に開学した九州女子大学においても、建学の精神を学是「自律処行」として教育研究活動を行ってきた。

「自律処行」に関して創設者は、まず「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2 章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を『寿詞集』の記載に基づき、「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、学園創立 60 周年（平成 19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州女子大学学則（以下「学則」という。）第 3 条においても、「本学の建学の精神は、自らの良心に従い事に処し善を行うことである。この学是「自律処行」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。」と明記し、在学生・教職員すべてに対し、教育活動の根幹としている。

本学の使命・目的は、学則第 1 条に明記しているとおおり「教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成」である。

この大学の使命・目的に基づき、平成 22 年（2010）年 4 月に人間科学部を改組し、現在の 2 学部 3 学科 2 専攻体制に整え、学生が自らの資質を向上させ、社会的および職業的自律を図るために必要な免許・資格の取得を目指して、各学部が特色ある教育課程に基づく女子教育を実践している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は昭和 37（1962）年 4 月に開学し、今日までに至る沿革は下記のとおりである。

昭和37（1962）年 4月	九州女子大学を開学 家政学部家政学科を設置
昭和40（1965）年 4月	九州女子大学に文学部（国文学科・英文学科）を設置
昭和41（1966）年 4月	家政学科に家政学専攻及び管理栄養士専攻を設置
平成 6（1994）年 4月	九州女子大学に別科日本語研修課程、生涯学習研究センター、健康教育研究センター、国際交流センターを設置
平成 6（1994）年 6月	九州女子大学に情報処理教育研究センターを設置
平成13（2001）年 4月	九州女子大学家政学部を改組して人間生活学科と栄養学科を、文学部を改組して人間文化学科と心理社会学科を開設
平成15（2003）年 4月	認証評価機関である財団法人大学基準協会に加盟
平成17（2005）年 4月	九州女子大学の文学部を改組して人間科学部人間文化学科と人間発達学科を開設
平成18（2006）年 9月	九州女子大学別科日本語研修課程を廃止
平成20（2008）年 3月	財団法人大学基準協会による大学評価並びに認証評価において大学基準に適合
平成22（2010）年 4月	九州女子大学人間科学部を改組して人間発達学科人間発達学専攻及び人間基礎学専攻を開設
平成24（2012）年11月	九州女子大学・九州女子短期大学50周年記念式典を挙行
平成25（2013）年 3月	九州女子大学人間科学部人間文化学科を廃止
平成27（2015）年 3月	公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）受審の結果、大学基準に適合 九州女子大学人間科学部人間発達学科を廃止
平成27（2015）年 6月	九州女子大学に地域教育実践研究センターを設置
平成28（2016）年 4月	九州女子大学に共通教育機構を設置
令和 2（2020）年 4月	認証評価機関を公益財団法人大学基準協会から公益財団法人日本高等教育評価機構に変更
令和 3（2021）年 3月	九州女子大学共通教育機構を廃止
令和 3（2021）年 4月	九州女子大学共通教育センターを設置

2. 本学の現況

・大学名

九州女子大学

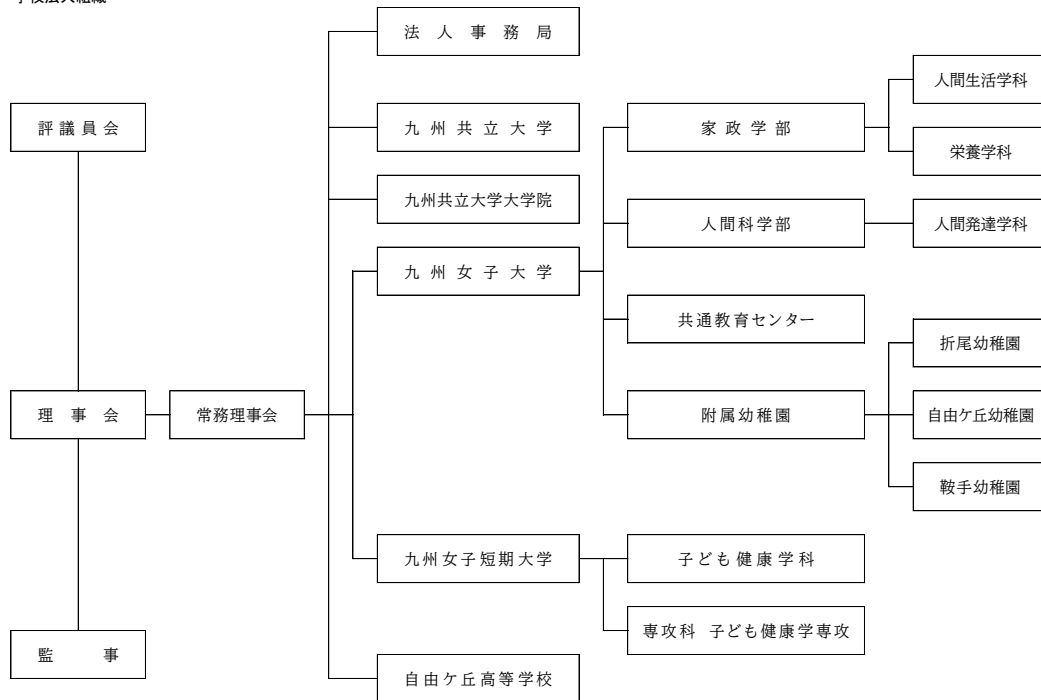
・所在地

福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1番1号

九州女子大学

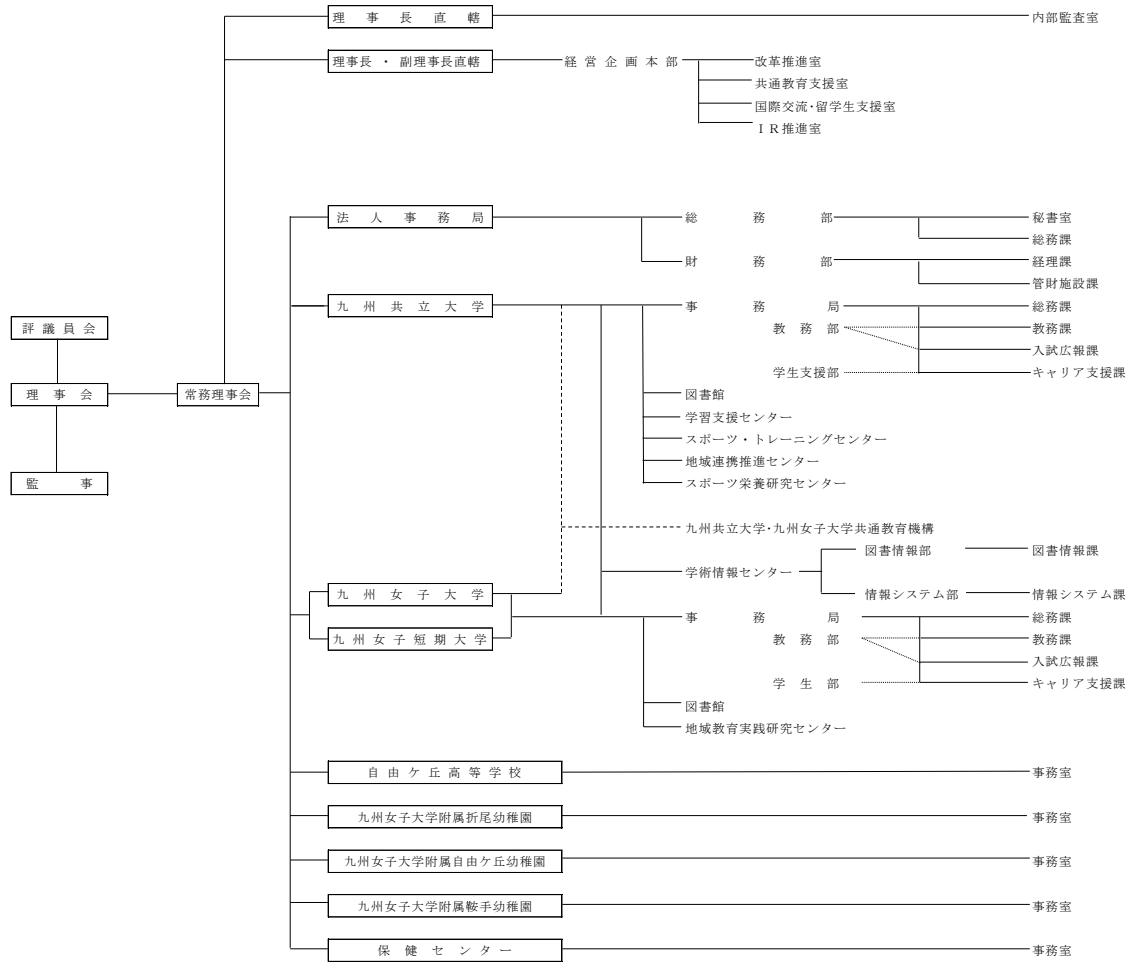
・学校法人・事務組織図（令和4年（2022）年5月1日現在）

学校法人組織



九州女子大学

事務組織



・学部構成（令和4（2022）年5月1日現在）

学部	学科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
家政学部	人間生活学科	—	40	—	160
	栄養学科	—	90	—	360
人間科学部	人間発達学科	人間発達学専攻	130	—	520
		人間基礎学専攻	60	40	320

・学生数、教員数、職員数

【学生数】（令和4（2022）年5月1日現在）

（単位：人）

学部	学科・専攻	1年次	2年次	3年次	4年次	計
家政学部	人間生活学科	45	45	39	40	169
	栄養学科	107	84	84(1)	76	351(1)
人間科学部	人間発達学科 人間発達学専攻	97	102(1)	131	139	469(1)
	人間発達学科 人間基礎学専攻	92(1)	92(2)	78	74	336(3)

（ ）は留学生で内数とする。

【専任教員数】（令和4（2022）年5月1日現在）

（単位：人）

学部	学科・専攻	教授	准教授	講師	助教	計	助手
家政学部	人間生活学科	5	0	3	0	8	1
	栄養学科	7	3	3	0	13	5
人間科学部	人間発達学科 人間発達学専攻	9	7	4	0	20	0
	人間発達学科 人間基礎学専攻	6	5	2	0	13	0
共通教育センター		0	1	0	0	1	0
合 計		27	16	12	0	55	6

【職員数】（令和4（2022）年5月1日現在）

（単位：人）

専任職員	臨時職員
28	16

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の設置母体である福原学園は、学校法人福原学園（以下「寄附行為」という。）第 3 条において、その目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、学是「自律処行」の精神に基づき自己を自制し、知性と徳性を有する人材を育成することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-1】

本学は、この寄附行為に基づき、学則第 1 条に「本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。」と明記されており、これは教育基本法および学校教育法第 83 条に則ったものである。【資料 1-1-2, 3】

また、建学の精神である学是「自律処行」に基づいた各学部の人材養成及び教育研究上の目的については、学則で以下のとおり定めている。

各学部の人材養成および教育研究上の目的

（家政学部の人材養成及び教育研究上の目的）

第 3 条の 2 家政学部は、学是「自律処行」の理念に立脚し、共生・健康・福祉の視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材を養成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

- (1) 人間生活学科は、人間の生活を、共生と再生の観点から、生活経営、情報を基礎として、衣・食・居住環境の各領域から科学的に解明できる素養をもった人材の育成を目的とする。
- (2) 栄養学科は、食と栄養に関する高度な専門性と広い視野を備え、人々の健康と福祉に貢献できる人間性豊かな管理栄養士の育成を目的とする。

(人間科学部の人材養成及び教育研究上の目的)

第3条の3 人間科学部は、学是「自律処行」の理念に立脚し、文化に関連する学問領域と人間の発達にかかわる学問領域において高度な専門的教育・研究を行い、国際感覚と幅広い教養を身につけ、高度な専門性を持って地域社会に貢献できる人材を育成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

(1) 人間発達学科は、人間が豊かに暮らす社会・文化を創造する広い視野と学際的教養及び人間の発達についての専門的知識と技能を身につけ、乳幼児から高齢者に至るまで全世代の人々、及び障害者が豊かに共生しうる地域社会を創造・実現していく専門的職業人を育成することを目的とする。

人間発達学科の教育目標を実現するために、学科に「人間発達学専攻」、「人間基礎学専攻」の2専攻を置き、各専攻の教育目標を次のとおりとする。

イ 人間発達学専攻は、多様な人間の発達及び対人援助について専門的知識と技能を身につけ、発達諸問題に対応できる柔軟で創造的な人材の育成を目的とする。

ロ 人間基礎学専攻は、幅広い教養に併せて心理学・日本文化及び情報処理等に関する実践的能力や免許・資格を有する人材の育成を目的とする。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 1-1-2】 九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】 令和4年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、学則第1条に明記しているとおり「教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成」である。

この大学の使命・目的に基づき、学則第3条においては、各学部の人材養成および教育研究上の目的を簡潔な文章で明確に記載している。これらの使命・目的は、学内への明示・周知のために「学生便覧」に掲載し、学外へは、大学ホームページに掲載し広く公開している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、建学の精神である学是「自律処行」（自らの良心に従い、事に処し善を行うこと）を理念とし、学則第3条に「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。」と明記している。

また、各学部の人材養成および教育研究上の目的を定めており、それぞれ具体的な教育目標を設定している。【資料 1-1-4】

①家政学部の人材養成および教育研究上の目的

「学是「自律処行」の理念に立脚し、共生・健康・福祉の視点から、教育・研究を行い、

各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材を養成する」

②人間科学部の人材養成および教育研究上の目的

「学是「自律処行」の理念に立脚し、文化に関連する学問領域と人間の発達にかかわる学問領域において高度な専門的教育・研究を行い、国際感覚と幅広い教養を身につけ、高度な専門性を持って地域社会に貢献できる人材を育成する」

これら建学の精神、人材養成および教育研究上の目的を踏まえた本学の特色としては、建学の精神である学是「自律処行」に則り、強くてしなやかな女性を育成することを目指している。1 年次に開講する「キャリアデザインⅠ」の授業においては、大学教育への導入を行い、併せて社会人基礎力の涵養を開始する。2 年次開講の「キャリアデザインⅡ」および3 年次開講の「キャリアデザインⅢ」では、段階的にキャリア形成と社会人基礎力としてのマナーについて学ぶ。キャリアデザインⅠからⅢを通して、大学で学んだことを軸に将来どのように生きるか、どのように働くかなど、人生のキャリアを考え準備する。

また、教員免許をはじめとした免許・資格取得支援を重要事業として掲げており、それぞれの学科・専攻の正課における免許・資格取得を念頭においたカリキュラム、正課外での採用試験対策講座の実施、採用試験の過去の出題問題を参考とした本学独自のテキストの作成・配布など、系統立った支援を継続的に行っている。さらには、免許・資格取得を支援するための事務部門として教務課に免許資格担当を置いており、本学で取得できる全ての免許・資格に関する解説本「資格取得本」を発刊するなど、教職員一丸となって支援を行っている。

この個性・特色は、本学ホームページや日本私立学校振興・共済事業団 Web サイト内の大学ポートレートにて公表するとともに、教職員に対しても「教員ハンドブック」等において明示している。【資料 1-1-5, 6, 7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-4】九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-5】九州女子大学ホームページ（情報公開）

【資料 1-1-6】2022（令和 4）年度資格取得本

【資料 1-1-7】令和 4 年度版教員ハンドブック

1-1-④ 変化への対応

本学は昭和 37（1962）年に九州女子大学家政学部家政学科を設置し開学した。その後、昭和 40（1965）年に文学部に国文学科および英文学科を設置した。

家政学科については、昭和 41（1966）年に家政学専攻と管理栄養士専攻の 2 専攻設置を経て、平成 13（2001）年に人間生活学科および栄養学科の 2 学科に改組し、現在に至っている。文学部については、平成 13（2001）年に人間文化学科と心理社会学科への改組を経て、平成 17（2005）年に人間科学部人間文化学科と人間発達学科を開設し、平成 22（2010）年には人間発達学科人間発達学専攻および人間基礎学専攻へ改組のうえ現在に至っている。

福原学園および本学は、日々刻々と変化する社会情勢に対応した教育改革と継続した教育活動の維持を目的として平成 20（2008）年に第 1 次の福原学園中期計画を開始させた。

福原学園第2次中期計画〔平成26（2014）年度～平成30（2018）年度〕（以下「第2次中期計画」という。）では、ビジョンに「社会の期待に応えられる基礎的・汎用的能力を併せ持つ」という内容を盛り込み、現在進めている福原学園第3次中期経営計画〔令和元（2019）年度～令和5（2023）年度〕（以下「第3次中期経営計画」という。）においてもこのビジョンを踏襲して各年度の事業計画に反映させるなど、時代の変化に対応しながら教育活動に取り組んでいる。【資料1-1-8,9】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-8】九州女子大学学則【資料F-3】と同じ

【資料1-1-9】令和3年度福原学園ファクトブック

（3）1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、使命・目的ならびに教育目標については、意味・内容の具体性と明確性を確保しつつ、その適切性の検証を継続して行う。また、本学の建学の精神である学是「自律処行」を通じた人間教育を実践していくことは教職員にとって不変の使命であり、建学の精神を礎として、今後も引き続き社会情勢等の変化に柔軟に対応する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（1）1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

（2）1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的および教育目的は、学則第1条で規定し、また平成30（2018）年度に策定した第3次中期経営計画を履行するために単年度計画を事業計画アクションプランとして毎年度策定しており、年度末には事業報告として福原学園理事会（以下「理事会」という。）および福原学園評議員会（以下「評議員会」という。）で審議している。よって、使命・目的および教育目的は、学則ならびに「事業計画」および「事業報告書」を通じて、役員および教職員に理解されている。【資料1-2-1～4】

また、本学では、毎年原則として4月に学長が本学全教職員に対して「九州女子大学・九州女子短期大学の運営について」と題した学長方針（当該年度の主要重要課題）を表明するが、その際にも必ず本学の使命、展望および目標について言及しており、教職員の理解は十分に得られている。【資料1-2-5】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-1】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-2-2】 令和 3 年度福原学園ファクトブック
- 【資料 1-2-3】 令和 4 年度福原学園事業計画運用スケジュール
- 【資料 1-2-4】 令和 3 年度福原学園中期経営計画委員会議事録
- 【資料 1-2-5】 令和 4 年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について
-学長方針-

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的および教育目的の周知については、学生に配布する「学生便覧」に掲載し、日常的に目に触れるよう心掛けています。【資料 1-2-6】

外部に向けては、大学案内・入学試験要項、大学広報誌「NADESICO」などの各種印刷物、ならびに本学のホームページへの掲載はもとより、平成 26（2014）年 10 月から開始した日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート（私学版）にも参加し、より広く社会全般への周知を図っている。【資料 1-2-7～10】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-6】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-2-7】 2022 年度九州女子大学大学案内【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-2-8】 2022（令和 4）年度九州女子大学入学試験要項【資料 F-4】と同じ
- 【資料 1-2-9】 九州女子大学広報誌「NADESICO」2021Autumn
- 【資料 1-2-10】 大学ポートレート（私学版）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

福原学園および本学は、著しく変化する社会情勢に対応し、継続的な改革を行うことを目的として、平成 20（2008）年に福原学園第 1 次中期計画〔平成 20（2008）年度～平成 25（2013）年度〕（以下「第 1 次中期計画」という。）を策定した。この中期計画には、建学の精神である学是「自律処行」の理念に立脚した「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、社会の期待に応えられる基礎的・汎用的能力を併せ持つ、強くてしなやかな女性を育成する」という教育活動を実行するため、「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」ことを大学の目指すビジョンとして明記し、計画の策定に反映している。

令和 3（2021）年度は、第 1 次中期計画および第 2 次中期計画の結果を基に策定した第 3 次中期経営計画の 3 年目に該当し、ビジョンを実現するための業務・事業として、「特色ある教育研究活動構築の強化」「学修成果を重視した教育課程の構築」「キャリア支援の強化」「国際交流システムの構築」「広報活動の強化」「運営組織体制の強化」の 6 項目を掲げ、これらの業務・事業を 15 件の具体的施策に分化し、それぞれの担当部門が組織的に計画の実施に取り組んでいる。

なお、第 2 次までは、中期計画と財政計画を分けて計画していたが、第 3 次より一体的にとらえ、中期経営計画として策定し、実行している。【資料 1-2-11, 12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-11】 令和 3 年度福原学園ファクトブック

【資料 1-2-12】 令和 3 年度福原学園中期経営計画委員会議事録

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神である学是「自律処行」の理念に立脚した人材育成および教育研究上の目的を反映させて、九州女子大学全体として三つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP））を策定している。そのうえで学科・専攻ごとに三つのポリシー（DP・CP・AP）を設定し、それぞれの専門分野に則した使命・目的および教育目的を反映している。【資料 1-2-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-13】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では、これまでに述べた使命・目的および教育目的を達成するため、図 1-2-1 に示すとおり、家政学部の 2 学科および人間科学部の 1 学科 2 専攻により教育研究組織を構成している。また、本学の教育研究上の目的をより効果的に達成するために、附属施設として、附属図書館、附属幼稚園、学術情報センター、地域教育実践研究センターおよび共通教育センターを設置している。

特に共通教育センターにおいては、教養教育等を含む総合共通科目を全学的な規模で担当している。【資料 1-2-14, 15】

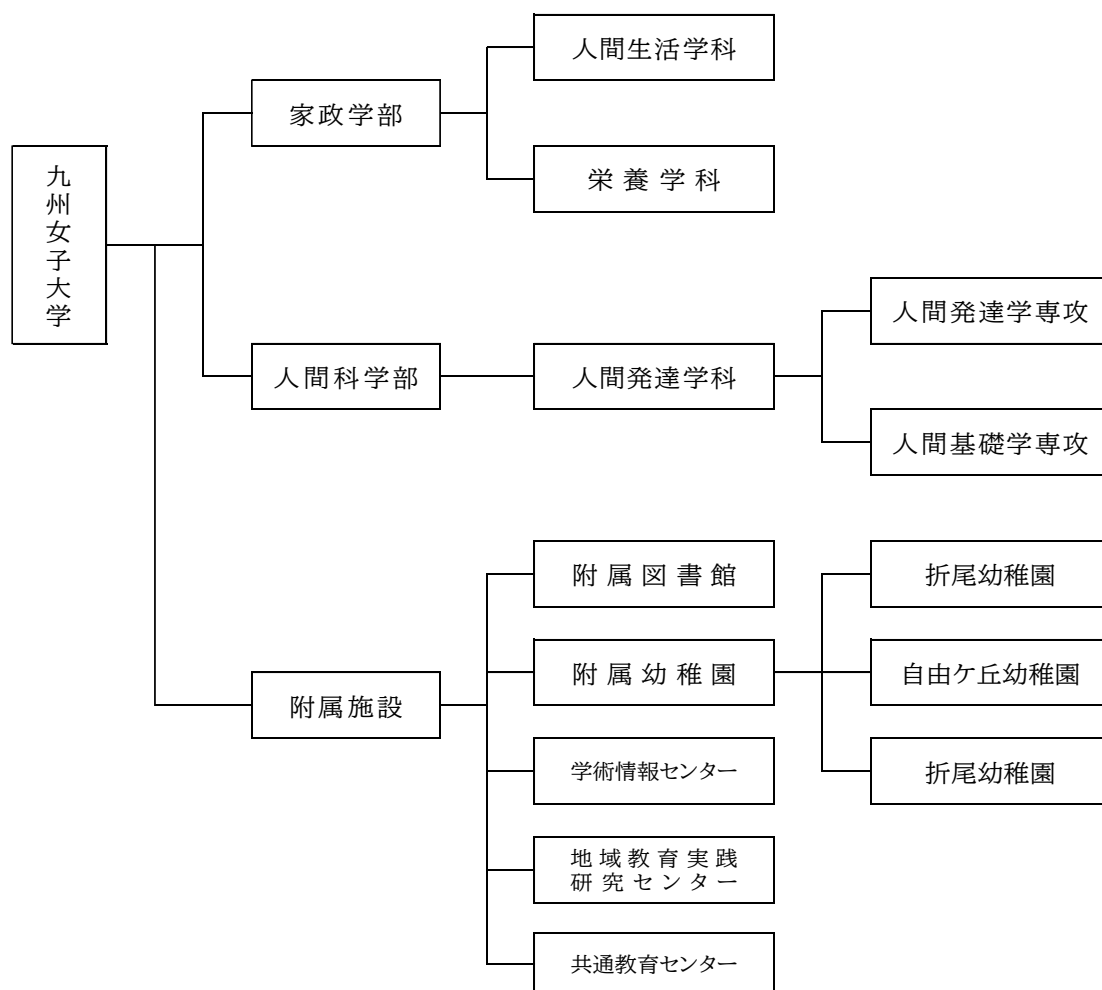


図 1-2-1 教育研究組織

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-14】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-15】 令和 3 年度福原学園ファクトブック

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の有効性を高めるにあたり、時代の変化や社会のニーズを的確に捉え、三つのポリシー（DP・CP・AP）や教育研究活動に反映させていくため、福原学園と本学が組織として体系的に使命・目的を実践に反映させる仕組みを構築し、継続して必要な改善を行う。また、使命・目的の達成に向けた計画的で効果的な教育活動を展開するとともに教育の現状を常に点検・評価し改善を行い、第 3 次中期経営計画を確実に履行し、PDCA サイクルを回すことを通じて、円滑な大学運営を推進する。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的および教育目的は、建学の精神である学是「自律処行」に基づき、具体的に明文化し、社会に広く表明している。また、学科・専攻の教育目的を明確に設定し、教職

員、学生ならびに学外へ周知するとともに、法改正や社会の変化および時代のニーズに柔軟に対応しており、学内外の理解と支持を得ながら教育活動を推進している。さらには、中期計画、三つのポリシー（DP・CP・AP）にも使命・目的および教育目的を反映させており、教育研究組織の構成との整合性も確保している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者受け入れの方針（AP）については、大学、学科・専攻ごとに策定し、大学案内、入学試験要項に記載し、受験生ならびに保護者に周知するとともに、本学ホームページや大学ポートレート（私学版）においてもその内容を広く社会に周知している。【資料 2-1-1～4】

各学科・専攻の入学者受け入れの方針（AP）は、大学ホームページ、「大学案内」、「入学試験要項」に掲載するとともに、オープンキャンパス、大学説明会、大学見学、出前授業等の際にも説明し周知を図っている。また、他の二つのポリシーとともに「学生便覧」「授業計画（シラバス）」「教員ハンドブック」「教務ガイダンス」等に掲載し、在学生、教職員への周知を図っている。【資料 2-1-5～8】

併せて、毎年度、外部有識者が出席する九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会において、表現の適切性、わかりやすさ等について意見を求め、三つのポリシー（DP・CP・AP）の妥当性の検証を行っている。この教育懇談会は、部長以上の役職者および事務局長、学外有識者 3 人、および「九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項」第 3 条第 2 項に基づく委員 4 人から構成している。検証を踏まえ三つのポリシー（DP・CP・AP）の見直しを機関決定する際は、見直し案について、教育運営委員会の意見を徴し、評議会で審議・決定を行っている。【資料 2-1-9, 10】

教職員に対しては評議会決定資料を回覧し、周知を図るなど、組織的な点検・評価の仕組みを構築している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 2022 年度九州女子大学大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 2-1-2】 2022（令和 4）年度九州女子大学入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-3】 九州女子大学ホームページ（入試情報）

【資料 2-1-4】 大学ポートレート（私学版）

【資料 2-1-5】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 2-1-6】 令和 4 年度授業計画（シラバス）【資料 F-12】と同じ

【資料 2-1-7】 令和 4 年度版教員ハンドブック

【資料 2-1-8】 令和 4 年度教務ガイダンス【資料 F-12】と同じ

【資料 2-1-9】 九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項

【資料 2-1-10】 令和 3 年度評議会議事録

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者受け入れの方針（AP）に基づき、多様な能力を持った学生の確保を目的として、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、学力特待生選抜、その他の選抜および編入学選抜を実施している。

学校推薦型選抜は、特別指定校推薦選抜、指定校推薦選抜、同窓生子女推薦選抜、の入試区分からなり、「面接」および「調査書」による総合判定で選考を行う。「面接」では、高等学校での学習や部活動、ボランティア活動等を通して身に付けた知識、表現力および学習意欲を多面的・総合的に判定している。また、志望学科に関する時事問題や一般常識等についても質問しており、面接試験においても学力の3要素を踏まえた入学者受け入れの方針（AP）に基づき受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している。

その他の選抜は、社会人選抜、外国人留学生選抜および帰国子女選抜からなり、編入学選抜は、編入学選抜、社会人編入学選抜および外国人留学生編入学選抜を設けている。

以上のとおり、本学では学科の教育目標および入学者受け入れの方針（AP）に従って、それぞれの専門性に適合した入学者を確保できるよう選抜制度を整えており、多様な視点から選抜が行えるよう配慮している。【資料 2-1-11】

本学の入学者選抜については「九州女子大学入学者選抜規程」に基づき設置される入学試験委員会により、公平、公正かつ適切に実施している。入試問題の作成については、「九州女子大学入学者選抜規程」に基づき、入学試験出題部会を設置し、学力試験問題および小論文を学内担当教員が作成し、問題作成の他、校正、採点および成績の報告を行っている。学力試験問題は、全学共通の問題を用い、小論文、課題、面談および面接試験問題については、各学科・専攻の入学者受け入れの方針（AP）に基づき作成しており、受験生の能力・意欲および適性等を多面的・総合的に評価・判定が可能かどうか教務部で検証を行い、入学試験委員会および評議会での審議を経て入学試験を実施している。【資料 2-1-12】

また、本学の入学試験要項および大学のホームページ等には、受験および修学上の特別配慮について「身体に障害等があり、受験および修学上の特別な配慮が必要な場合、受験を希望する入試区分の出願2ヶ月前までに入試広報課にご相談ください。」と記載している。希望者からの連絡があれば、希望する配慮、高等学校等において配慮を受けている事項等について所定の書類の提出を求めている。提出された書類を基に教務部において入学希望者本人および保護者、高等学校教員との打合せを行い、本学における対応について当該学科、関係事務部門等の確認を経たうえで、障害学生受入検討委員会および評議会において審議し、適切な受験が可能となるよう十分に配慮している。【資料 2-1-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-11】 2022（令和4）年度九州女子大学入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-12】 九州女子大学入学者選抜規程

【資料 2-1-13】 九州女子大学障害学生受入検討委員会要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、家政学部2学科（人間生活学科、栄養学科）、人間科学部1学科2専攻（人間

発達学科人間発達学専攻、人間発達学科人間基礎学専攻）で構成している。過去5年間の入学者数および入学定員充足率は、表2-1-1に示すとおりである。

過去5年の入学定員充足の状況は、学科によって年度ごとに変化があるものの、大学全体ではここ数年継続して入学定員を充足している。今後も継続して教育環境を維持するためには、安定した入学定員の充足が必要であるため、高校生のニーズに合致した積極的な学生募集、広報活動の展開と、併せて適正な定員管理が求められる。【資料2-1-14】

令和3（2021）年度も令和2（2020）年度同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本学の広報活動は大きな影響を受けた。「高等学校内ガイダンス」については、参加生徒数が増加したが、「進学相談会」については、会場における入場制限などもあり、相談した生徒数は大きく減少した。

「高等学校内ガイダンス」への生徒の参加状況および「進学相談会」への生徒の参加状況の推移については、表2-1-2と表2-1-3に示すとおりである。

表2-1-1 入学者数および入学定員充足率（過去5年間）

学部・学科	項目	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
人間生活学科	入学定員（人）	40	40	40	40	40
	入学者数（人）	43	37	41	46	45
	入学定員充足率（％）	107.5	92.5	102.5	115.0	112.5
栄養学科	入学定員（人）	90	90	90	90	90
	入学者数（人）	98	86	79	88	106
	入学定員充足率（％）	108.9	95.6	87.8	97.8	117.8
家政学部 計	入学定員（人）	130	130	130	130	130
	入学者数（人）	141	123	120	134	151
	入学定員充足率（％）	108.5	94.6	92.3	103.1	116.2
人間発達学科 人間発達学専攻	入学定員（人）	130	130	130	130	130
	入学者数（人）	103	151	135	100	97
	入学定員充足率（％）	79.2	116.2	103.8	76.9	74.6
人間発達学科 人間基礎学専攻	入学定員（人）	60	60	60	60	60
	入学者数（人）	60	75	81	95	92
	入学定員充足率（％）	100.0	125.0	135.0	158.3	153.3
人間科学部 計	入学定員（人）	190	190	190	190	190
	入学者数（人）	163	226	216	195	189
	入学定員充足率（％）	85.8	118.9	113.7	102.6	99.5
合 計	入学定員（人）	320	320	320	320	320
	入学者数（人）	304	349	336	329	340
	入学定員充足率（％）	95.0	109.1	105.0	102.8	106.3

表 2-1-2 高等学校内ガイダンス参加状況推移表（過去 5 年間）

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
高校数 (校)	78	80	124	116	125
生徒数 (人)	614	730	1, 112	1, 177	1, 469

表 2-1-3 進学相談会参加状況推移表（過去 5 年間）

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
会場数 (校)	86	85	89	85	90
生徒数 (人)	948	1, 097	1, 118	941	544

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-14】令和 3 年度福原学園ファクトブック

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、入学定員の確保は、最も重要な課題の 1 つである。入学定員の確保については、学内の協力体制と情報共有による一体的な学生募集・広報活動の推進を図るため、九州女子大学評議会のもとに広報委員会を設置しており、広報についての年間計画を策定している。学生募集のツールとしては、大学案内や大学紹介 DVD などを用いて、本学教育活動の周知を図った。また、第 3 次中期経営計画に基づいて、入学者受け入れの方針（AP）や教育活動および学生指導の情報をオープンキャンパスや大学説明会（高等学校の教員対象）に加え、出前授業、高校訪問、大学見学、進学相談会において積極的に活用することで、高校生に一層の周知を図り、入学定員管理を考慮しながら志願者の増加に努めている。なお、在学生による母校訪問大使は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年に引き続き中止とした。

受験雑誌等の様々な媒体を活用した広報活動については、受験生からの資料請求数だけでなく、年度・学年ごとに、オープンキャンパスの参加状況や受験状況などを追跡調査・確認のうえ、その有効性について精査し、効果的な媒体による広報活動を展開する。

これらの広報活動より、受験生、保護者および高等学校関係者の本学への理解を深め、最終的に志願者の増加、合格者の歩留まり率の向上を図り、入学定員の確保に結び付くよう取り組む。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学において、教職協働で行われている学修支援体制の整備については以下のとおりである。

(a) クラス担任制・キャリアアドバイザー制度の運用

各学科・専攻の担任もしくはアドバイザーは、担当学生に対し少なくとも年2回の個人面談を実施し、その時点での学修状況、将来の進路、抱えている問題等を記載したキャリアシートを作成し、学生の状況の把握に努めており、面談を通じて得た情報を学科内で共有し、学科全体で対応している。【資料 2-2-1】

留年者は、各学科・専攻の教務委員および教務課で詳細を把握しており、該当学生の履修状況や生活状況について連携を取りながら指導を行っている。また、休学者については、学生（保護者を含む）と担任等が休学理由を含め現状を把握するために面談を実施し、各学科・専攻において協議したうえで学則第42条に基づき「九州女子大学休学及び復学に関する申し合わせ」に定める事項に従い対応している。【資料 2-2-2】

(b) 学期始めの対応

入学時にオリエンテーションを行い、学生自身の学ぶ目的を明確にして学修意欲を高めている。また、在学生については、毎年度始めに各学科においてガイダンスを行うとともに、担任等により個々の学生にキャリアインタビュー（日常生活や学業、進路等に関する面接）を行い、成績などの履修状況を確認しながら学修指導を行い、授業への主体的参加を促進するようにしている。

(c) 各学科・専攻による履修指導

家政学部人間生活学科では、衣・食・住・生活経営・情報等の専門知識と技術を修得するとともに、免許・資格取得を積極的に目指すように指導している。また、学生が履修ミスをしないように教員による指導がなされている。入学時のオリエンテーションに加え、学期始め（4月・9月）の成績配布時に現在の単位修得状況を確認をさせるように努めている。また、キャリア面談を1・2年生はクラス担任が、3・4年生はゼミ担任が行い履修指導や学修指導、さらには学生生活や就職活動等の相談に応じている。

家政学部栄養学科では、教員は学生に対し、学修指導のみならず、学生生活全般についての相談等に応じている。クラス担任は、年に2回以上の個人面談を行い、学生の修学意欲の維持、向上に努めている。留年者に対しては、主にクラス担任が学修面を含め学生の生活面での指導を行っている。

人間科学部人間発達学科では、学生個々の事情に応じた履修指導・学修指導を行うとともに、学生生活についての相談にも対応している。なお、1・2年生はアドバイザー教員が、3・4年生はゼミ教員がキャリアインタビューを行っている。

これら学科・専攻の履修指導に関しては教務課の履修指導と連携しながら随時行っている。【資料 2-2-3】

(d) アセスメント・テスト（学修到達度調査）の活用

本学では、平成 25（2013）年度よりアセスメント・テスト（学修到達度調査）を実施している。令和 3（2021）年度は（株）ベネッセ i-キャリアの「GPS-Academic」（GPS：Global Proficiency Skills program）を利用し、学生の社会人基礎力等の検証や全国平均との比較検討などを通じて、客観的にデータを把握している。そのデータは学部ごとに説明会を開いて情報共有を行い、シラバス作成や学生指導等に役立てている。

また、英語の基礎的能力を把握するため、新入生に対してプレイスメント・テストを行い、基礎力の到達度把握と習熟度別クラス編成に使用している。【資料 2-2-4】

(e) 出欠管理システムの利活用

出欠管理システムについては、厳正な成績評価および修学指導上、重要なシステムツールとして捉え、令和 3（2021）年度から学生ポータルサイトであるユニバーサル・パスポート（UNIVERSAL PASSPORT）（以下「学生ポータルサイト（UNIPA）」という。）の「出欠管理」（スマートフォンを用いた出欠機能）を通じ、出席不良学生の把握を行い、退学防止・成績不振者への対応等における修学支援の取り組みを組織的に行っている。

(f) GPA 評価を活用した修学支援の実施

本学では、GPA(Grade Point Average)による成績評価を行っており、令和 2（2020）年度から導入された高等教育無償化制度の適格認定大学として、GPA 評価を活用した修学支援を継続的に実施している。具体的には、各学科・専攻における前期授業の成績について学年別 GPA 評価の分布状況および成績下位 4 分の 1 以下の学生を把握し、後期授業に向けた個別指導等を実施する。また、後期授業終了後は、年間の GPA 評価結果に基づいて、次年度に向けた個別指導等を実施することとしている。さらに、修学支援新制度の対象者については、適格認定における学業成績の基準が別途求められているため、キャリア支援課と連携し、修学支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】令和 3 年度キャリア支援キャリアインタビューの実施について（依頼）

【資料 2-2-2】九州女子大学休学及び復学に関する申し合わせ

【資料 2-2-3】2022 年度キャンパスライフ

【資料 2-2-4】2021 年度プレイスメント・テスト

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

(a) オフィスアワー制度

本学では、学生と教員のコミュニケーションを充実させるためにオフィスアワーを設けている。この時間帯には、教員が学生の授業・履修および学生生活等に関する質問・相談等に対応するため、研究室に在席していることを原則としている。教員ごとのオフィスアワーについては、学生ポータルサイト（UNIPA）に掲載しており、確認することができる。なお、オフィスアワーの時間帯以外でも、学生の要望には柔軟に応えている。【資料 2-2-5】

(b) SA (Student Assistant) の配置と活用

本学では、総合共通科目の講義科目について、学部学生が教育補助業務に携わらせる SA を配置し、出席の確認および授業中の資料の配布・回収などの授業支援を行っている。SA 配置の対象授業科目は、全学共通の開講科目のうち、受講生が 100 人を超える場合で、教員の希望があれば検討のうえ、SA を配置し、授業の支援を行っている。ただし、令和 3 (2021) 年度においては、令和 2 (2020) 年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に履修者が 100 人以上の科目については遠隔授業での実施やクラス編成変更等の対応を図ったため、SA は配置しなかった。【資料 2-2-6, 7】

(c) 退学防止

退学者については、表 2-2-3 のように、過去 5 年間の退学者数は 20~30 人程で推移し、退学率は 2%前後である。教育を行う環境の確保のためには、入学定員および収容定員に沿って在籍学生数を維持する必要がある、この観点からすると、本学では今後、退学率を 1%台前半に抑制することが求められる。

本学は、その殆どが目的学科で構成されるため、将来の進路に迷う場合や、転部・転科等により進路を変更した学生がうまく対応できずに退学するケースが多い。このような退学予備軍の学生を早期に発見・対応するとともに、進路変更した学生の受け皿作りと出口対策が喫緊の課題である。

現状は、退学や休学を希望する学生に対して、担任が面談を行い、やむを得ない理由であるとの判断の基、面談結果の所見を各種学生異動願に記述のうえ学内手続きを行っている。これにより、退学に至った要因等の把握に努めている。

以上の状況を踏まえ、特に成績下位学生を早期に把握して、適切な指導を行うことで退学防止に繋げる組織的な学修支援体制を令和 3 (2021) 年度から開始した。

表 2-2-3 退学者数および退学率 (過去 5 年間)

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
退学者数 (人)	22	27	24	29	18
退学率 (%)	1.79	2.20	1.96	2.30	1.39

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-5】オフィスアワー表示例 (UNIPA 画面)

【資料 2-2-6】令和 2 年度におけるスチューデント・アシスタントの業務実績報告
及び令和 3 年度 SA 配置の基本方針について

【資料 2-2-7】スチューデント・アシスタント (SA) 募集要項

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、クラス担任およびアドバイザー等を通じ、学修支援から学生生活に至るまで、教員が学生の状況を把握しており、このシステムを継続して実施する。ただ、本学は学修支援から学生生活全般の支援に至るまで、学科・専攻への依存度が高い傾向にある。今後、教職協働を念頭に、教員の教育・研究環境を確保するためにも、事務職員との連携を強化

し、バランスが取れた大学運営を目指す。

また、本学は、目的学科で構成されるため、将来の進路に迷い、進路を変更した学生がうまく対応できずに退学するケースが多い。このような退学予備軍の学生を早期に発見・対応するためにも、本年度から開始した組織的な学修支援体制を効果的に機能させるべく、教員（クラス担任、アドバイザー）、教務課およびキャリア支援課が連携し対応を行っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生が学修目標を持ってキャリアを形成できるように、学生一人ひとりに適した就職支援を行い、社会の期待に応えられる人材を育成している。また、本学での学生生活および学生支援に対する満足度を高めるとともに、本学独自の学士力の向上に努め、卒業後3年以内の離職者数の減少と就職先での定着度を高めることを目的としている。

(a) 教育課程内の支援体制

平成29(2017)年度より、キャリア支援教育科目として「キャリアデザインⅠ」・「キャリアデザインⅡ」・「キャリアデザインⅢ」(1年次から3年次まで)を再構築し、学生それぞれが描いている目標、進路を実現するため体系的な指導を行っている。1年次および2年次には社会で活用できる汎用的能力を涵養するために社会人基礎力の理解と修得を目指し、共通教育センター所属の教員と各学部所属の教員が協力して授業を行い、3年次以降は、学生各自の目標、希望進路、専門性に基づく指導を展開し、学生自身が継続的・体系的に自身のキャリア形成を学び構想する機会を担保している。【資料2-3-1】

(b) 教育課程外の支援体制

進路支援に係る指導として、後期に3年生を対象として希望進路別に就職ガイダンスを実施し、業界研究セミナー、個人面談(3年生全員)、マナー講座、キャリアカウンセラー相談を実施している。【資料2-3-2】

学生の就職活動を支援するキャリア支援課では、個人データの管理を徹底し、就職担当の職員は相談に訪れた学生の個人データに基づき、現状を把握したうえで指導を行っている。相談に来ない学生に対しては、本人の進路希望に従い、各担当者がメールおよび電話等の対応を行うようにしており、学科・専攻(担任・アドバイザー)の協力のもと就職希望アンケートも実施しながら、個人データの充実・管理を図っている。4年生を対象とした支援としては、学内企業説明会や個人面談(履歴書添削、面接指導等を含む。)などを随時行っている。

大学へ送付された求人情報は、学生ポータルサイト (UNIPA) に登録し、学生自身が求人情報を検索できるシステムを運用している。学生の進路選択に関する指導については、3年生の4月に進路登録カード（職業安定法第33条の2「学校等の行う無料職業紹介事業」の規定に基づくもの）を提出し、10月より3年生全員の個人面談を行っている。その後、就職活動の進展状況や相談情報をすべてパソコン上の個人管理システムで管理するよう努めている。就職希望者に対しては、企業求人ファイル・求人票はもちろんのこと、出題の傾向を受験した本人に記載してもらった受験報告書の閲覧や就職関連の書籍等も自由に利用できる。一人ひとりの学生のニーズに応えることができるよう、学生の希望時間に就職相談や面接指導が受けられる支援体制を導入しており、エントリーシートや履歴書等の作成指導も実施している。

また、本学学生が就職した企業に対して、卒業生に関する満足度アンケートを実施している。このアンケート調査に基づき、企業ニーズを把握している。また、卒業生の状況を把握し、離職率調査も同時に行うことで、本学の強みと弱みが明らかになり、学生支援の指導に反映させている。【資料 2-3-3】

本学における就職指導および就職支援対策は「九州女子大学就職委員会要項」に基づき就職委員会とキャリア支援課が行っている。キャリア支援課は、就職活動は常にその年の動向をどのように分析し、いかに学生に伝達していくかが重要であると考え、迅速な対応と教員との情報の共有化により、学生の進路支援を組織的に行っている。【資料 2-3-4～6】

（c）国家資格等の取得試験対策および教員採用試験対策に向けた正課外教育

本学では、国家資格等の取得試験対策および教員採用試験対策に向けた正課外教育を実施している。

人間生活学科においては、学内教員および学外講師による対策講座等を実施し、教員採用試験に一定の実績をあげており、令和3（2021）年度の現役合格者数は過去最多であった。インテリアコーディネーターやインテリアプランナー資格に関しても、正課外で資格取得試験対策教育を実施している。

栄養学科においては、4年生の管理栄養士国家試験（以下「国試」という。）対策として、合否ボーダーライン層に対する模擬試験を活用した指導を対策の重点課題として、担当教員が個別に対応を行っている。3年生に対して、正課外の国試対策授業を実施するとともに、全国栄養士養成施設協会が実施する栄養士実力認定試験の受験を課し、4年次における国試対策に繋げるため、認定試験結果の検証および成績不良者への指導を行っている。

人間発達学科においても、担当教員および協同出版が委託講座として実施する教職講座等により、教員採用試験対策ならびに保育者採用試験対策を実施している。併せて、ITパスポート国家試験対策も実施している。【資料 2-3-7】

（d）インターンシップへの取り組み

就業力を育成する施策の一つとして、インターンシップ（企業研修）への取り組み強化も本学の優先方針として取り上げ、令和元（2019）年度に正規科目として設置した。履修

を希望する学生には、自己開拓を含め、九州インターンシップ推進協議会、北九州商工会議所等の公的団体、学内教職員紹介企業などを対象にマッチングを行っている。インターンシップの受講者数は令和3（2021）年度の実績で83人であった。【資料2-3-8】

以上の方策により、就職率についてはここ数年おおむね90～95%前後を維持し堅調に推移している。【資料2-3-9】就職率の推移については、表2-3-1に示すとおりである。

表2-3-1 就職率（過去5年間）

	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
就職率（％）	95.1	93.9	89.8	91.2	96.2

【エビデンス集・資料編】

【資料2-3-1】令和4年度授業計画（シラバス）【資料F-12】と同じ

【資料2-3-2】2021年度版就職支援課外講座等チラシ

【資料2-3-3】卒業生のキャリアの状況等に関する調査について

【資料2-3-4】九州女子大学就職委員会要項

【資料2-3-5】九州女子大学組織規則

【資料2-3-6】九州女子大学ホームページ

（就職なんでも相談窓口）（就職活動について）

【資料2-3-7】令和3年度福原学園ファクトブック

【資料2-3-8】令和3年度インターンシップ報告書

【資料2-3-9】令和4年度就職委員会議事録

【資料2-3-10】2022 CAMPUS PROFILE

（3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度からインターンシップを正規科目として設置したこともあり、インターンシップへの取り組みをさらに強化する。その場合、企業での研修期間が1ヶ月以上の長期のインターンシップの導入も視野に入れる。

また、主体的に就職活動が出来ない学生、就職活動に対する意欲・やる気が低い学生、修学そのものに問題がある学生などへの働きかけを、教職協働で早い時期から徹底する。そのような修学支援の取り組みを行うことで退学防止や学生募集に繋げることを検討する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

（2）2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生支援にあたっては、個々の学生の状況に即して細やかに対応することを第一として、自律を促しながらも面倒見のよい支援を実現している。また、学生支援の充実を基本目標として社会に適応する基礎的・汎用的能力の強化を図るとともに、多様化したニーズに対応した学生サービスを提供し、学生満足度の向上に努めている。

本学では、学生生活の安定のための支援として、以下のような支援を行っている。

(a) 学生生活の安定のための支援組織

学生支援策の1つとして、本学ではクラス担任・アドバイザー制度を導入している。クラス担任・アドバイザー教員の役割としては、学生の修学・生活・進路などの支援を、教務課、キャリア支援課と連携し実施している。さらに、日頃より学生の状況把握に努めるとともに、健康問題に対しては福原学園保健センターと連携しその役割を果たしている。

特に事務組織として、キャリア支援課および教務課は、弘明館においてワンフロア化され、コンシェルジュ制を導入し、学生相談をワンストップ型の窓口として対応できる環境を構築し、学生支援の強化を図っている。【資料 2-4-1】

(b) 奨学金制度（学生への経済支援）

本学では、特に経済的な困窮による休・退学あるいは除籍を可能な限り防ぐために、キャリア支援課と教務課、各学科のクラス担任・アドバイザーが緊密に連絡を取り対応している。キャリア支援課では、学生や保証人の経済状況に応じて学納金の分割納付等の相談に応じており、情報は適宜、法人事務局経理課とも共有している。

経済的な理由によって修学が困難な学生たちを支援するために、学生が人間性豊かな人材として成長するように、各種の奨学金制度を活用し経済的支援を行っている。本学では、経済的な支援として、主に3つの方策を用意している。【資料 2-4-2】

第1の方策は各種奨学金の紹介である。最も利用者が多いのは日本学生支援機構による奨学金制度であり、令和3(2021)年度の貸与奨学金受給者は、大学在籍者数1,297人中、第一種奨学生386人と第二種奨学生340人を合わせると726人(726人は一種二種併用を含む延数、実数は678人)で、在学生の約52.3%が支給を受けている。その他に、令和元(2019)年度までを対象とした旧給付奨学金を5人が受けている。なお、令和2(2020)年度から開始した新たな修学支援制度の給付奨学金については、182名が受給した。

第2の方策は、在学生に対する本学独自の経済的な支援であり、学力奨学生制度と海外研修報奨制度がある。学力奨学生制度は、給付型で優秀奨学金(各学科学年1人ずつ)、奨励奨学金(大学1人、短大1人)、の2つからなり、毎年4月に募集を行っている。令和3(2021)年度は、学業優秀奨学金を10人が受給した。海外研修報奨制度は、将来、国際感覚を備えた人材として成長し、本学および地域・社会に貢献するために積極的に外国留学を希望する本学学生に対し、後援会の支援により研修費用の一部を報奨金として給付するものであるが、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外国への渡航が制限されていたため、当制度の実施も見送られた。

第3の方策は、入学時における経済的な支援であり、学力特待生制度、技能特待生制度、福原学園同窓生子女優遇制度、指定校特典制度(人間発達学専攻、人間基礎学専攻)などの免除制度がある。

上記 3 つの方策の他、卒業学年（就職内定者）に限った本学独自の奨学生制度として福原弘之奨学生制度があるが、令和 3（2021）年度は応募者がいなかった。

（c） 課外活動支援

本学の課外活動は、「学友会（会則）」に示すとおり、建学の精神である学是「自律処行」に則り、会員相互の親和協同により教養の向上、健康の増進を図り本学教育の拡充発展に資することを目的とした学生自治組織である学友会のもと、運営している。【資料 2-4-3】

課外活動の支援については、指導者の充実、施設・設備の充実の他、前年度の活動状況に鑑みながら、運営助成金の交付を行っている。また、後援会が、九州地区大会以上に出場する部活動については交通費を、全国大会に出場する場合は、交通費および宿泊費を支給し、支援を行っている。なお、本学の部活動加入率は 25%であり、年々減少傾向にある。

本学としては、コミュニケーション能力の育成や団体行動による組織運営能力の向上など、部活動内で培われる社会的・汎用的な能力は社会人基礎力に繋がるとの判断から、引き続き部活動の活性化に取り組んでいく。

（d） 学生表彰制度（学力奨学生制度・学生模範表彰）

学業、課外活動、学生生活等で学生の模範となる成績や行動を収め、本人はもとより学生のやる気を引き出し、学生の意識向上と大学広報に貢献した者および団体に対し、成績優秀者（学力奨学生制度）、スポーツや文化活動での功労者（学生模範表彰）として、学長表彰を行っている。

令和 3（2021）年度の実績は以下のとおりである。

学力奨学生表彰 個人 12 人

学生模範表彰 団体 5

その他、様々な優良なキャンパス活動を行った学生に対して、後援会の支援により表彰する「キャンパス優良活動 100 人（団体）表彰制度」があり、令和 3（2021）年度は 20 件の個人・団体が表彰を受けた。【資料 2-4-4】

（e） 健康相談・心理的支援・生活相談

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生に関しては、キャリア支援課および、福原学園保健センターが運営する学内の保健室が中心的な役割を果たしている。保健室は、毎年 4 月初旬、入学オリエンテーションの時期に、留学生を含む全学生を対象とした健康診断を実施している。また、看護師資格を持つ専任職員が学生の日常的な病気や怪我への対応、心身の悩みの相談に応じており、必要に応じて臨床心理士と連携しながら学生の悩みの早期解決を支援している。さらに、相談に来た学生の体調を判断し、必要な場合は地域医療機関等への紹介により、健康状態の悪化を未然に防ぐように努めている。なお、保健室は、処置スペースと休養スペースであるベッドルームの分離により、相談に来る学生への対応と体調を崩してベッドで休養する学生への対応を分けている。カウンセリングについては相談者と待合室にいる学生とが顔を合わせずに済むような学生の心情に配慮した動線を確保している。

表 2-4-1 令和 3（2021）年度保健室利用者数および学生相談数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
保 健 室 利 用 者 数 (人)	44	38	41	44	13	5	22	11	34	14	3	0	269
学 生 相 談 者 数 (人)	4	5	4	8	5	8	10	8	11	10	5	5	83

また、キャリア支援課では、学生の意識、および生活等の実態調査を分析し、今後の学生支援に幅広く活用する目的で、学生生活アンケートを実施している。令和元（2019）年度には日本私立大学協会が全国的に実施したアンケート項目に合わせた内容に見直し、88項目を実施したことで、学生の生活等について幅広い把握に繋がった。さらに学友会と連携を図りつつ、マナーアップキャンペーン等を通して啓蒙活動に取り組んでいる。特に学友会で組織する、本学学生の安全・安心を自らが守るための防犯グループの活動は、学生間にも広がりを見せている。

本学では、安全かつ快適な教育・研究環境の保持、社会に貢献する女子教育機関として、平成 25（2013）年度より、敷地内全面禁煙（キャンパス全面にタバコの煙がない環境の保全）を図っている。

また、「福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程」に基づき、九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会を設置している。大学ハラスメント防止委員会は、ハラスメントの防止を大学の構成員である学生や教職員に呼びかけ、被害にあった場合の的確な対処法を伝えるためのリーフレットを全学生・全教職員に配布している。リーフレットには学内の相談員氏名と連絡先を掲載し、大学ホームページでも告知する等、広く周知に努めてきた。この他、相談員対象の実務研修会を実施するなど、相談員として資質向上や 2 次被害の防止に努めている。また、本学教職員を対象にハラスメント防止研修会を実施している。これらの取り組みによって、本学の学生、教職員等のハラスメントに対する意識の醸成に努めている。【資料 2-4-5～8】

（f） 海外留学プログラム

在学生の国際感覚と語学力を養うため、例年夏期と春期に、姉妹校提携協定を締結している大学などと短期海外研修プログラムを実施している。研修期間はおおよそ 2～5 週間で、個人でも参加でき、一定の条件を満たした研修参加者には、単位の認定も行っている。このプログラムは、5 ヶ国 6 コースを用意し、半年から 1 年間の留学を可能としている。令和 3（2021）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。

（g） その他の学生支援

本学では、学生の要望を学長自ら聴取することのできるリーダーズ研修を開催している。リーダーズ研修とは、学友会を組織する各委員会の委員長・副委員長を中心に、合宿を通じて学生同士または教員を交えて、大学の未来や学生自身の将来の夢について話し合い、その実現に向けた方向性を思案していく場である。研修の中で、本学学長と学生の意見交

換ができ、学生の要望のうち高評価で実現可能な事案については、実現に向けた検討を行っている。【資料 2-4-9】

リーダーズ研修で学生から提案され、実現した施策は以下のとおりである。

- ④ トイレを明るく・防犯ボランティアの設置（平成 25 年）
- ⑤ 学生の学生による研修（平成 26 年）
- ⑥ 弘明館に期待するもの（平成 27 年）
- ⑦ 大学案内に学生作成ページ（平成 28 年）
- ⑧ 新入生オリエンテーションでの在学生のロールプレイング（平成 29 年）
- ⑨ キャンパスクリーン大作戦（平成 30 年）
- ⑩ 学生の自動車乗り入れに対するルール作り（令和元年）

なお、令和 2（2020）、令和 3（2021）年度のリーダーズ研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

また、本学では令和 2（2020）年度に学生ポータルサイト（UNIPA）を導入した。UNIPA は、インターネットを通じた情報提供システムであり、従来は掲示板でしか確認できなかった学内の様々な情報を web 上で配信し、学外での確認が可能となった。大学からのお知らせ機能以外にも大学側が発信するイベントへの申し込みやアンケートへの回答、さらには学生自らが個人のスケジュールを管理する機能も付加しており、学生生活全般にわたって支援するツールとしている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-4-1】九州女子大学ホームページ（窓口案内）
- 【資料 2-4-2】九州女子大学奨学金運用要項
- 【資料 2-4-3】令和 4 年度学生便覧（共通事項）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-4】令和 3 年度保護者懇談会資料
- 【資料 2-4-5】福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程
- 【資料 2-4-6】九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要項
- 【資料 2-4-7】「ハラスメントのない快適なキャンパスライフを」（リーフレット）
- 【資料 2-4-8】九州女子大学ホームページ（学生相談）
- 【資料 2-4-9】「リーダーズ研修プログラム」企画書小冊子

（3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

リーダーズ研修については、大学のトップが学生の声を直接聞くことができる企画であるため、新型コロナウイルス感染症の状況を睨みながら今後も継続する。ただし、研修に参加する学生については、あらゆる階層の学生を対象にすることを考慮していく。

日本学生支援機構による奨学金受給者は、今後も増えることが予想されるため、奨学金本来の意味をしっかりと伝えるとともに、特に返還義務に関する学生への指導を強化する。

学生ポータルサイト（UNIPA）については、学生サービスのさらなる向上に向けた活用方法について鋭意検討する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学では、学部の規模および収容定員に係る学生数に対応して、適切な教育施設ならびに研究設備を有し、必要に応じて設備の整備を行っており、大学設置基準や関係法令についても十分基準を満たしている。

令和 3(2021)年 5 月 1 日時点における本学の校地面積は 111,525 m²、校舎面積は 34,309 m²を有し、大学設置基準面積（校地：13,600 m²、校舎：10,016 m²）を十分に満たしており、本学の教育研究の目的を実現するための環境を確保している。

事業計画に基づく教育研究等の環境整備については、毎年次年度の予算編成時に各学科、共通教育センター、事務局各課から施設充実費要求書により要望を確認し、各学科等へのヒアリングを経て本学経営協議会で審議のうえ、法人事務局へ予算申請を行い、予算の範囲内で年度ごとに整備を継続している。

また、本学の校舎等の施設については、平成 25（2013）年度に福原学園教育研究環境整備委員会九州女子大学・九州女子短期大学部会が設置され、建替え計画等の立案に際し、大学の意見や要望をあらかじめ確認する等、大学の意向が反映されるよう連携が保たれている。平成 27（2017）年度から令和 3（2021）年度までの施設整備状況は、以下のとおりである。

- (a) 思静館耐震改修（平成 27 年度）
- (b) 新棟「弘明館」竣工（平成 27 年度）
- (c) 錬成館（体育館）多目的室を剣道場に改修（平成 28 年度）
- (d) 耕学館多目的トイレのウォシュレット改修・耕学館 1 階ラウンジ全面改修（平成 28 年度）
- (e) 錬成館アリーナ床補修・錬成館剣道場床改修（平成 29 年度）
- (f) 耕学館空調整備改修（平成 30 年度）
- (g) 耕学館照明器具の LED 化・耕学館トイレ改修・耕学館ロッカールーム改修・整備（令和元年度）
- (h) 錬成館（体育館）照明器具の LED 化（令和元年度）
- (i) 図書館照明器具の LED 化（令和 2 年度）
- (j) 耕学館内壁塗装（令和 2 年度）
- (k) 学内 LAN リプレイス（令和 2 年度）
- (l) 弘明館・耕学館・思静館・錬成館（体育館）Wi-Fi 環境整備（令和 2 年度）

(m) 耕雲館・第二体育館照明器具のLED化（令和3年度）

本学の各校舎等の一覧は、各年度版の「福原学園ファクトブック」に掲載し、教職員一同で情報共有している。【資料2-5-1～4】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-1】令和3年度福原学園ファクトブック

【資料2-5-2】令和4年度学生便覧（学内見取図）【資料F-8】と同じ

【資料2-5-3】福原学園学校施設管理規則

【資料2-5-4】福原学園防火防災管理規程

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学には、講義室・演習室・学生自習室が併せて151室あり、教育施設、研究施設および厚生施設（学部校舎、大学研究室、図書館、附属研究機関、体育館、学生食堂、学生の課外活動施設等）は、全て同一敷地内に設置し、機能的、効率的に活用している。

本学附属図書館（徴古館）は、キャンパス中央に位置し、2,893.77㎡を有している。家政学部、人間科学部の分野を中心に約21万冊を所蔵している。閲覧座席数374席（収容定員の22.0%）、学生の自学自習に対応する施設はもとより、図書館内にグループ学習室を設置し、図書館の資源を活用した授業展開にも応えられる環境を整えている。

図書館の建物は、平成24（2012）年3月には文部科学省私立大学教育研究活性化設備整備費補助金によって、学生のアクティブ・ラーニングを推進するために多目的学習室（3階）を新設した。また令和元（2019）年度には照明器具を蛍光灯からLED灯へと取り替えを行った。

資料については、学部・共通教育センター教員選定図書、図書情報課選定図書、学生リクエスト図書、職員および非常勤教員リクエスト図書の4種類に分けて収集・整理している。また、図書館内には蔵書検索（OPAC）用のパソコンを5台設置している。卒業論文ならびにレポート作成における、蔵書検索や論文検索などの目的で活用され、多様な情報入手方法の習得について、授業担当者と図書館職員が連携して取り組んでいる。なお、図書館は、平日20時まで開館している。

さらに、映像資料については、約4,500の教材ソフトや映画ソフトを所蔵しており、学生がDVDなどを個人ブースで自由に視聴できる環境を整えている。【資料2-5-5～7】

ネットワーク環境等の整備については、学生への情報処理教育に関する支援を行う学術情報センターを設置しており、教育研究用の情報処理施設・機器および学内ネットワークを適切に管理し、情報リテラシー教育の支援を行っている。

情報処理施設としては、情報処理演習室1（60人収容）、情報処理演習室2（60人収容）、情報処理演習室3（40人収容）、情報処理演習室4（70人収容）の他、オープンルーム（40人収容）があり、いずれもインターネット環境を整え、ICT（情報通信技術）を活用した授業や学生の自主的学習室として整備している。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-5】令和4年度学生便覧（共通事項）【資料F-5】と同じ

【資料2-5-6】九州女子大学・九州女子短期大学図書館運営委員会要項

【資料2-5-7】令和3年度福原学園ファクトブック

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

キャンパス内のバリアフリー化については、平成 27（2015）年度に改修を行った思静館耐震改修工事に合わせ、エレベーターを設置したことにより、すべての講義棟でエレベーター、スロープ、障害者用トイレが設置された。

また、障害のある学生等の受け入れに関しては、平成 28（2016）年度より障害学生受入検討委員会を立ち上げ、障害のある学生等が有意義な学生生活を過ごせるよう教育研究環境整備に取り組んでおり、必要に応じ、教務委員会等の各種委員会や各学科・専攻の教員とも連携しながら個別対応をとる体制を整えている。【資料 2-5-8】

施設・設備については、安全性の確保に努めながら、関係法令等に基づいて定期的に専門業者による保守点検を実施しており、植栽の維持管理や学内清掃業務についても専門業者と委託契約を締結し環境美化に努めている。また、日常の設備管理等については、専門部署である法人事務局財務部管財施設課と大学総務課が常に連動し対応するとともに、必要に応じて専門業者にて修繕を行うなど安全管理に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-8】九州女子大学ホームページ（障害のある学生の修学支援について）

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、各学科・専攻の 1 学年の入学定員が 40～130 人と小規模であるため、従来から授業のクラスサイズは、教育効果を妨げる問題が生じにくい教育環境にある。一応の目安として、英語等の言語教育科目については 30～40 人程度、キャリア教育科目は 35～40 人程度、教養教育科目は最大 160 人、情報教育科目はパソコン教室の収容人数に応じ 40～70 人と設定している。また、専門教育科目についても、教育効果に配慮して、クラスサイズを 50 人以内に抑えて開講している科目もある。このように、すべての科目について、適切なクラスサイズを常に念頭に置いて、きめ細やかな指導ができるよう配慮を行っている。

ただし、令和 2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、3 密回避のため、クラスサイズや教室の収容人数等に鑑みて、教室変更の措置や遠隔授業を併用するなどの対応を図った。

なお、講義科目においても、必要に応じて演習やアクティブ・ラーニング、さらにはマルチメディアを活用し、教育効果の確保に対する工夫を行っている。【資料 2-5-9, 10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-9】令和 4 年度授業時間割表

【資料 2-5-10】九州共立大学および九州女子大学総合共通科目のクラスサイズを算出する基本方針※二大学共通教育機構運営会議資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学園の施設設備の将来計画を策定した第 3 次中期経営計画に基づき、福原学園教育研究環境整備委員会ならびに福原学園教育研究環境整備委員会九州女子大学部会において、今後の施設設備の整備を進めていく。

本学では耐震改修工事、校舎建替え、およびそれに伴う周辺外構工事が終了し、学生の

教育研究活動に適した環境を提供している。また、各施設設備の維持管理は、法令等に基づいて定期的に点検を実施しており、点検時に判明した不備等は迅速に対応し、今後も安全の確保に努めていく。さらに、教室等に設置している教育用備品の不備等においても緊急度に応じた、迅速的あるいは計画的な対応により、学修に適した環境の整備・維持に努めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援に対する学生の意見を直接汲み上げるため、授業評価に関しては、授業フィードバック・アンケートを、学修面全般に関しては、学生生活アンケートを実施している。

学生による授業評価に直接資する授業フィードバック・アンケートは、前期・後期それぞれ中間アンケート実施のうえで、学期末に実施し、授業改善に役立てている。ただし、令和 3（2021）年度前期においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての科目において、中間アンケートに代えて、可能な限り Web 等を通じて学生の意見・要望等を確認することの対応を図った。また、授業フィードバック・アンケートについては、全ての授業を遠隔授業で実施した科目を実施対象外とした。この授業フィードバック・アンケートは、授業に対する学生の満足度に関して無記名の選択・記述形式併用型のアンケートで、調査項目は授業内容、授業の分かりやすさ、担当教員独自の設問、教育設備、学生自身の授業態度・姿勢と自由記述欄で構成している。結果については、集計・分析し、授業改善の一助となるよう、各授業に関する集計結果と統計的処理に基づく重点改善事項に関する資料を当該授業担当者に配布している。授業担当者は自分の授業の現状把握し、教育改善に繋げることを目指している。【資料 2-6-1～3】

一方、学生生活アンケートは、学生生活全般に対する全学生の意向を問うもので、カリキュラムを含めた教育プログラムなど、教育環境の改善に役立てるものとしている。【資料 2-6-4, 5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】授業フィードバック・アンケート〔様式〕

【資料 2-6-2】令和 3 年度授業フィードバック・アンケート集計結果

【資料 2-6-3】授業フィードバック・アンケートに関する所見票〔様式〕

【資料 2-6-4】 令和 3 年度学生生活アンケート設問項目

【資料 2-6-5】 令和 3 年度学生生活アンケート集計結果

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-4-①で述べたように、学生生活の安定のための支援学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生に関しては、キャリア支援課、福原学園保健センターが中心的な役割を果たしている。【資料 2-6-6～8】

また、基準 2-6-①でも触れたように、学生生活全般に関する学生の意見を収集するため、全学生を対象とした「学生生活アンケート」および 1 年生を対象とした「新入生調査（ジェイ・サーブ）」で実態を把握し、学生サービスの改善に反映させている。【資料 2-6-9, 10】

さらに、学生の意見・要望を把握するため、学内に「意見箱」を設置している。「意見箱」に投函された学生の意見書は、学生部長とキャリア支援課担当職員で、月に 1 度の頻度で回収を行っている。回収された学生の意見・要望等については、学長を委員長とする意見箱開示委員会を設け、各部長と学生部委員の代表者 1 人で内容を検討し、対応策等について審議する。その回答結果は掲示板に文書で掲示し、学生に周知されている。本制度は記名を原則としているため、開示委員会で検討した結果をキャリア支援課担当職員が学生本人に直接回答する。ただし、平成 29(2017)年度より弘明館 1 階にコンシェルジュ（総合窓口）が設置されたことから、事務職員が直接的に学生の意見や質問を聞くことが可能となった。【資料 2-6-11, 12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-6】 令和 4 年度学生便覧（共通事項）【資料 F-5】と同じ

【資料 2-6-7】 福原学園保健センター規則

【資料 2-6-8】 九州女子大学ホームページ（保健室）

【資料 2-6-9】 新入生調査（ジェイ・サーブ）

【資料 2-6-10】 新入生調査（ジェイ・サーブ）集計報告書

【資料 2-6-11】 2022 年度キャンパスライフ

【資料 2-6-12】 意見箱の設置に関するガイドライン

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

基準 2-6-①および②において述べたように、本学では様々な機会を設け、学生の意見・要望を把握するように努めている。特に、施設・設備については、本学総務課において要望を集約し、緊急性を有すものについては、予算の範囲内で改善に努め、その他については、福原学園教育研究環境整備委員会において、優先事項および財源等を考慮し、検討を行うこととしている。【資料 2-6-13】

その結果、2-5-①で述べた施設・設備の整備へと結びついている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-13】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの施策を継続し、今後とも、あらゆる機会を設けて、学生の意見・要望の把握に努め、本学教育環境の整備を進める。

【基準2の自己評価】

本学において、入学定員の確保は、最も重要な課題の1つである。入学定員の確保については、学内の協力体制と情報共有による一体的な学生募集・広報活動の推進を図る。

本学では、各学科・専攻において、クラス担任制、アドバイザー制を導入しており、学修支援から学生生活に至るまで、教員が学生の状況を把握できているため、このシステムを継続して実施する。ただし、学科・専攻への依存度が高い傾向にあるため、教職協働を念頭に、事務職員の関与の度合いを高め、バランスが取れた大学運営を目指す。

令和元（2019）年度からインターンシップを正規科目として設置し、インターンシップへの取り組みを強化するとともに、研修期間が1ヶ月以上の長期のインターンシップの導入も視野に入れた取り組みが必要である。

本学では、様々な機会を設け、学生の意見・要望を把握するように努めてきた。学生の意見・要望の把握を今後も、継続して行う。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、学則第 1 条において、その目的を「本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。」と定めている。この教育目的ならびに建学の精神である学是「自律処行」に基づき、「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成する」を踏まえて、平成 27（2015）年度に全学共通の卒業認定・学位授与の方針（DP）を定め、その実現のため、全学共通の教育課程編成・実施の方針（CP）を定めている。

また、平成 30（2018）年度から実施されている第 3 次認証評価制度において、三つのポリシー（DP・CP・AP）に基づいた教育改革の PDCA サイクルの実践的な運用が内部質保証として求められていることや、高大接続改革において、学力の三要素（①知識・理解、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を踏まえた入試制度改革を実施する必要があることから、入学者受け入れの方針（AP）の見直しを行った。

大学全体の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」に区分して策定し、この卒業認定・学位授与の方針（DP）を土台として、各学科・専攻は各々の専門分野に則した卒業認定・学位授与の方針（DP）を平成 28（2016）年度に定めた。これにより、大学全体および各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）に整合性と一貫性を持たせている。

大学全体および各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、「教員ハンドブック」「学生便覧」「教務ガイダンス」等の学内の刊行物に掲載し、学生および教職員に広く周知するとともに、大学ホームページにおいて学外へも公開している。【資料 3-1-1～4】

大学全体および各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）を表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 大学全体の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・理解	社会人に相応しい教養および専攻する学問分野における基本的な知識を体系的・構造的に理解するとともに、学んだ知識や自己のあり方等について、文化、社会、自然等と関連つけて理解している。
汎用的技能	日本語を始めとする複数の言語及び多様なコミュニケーションの方法を用いて他者と円滑にコミュニケーションができ、地域や社会における課題に取り組むための課題発見力、論理的思考力及び課題解決力を有している。
態度・志向性	自らを律し、自己の良心や社会のルールに従って行動できるとともに、他者と積極的かつ効果的に協調・協働して行動できる。さらに、地域や社会の一員としての意識を持ち、その改善や発展に向けて貢献しようとする態度を有している。

表 3-1-2 人間生活学科の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・理解	家政学士として相応しい教養を身につけ、衣分野・食分野・住分野それぞれの知識、技術および考え方を体系的に理解し、科学的に解明できる。
汎用的技能	1. 衣分野・食分野・住分野それぞれの知識、技術を用いて、社会に求められる情報を提供することができる。 2. 地域や社会における課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を有している。
態度・志向性	自らを律し、自己の良心や社会のルールに従って行動し、地域や社会の一員としての意識を持って、協調性を発揮し、学びを活かして地域・社会に貢献することができる。

表 3-1-3 栄養学科の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・理解	管理栄養士として相応しい教養を身につけ、専門領域の知識、技術を修得し、理解している。
汎用的技能	1. 管理栄養士としてのコミュニケーション・スキルとホスピタリティを身につけている。 2. 食と栄養の課題に取り組むための課題発見、論理的思考力及び課題解決力を有している。
態度・志向性	自らを律し、自己の良心や社会のルールに従って行動し、協調性を持って、人々の健康と福祉に貢献することができる。

表 3-1-4 人間発達学科 人間発達学専攻の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・理解	教育者・保育者に相応しい広い視野と学際的教養を身につけ、専門領域の知識・技能および考え方を体系的・構造的に理解している。
汎用的技能	1. 子どもを取り巻く人的環境・特性を理解し、子どもや保護者などとの円滑なコミュニケーションをとることができる。 2. 教育・保育における課題に対して、課題発見・解決能力、論理的思考力を有している。
態度・志向性	将来の教育者・保育者として自らを律し、自己の良心や社会のルールに従って行動し、協調性をもって、地域や社会の発展のために積極的に貢献することができる。

表 3-1-5 人間発達学科 人間基礎学専攻の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・理解	教育者・企業人に相応しい広い視野と学際的教養を身につけ、専門的な知識や技能を、教育や企業のあり方と結びつけて理解している。
汎用的技能	1. 社会人としてのコミュニケーション・スキル及び情報リテラシーを身につけ、活用することができる。 2. 教育・企業社会における課題に対して、課題発見・解決能力、論理的思考力を有している。
態度・志向性	将来の教育者・企業人として自らを律し、自己の良心や社会のルールに従って行動し、地域や社会の発展のために積極的に貢献することができる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-2】令和 4 年度版教員ハンドブック

【資料 3-1-3】令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-4】令和 4 年度教務ガイダンス【資料 F-12】と同じ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定については、評価責任者により、シラバスに明記したとおり、試験・レポート・授業への参加状況等の総合的評価によって行われている。授業への出席については、「学生便覧」に記載のとおり、試験の受験資格を原則として、開講回数の 3 分の 2 以上の受講回数としているため、教員は毎回正確に出席確認を行っている。

成績評価に対する学生の確認・異議申し立ては、原則として、教務課を通じて教員へ報告され、担当教員が対応した結果は教務課を通じて、学生に回答している。

本学では、学則第 47 条に卒業認定基準を明確に定めており、卒業認定・学位授与の方針 (DP) に則り適正に運用している。また、進級の基準については家政学部ならびに人間科学部履修規程第 24 条に定めており適正に運用している。さらに各学部の履修規程にお

いて、関連する項目について詳細に定めており、それらの規定に基づいて単位認定、進級および卒業認定等を実施している。【資料 3-1-5】

また、単位認定、進級・卒業認定、卒業認定・学位授与の方針（DP）は、学生に配布する「学生便覧」の他、ホームページにも掲載し、学内外に広く周知している。なお、学生はポータルサイト（UNIPA）を利用し、Web 上で成績通知表を閲覧・印刷が可能となり、常時単位の取得状況を確認できるようにしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-5】令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部的一年間の授業期間、単位の計算基準、単位の認定および進級、卒業認定については、学則および各学部の履修規程において詳細に定めており、それらの規定に基づいて厳正に適用している。【資料 3-1-6】

単位は、履修登録手続きを正しく行い、授業に出席したうえで、シラバスに明記している各科目の評価基準に従って認定している。シラバスでは、授業科目ごとにその授業の概要、授業の到達目標および卒業認定・学位授与の方針（DP）と授業到達目標との関係を示し、そのうえで各授業科目の成績評価の方法について、授業到達目標への到達努力の評価と最終到達度の評価の基準で 100%となるように明記している。なお、総合共通科目である言語・異文化理解科目、情報教育科目、キャリア教育科目区分における複数教員が担当する同一名称科目については、領域科目担当者会議を開催し、統一シラバスにより成績評価基準に教員による差異が生じないように配慮している。

このように単位の認定に関しては、学則および履修規程上で明確に規定されており、シラバスに示す成績評価基準に基づいて、厳正に行っている。特に、シラバスには各回授業の予復習課題の内容を記載して、単位の実質化の一助にしている。【資料 3-1-7】

表3-1-6 成績評価・GPA換算表

合 否	評価基準	「成績通知書」 評価表示	「成績証明書」 評価表示	G P (Grade Point)
合 格 (単位修得)	100～90点	秀	秀	4.0
	89～80点	優	優	3.0
	79～70点	良	良	2.0
	69～60点	可	可	1.0
不 合 格	59～ 0点	不可	表示されない	0
	出席不良	無資格		0

成績は、表 3-1-6 に示すように、評価基準の点数に応じて秀、優、良、可、不可で評価され、可以上を単位修得評価として認定している。なお、評価基準の点数が不合格で不可となった場合、成績通知書の記載については、評価点数が、59～0 点の場合は「不可」、出席不良の場合は「無資格」と表記し、不認定となった理由をより明確にすることで、学

生の学修改善に繋がるようにしている。また、成績評価はポイント換算し、GPA (Grade Point Average) 算出の基礎点として、履修指導等に活用している。

学生の成績は、学務情報システム「GAKUEN」から出力して卒業・進級判定資料としてまとめ、学科会議で確認のうえ、卒業については学長が教育運営委員会の意見を聴いて、卒業を認定し卒業証書を授与している。進級については教育運営委員会等で査定のうえ、評議会において所定の要件を満たした学生に認定している。【資料 3-1-8】

表 3-1-7 に令和元 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度における卒業者数と卒業延期者数の推移を示す。表 3-1-7 に示すように、毎年 2% 前後の卒業延期者が出ている。

表 3-1-7 令和元 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度における卒業者数と卒業延期者数

	令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人間生活学科	栄養学科	人間生活学科	栄養学科	人間生活学科	栄養学科
卒業者 (人)	22	76	35	81	43	86
卒業延期者 (人)	1	2	1	5	1	2
合 計 (人)	22	78	36	86	44	88
	令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人間発達学専攻	人間基礎学専攻	人間発達学専攻	人間基礎学専攻	人間発達学専攻	人間基礎学専攻
卒業者 (人)	123	54	107	49	100	59
卒業延期者 (人)	1	3	0	5	0	0
合 計 (人)	124	57	107	54	100	59

本学では、入学前の既修得単位の認定については、学則第 37 条に規定しており、教務委員会を経て教育運営委員会で審議のうえ、決定している。【資料 3-1-6】

学則第 36 条に規定している大学以外の教育施設等での学修と併せて上限を 60 単位とし、学科会議・教務委員会・学部教育運営委員会の承認を経て認定する。編入学生の単位認定は上限を定め、一括認定と個別認定を併用し、前述の審議手続きを経て認定している。他大学等における既修得単位の認定についても、学則および履修規程に認定の対象となる事項や認定の手続き等を明記し、適切に処理している。なお、学科の教育理念との関連性および総合共通教育の重要性の観点から、英語、英語コミュニケーション、情報処理演習、日本語表現法、キャリアデザインの各科目において、編入学後に編入生用アチーブメント・テストを実施して個々人の能力を査定したうえで単位認定の可否を判定している。

【資料 3-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-6】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-7】 令和 4 年度授業計画 (シラバス) 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-8】 令和 3 年度卒業査定資料

【資料 3-1-9】 各学科 3 年次編入学生単位認定に係る認定方法について

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学修成果を重視した教育課程の運用を行っている。今後も、教育課程については、運用実態等の検証ならびに評価を行っていく。また、三つのポリシー（DP・CP・AP）については、教育目的を踏まえた内容の一貫性、整合性、明瞭性、具体性の観点から毎年度の検証を行う。

進級・卒業要件査定以外の通常の単位認定については、全教員に対し、各学期の成績提出締切日を厳守とした周知徹底を行っている。締切日以降に成績変更等が生じた場合は、当該教員に対し、教務部長に宛てた理由書の提出を求め、厳正に取り扱うこととしている。また、複数教員が担当する同一名称科目については、成績評価基準の統一とその厳正な適用を図るため、今後も領域科目担当者会議において調整・検討を行う。

GPA 制度については、進級査定時の活用などの利用拡大についても具体的検討を進める。その一つとして、令和 3（2021）年度後期からは、GPA を利用した組織的な学修支援体制による学生指導を開始した。今後、効果的な運用について検討を行う。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、学則第 1 条に示す教育目的を踏まえて全学共通の卒業認定・学位授与の方針（DP）を定め、その実現のため、全学共通の教育課程編成・実施の方針（CP）を定めている。【資料 3-2-1】

また、各学部においても、全学共通の教育方針と各教育課程との関連を明確にするために、人材養成および教育研究上の目的等を学部の専門性や特色に応じて具体的に定め、その目的等を踏まえて、各学科・専攻ごとの卒業認定・学位授与の方針（DP）および教育課程編成・実施の方針（CP）を定め、各種印刷物や本学ホームページで学内外へ周知している。【資料 3-2-2～4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-2】 2022（令和 4）年度九州女子大学入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 3-2-3】 令和 4 年度版教員ハンドブック

【資料 3-2-4】 九州女子大学ホームページ（3 つのポリシー）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学全体の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、3つの領域（「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」）から成り、各教育課程を修め、教育目標に到達した学生に卒業を認定し、学位を授与することとしている。

この卒業認定・学位授与の方針（DP）を実現するため、大学全体の教育課程編成・実施の方針（CP）は、教育内容、教育方法、教育評価ごとに方針を定め、教育課程に反映させている。

基準3-1-①で詳述したとおり、各学部は、学則第3条において、「人材養成及び教育研究上の目的等」を定めるとともに、卒業認定・学位授与の方針（DP）および教育課程編成・実施の方針（CP）を定めて明確化している。

また、学科・専攻ごとにカリキュラムツリーおよびカリキュラムフローチャートを毎年度に作成することで、人材育成目標に照らし、教育課程の適切性を継続的に検証する体制を整備している。このような編成によって、大学全体ならびに学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）と教育課程編成・実施の方針（CP）には相互に関連性を持たせている。

【資料3-2-5, 6】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-5】令和4年度学生便覧【資料F-5】と同じ

【資料3-2-6】九州女子大学ホームページ（カリキュラムフローチャート）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の各学科・専攻における教育課程は、教育課程編成・実施の方針（CP）に即して体系的に編成しており、その詳細は以下のとおりである。【資料3-2-7～11】

<大学共通>

本学の教育課程は大きく総合共通科目と専門教育科目で編成している。総合共通科目には、「教養教育科目」、「言語・異文化理解科目」、「情報教育科目」、「健康教育科目」、「キャリア教育科目」の5つの履修区分がある。全学共通に配置している総合共通科目の「キャリアデザインⅠ」・「キャリアデザインⅡ」・「キャリアデザインⅢ」は、本学学生としての大学生活の設計、文章作成能力の向上、キャリア形成の初歩等の初年次教育、課題解決型学習による社会人基礎力の育成、就職およびキャリア形成に向けた準備について学ぶことを目的とする。このキャリア教育科目を含めた総合共通科目は、現代社会を生き抜くために必要不可欠な能力を育てる科目を配置している。

専門教育科目については、学生に高い専門性を修得させるとともに、自発的思考を基に自らの将来像を早期から描き、卒業認定・学位授与の方針（DP）に沿った人材を養成するため、各学科・専攻の特色を踏まえた科目群を設定し、各授業科目を各科目群に分類している。

また、各学科・専攻ごとにカリキュラムツリーおよびカリキュラムフローチャートを作成し、教育課程の体系化を明確にするとともに、学生の履修指針として活用できるように配慮している。併せて、カリキュラムツリーにおける科目群ならびにその科目群内における位置付けを簡潔に表す科目ナンバリングを整備し、授業科目の系統性を明確にしている。

本学では開講する全ての授業科目についてシラバスを作成している。シラバスの基本的な形式や内容は、全学的に統一され、シラバスの形式・内容・編集等については、評議会のもとにある教務委員会が中心となり策定し、授業内容・方法とシラバスの記載事項の整合性を確保するため、シラバスの位置付けと役割は「教員ハンドブック」やシラバス作成要領を通じて、授業科目を担当する全ての教員に周知している。

シラバスの項目は、授業概要・到達目標・授業計画（週数、テーマ、授業内容、備考欄）・成績評価方法・教科書・参考書等としている。また、平成 25（2013）年度より、シラバス記載内容の第三者による確認作業を実施するなど、シラバスの厳格化にも努めており、より多角的な評価を行うよう成績評価方法・基準等について一部を見直し、シラバス作成要領も明確化するなど改善を行っている。平成 27（2015）年度より、第三者による確認の精度を高めるため、新たに「授業計画（シラバス）確認チェックシート」を基に確認作業が実施している。さらに平成 28 年度より、優秀なシラバスを好事例シラバスとして紹介し、記載内容を参考に改善を促すなどの充実も図っている。

令和元（2019）年度のシラバスにおいては、準備学習（予習・復習等）の具体的な内容と時間数および課題（試験・レポート等）に対するフィードバックの内容や方法について明記するように改善し、令和 4（2022）年度も改善した内容でのシラバス作成を実施した。このように、シラバスは授業内容・方法との整合性を考慮して充実させるとともに、第三者による確認のためのチェックシートの内容見直しを図るなど、組織的な点検・検証を毎年度学部教育運営委員会等において行っている。

また、本学では、履修指導の一貫として、年間履修単位の上限を平成 23（2011）年度より 48 単位とし、単位制度の実質化を確保している。ただし、成績優秀者等の履修上限については 48 単位を越えて履修を認めることができることを規定し、運用している。

このように、各学科・専攻における教育課程を教育課程編成・実施の方針（CP）に即して体系的に編成しており、その具体的内容は以下のとおりである。

表 3-2-1 大学全体の教育課程編成・実施の方針（CP）

教育内容	1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目は、心身ともに健康かつ文化的に豊かな人生を送るために必要な知識・技能に関わる分野の科目を配置する。 2. 専門教育科目は、各学科・専攻の専門教育と教養教育との連携強化を図り、基本的な内容から応用・発展的な内容まで体系的に学べるように科目を配置する。
教育方法	1. 講義形式の授業とともに、学生の主体的な学び（アクティブ・ラーニング）を引き出すために少人数授業、習熟度別授業、双方向的・学生参加型授業、課題解決型授業などの多様な授業形態を取り入れた教育方法を実施する。 2. 海外研修や実習などの体験的な学習活動を実施する。
教育評価	1. 各授業は、シラバスによって明確化された到達目標と成績評価基準に従い、単位を付与する。 2. 各学科においては、所定の学年終了時に一定以上の修得を課すこととする。＊

＊ 令和3年度入学生より、進級要件を全学的に統一し、2年次から3年次への進級について、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定することとした。このことを踏まえ、学年進行する令和4年度以降の教育課程編成・実施の方針（CP）においては、「教育評価」の「2.」を削除することとしている。

<家政学部>

家政学部は、学士（家政学）に係る必修科目として学部共通科目の「家政学概論」を開設するとともに、学校教員、フードスペシャリスト、ピアヘルパーなどの免許・資格取得に必要な科目を配置している。令和元（2019）年度には、教育職員免許法改正に伴う教職課程再課程認定に対応するため、「教育相談論」を、学部共通科目区分から教職に関する専門教育科目区分に移動し、15科目29単位とした。さらに、専門教育科目のスリム化および適切な科目配置を図り、学部共通科目は現在9科目18単位としている。

人間生活学科は、人間生活を共生と再生という視点から分析し、より望ましい生活のあり方について考える力を養成するための専門教育科目を配置している。専門教育は、学部共通科目と5領域（家族・生活経営領域、衣環境領域、食生活領域、居住環境領域、生活工学・情報領域）の専門教育科目および卒業研究（5科目10単位）を開講していたが、平成25（2013）年度より、学部共通科目と人間生活基礎科目（13科目23単位）と衣生活分野（17科目27単位）、食生活分野（11科目17単位）、住生活分野（21科目42単位）および卒業研究（5科目10単位）の開講に変更し、学生自身が目標とする分野を見出しやすくした。

また、平成27（2015）年度からの総合共通科目の改編と同時に、知識の活用能力、論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、幅広い学際的能力等を総合する力を身に付けるカリキュラムを確立するために、令和元（2019）年度の教職課程再課程認定の対

応を経て、専門教育科目のスリム化を図る教育改革を継続させ、令和 2（2020）年度入学生から、専門教育科目区分を学部共通科目（9 科目 18 単位）、基幹科目（10 科目 27 単位）、家庭科教員科目（16 科目 24 単位）、インテリアデザイン科目（21 科目 40 単位）およびライフデザイン科目（17 科目 30 単位）として、学生の将来の出口を意識した構成にした。

表 3-2-2 家政学部 人間生活学科の教育課程編成・実施の方針（CP）

教育内容	1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、人間の生活を科学的に解明するために必要な衣・食・住・生活経営・情報等に関する専門知識と技術を学べるように科目を配置する。 2. 専門教育科目は、「基幹」、「家庭科教員」、「インテリアデザイン」、「ライフデザイン」の 4 領域で構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで体系的に学べるように科目を配置する。 3. 専門的な知識と技術をより深く理解するための実験・実習・演習を充実させる。
教育方法	1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。 2. 実験・実習・演習においてはグループ学習を取り入れ、協調性を身につけるとともに、課題解決能力を育成する。 3. 卒業研究は、身につけた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな個別指導を実施する。
教育評価	1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。 2. 2 年生終了時には、それまでの専門教育科目の必修科目の一定以上の修得を課すこととする。[※] 3. 4 年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって、総合的に評価する。

※ 令和 3 年度入学生より、進級要件を全学的に統一し、2 年次から 3 年次への進級について、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定することとした。このことを踏まえ、学年進行する令和 4 年度以降の教育課程編成・実施の方針（CP）においては、「教育評価」の「2.」を削除し、「3.」を繰り上げることとしている。

栄養学科は、管理栄養士として必要な食と栄養および健康・福祉に関する専門的な知識と技術を体系的に学ぶために、管理栄養士学校指定規則（厚生労働省）に準拠して専門基礎分野と専門分野に関わる科目を配置することを教育課程編成・実施の方針（CP）として明文化している。なお、平成 25（2013）年度入学生からは新カリキュラムを導入し、必修科目として専門基礎分野と専門分野に合計 61 科目 96 単位の科目を配置した。その後も継続的に教育課程を検証し、令和 2（2020）年度入学生から、専門基礎分野 40 単位、専門分野 48 単位、卒業に要する修得単位数をこれまでの 135 単位から 124 単位を配置するカリキュラムに改編した。

以上の編成・方針、科目区分、必修・選択の別および単位数については、「学生便覧」の「家政学部履修規程」および「大学教職課程履修規程」において明記している。

表 3-2-3 家政学部 栄養学科の教育課程編成・実施の方針（CP）

教育内容	1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、管理栄養士として必要な食と栄養および健康・福祉に関する専門的な知識と技術を体系的に学べるように科目を配置する。 2. 専門基礎分野として「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」の領域の科目を配置する。 3. 専門分野として「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」の領域の科目を配置する。 4. 専門的な知識と技術をより深く理解するための実験・実習を充実させる。
教育方法	1. 管理栄養士国家試験受験資格取得を目指して外部模擬試験や e-ラーニングを導入し、きめ細やかな個別指導を行うなど、徹底した管理栄養士養成教育を実施する。 2. 実験・実習・演習においてはグループ学習を取り入れ、協調性を身につけるとともに、問題解決能力を育成する。 3. 臨地実習は、実践活動の場での問題発見、解決を通して専門知識と技術の統合を図り、管理栄養士としての実践能力を身につける。
教育評価	1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。 2. 2年生および3年生終了時には、それまでの専門教育科目の必修科目の一定以上の修得を課すこととする。＊ 3. 4年間の学修成果は、管理栄養士総合演習（必修）によって、総合的に評価する。

＊ 令和3年度入学生より、進級要件を全学的に統一し、2年次から3年次への進級について、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定することとした。このことを踏まえ、学年進行する令和4年度以降の教育課程編成・実施の方針（CP）においては、「教育評価」の「2.」を削除し、「3.」を繰り上げることとしている。

<人間科学部>

人間科学部の教育課程は、家政学部と同様に、総合共通科目と専門教育科目によって編成している。専門教育科目には、共通科目、基礎科目、基幹科目、卒業研究、臨地科目、教職関連科目、自由科目および留学生特別科目の8つの履修区分を設定している。なお、専門教育科目は基礎科目と基幹科目に区分され、基礎的内容から応用・発展的内容まで体系的に学べるよう科目を配置している。

人間発達学科人間発達学専攻では、基礎科目と基幹科目の専門教育科目は、①児童発達、②乳幼児発達、③特別支援教育の3分野で構成され、各分野の基礎的内容から応用・発展

的内容まで体系的に学べるように科目を配置している。

人間発達学科人間基礎学専攻では、人間が心身ともに健康かつ文化的に豊かな人生を送る基礎として、①心理学、②国語・書道、③図書館・情報の3分野を置き、それに対応する3コースを設置し、幅広い教養と各分野における最新の知識や技能を修得させることにより、目的に応じた実践的能力や免許・資格を有する人材の育成を行っている。また、令和2（2020）年度から公認心理師対応科目を配置した。

表 3-2-4 人間科学部 人間発達学科 人間発達学専攻の教育課程編成・実施の方針（CP）

教育内容	1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、児童発達コースと乳幼児発達コースの2コースで構成し、人間の発達に関する専門的知識と技術を学ぶことができるように、系統的に科目を配置する。 2. 専門教育科目は、「児童発達」、「乳幼児発達」、「特別支援教育」の3分野で構成し、基礎科目と基幹科目に区分し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるよう科目を配置する。
教育方法	1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。 2. 演習・実験・実習においてはグループ学習を取り入れ、協調性を身につけるとともに、課題解決能力を育成する。 3. 卒業研究論文は、身につけた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな個別指導を実施する。
教育評価	1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。 2. 2年生終了時には、それまでの配当授業科目のうち、一定以上の修得を課すこととする。* 3. 4年間の学修成果は、卒業研究論文（必修）によって、総合的に評価する。

※ 令和3年度入学生より、進級要件を全学的に統一し、2年次から3年次への進級について、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定することとした。このことを踏まえ、学年進行する令和4年度以降の教育課程編成・実施の方針（CP）においては、「教育評価」の「2.」を削除し、「3.」を繰り上げることとしている。

表 3-2-5 人間科学部 人間発達学科 人間基礎学専攻の教育課程編成・実施の方針 (CP)

教育内容	1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、心理学、国語・書道、図書館・情報の3コースで構成し、心理学・日本文化及び情報処理等に関する実践的能力や免許・資格に関する専門的知識と技術を学ぶことができるように科目を配置する。 2. 専門教育科目は、「心理学」、「国語・書道」、「図書館・情報」の3分野で構成し、基礎科目と基幹科目に区分し、基礎的内容から応用・発展的内容まで体系的に学べるよう科目を配置する。
教育方法	1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。 2. 演習・実験・実習においてはグループ学習を取り入れ、協調性を身につけるとともに、課題解決能力を育成する。 3. 卒業研究論文は、身につけた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな個別指導を実施する。
教育評価	1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。 2. 2年生終了時には、それまでの配当授業科目のうち、一定以上の修得を課すこととする。[*] 3. 4年間の学修成果は、卒業研究論文（必修）によって、総合的に評価する。

^{*} 令和3年度入学生より、進級要件を全学的に統一し、2年次から3年次への進級について、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定することとした。このことを踏まえ、学年進行する令和4年度以降の教育課程編成・実施の方針（CP）においては、「教育評価」の「2.」を削除し、「3.」を繰り上げることとしている。

人間発達学科では、平成22（2010）年度以降の入学生については、人間発達学専攻・人間基礎学専攻ともに、キャリア教育科目を含めた総合共通科目 30 単位以上の修得に加えて、専門教育科目を94単位以上、合計124単位以上が卒業要件としている。所属コースごとの修得単位条件は、コース基礎科目 16 単位以上、コース基幹科目 20 単位以上としており、他専攻科目の卒業要件単位への参入は、共通科目を除き 16 単位まで認めている。

以上の編成・実施方針、科目区分、必修・選択の区分および単位数については、「学生便覧」の「人間科学部履修規程」および「大学教職課程履修規程」において明記している。

上述のとおり、人間科学部人間発達学科両専攻の教育課程では、それぞれの専門性を修得するうえで、総合共通科目と専門教育科目による適切な授業区分を設定し、授業形態については、講義・演習・実験、校外実習等に区分して開講している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-7】 令和4年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-8】 令和 4 年度授業計画（シラバス）【資料 F-12】 と同じ

【資料 3-2-9】 令和 4 年度版教員ハンドブック

【資料 3-2-10】 九州女子大学ホームページ

（3 つのポリシー）（カリキュラムフローチャート）

【資料 3-2-11】 カリキュラムツリー（学科・専攻別）

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は全学共通の教育課程を導入し、この教育課程の円滑な運用のために共通教育センターを設置している。共通教育センターには専任教員・兼任教員を配置し、教養教育の推進および運用上の責任体制を明確にしている。

少人数教育を推進するにあたり、同一科目を複数クラスで開講している科目は、科目の円滑な運用のために領域科目担当者会議を開催している。一方で、教養教育は、各学部の専門教育との連携が不可欠であり、各学部の人材育成方針および教育目標と齟齬のないよう、教務委員会において最終的な調整を図る体制を構築している。【資料3-2-12, 13】

加えて、本学は併設校である九州共立大学の教養教育担当者が所属する九州共立大学共通教育センターとともに九州共立大学・九州女子大学共通教育機構を平成 23（2011）年度に組織化した。この九州共立大学・九州女子大学共通教育機構のもとには、両大学における教養教育の在り方を検討するため、教職協働による九州共立大学・九州女子大学共通教育機構運営会議および九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務部会を設置して、両大学における教養教育の共通化、教務面の連携・調整、人的資源の有効活用（人材交流）等の検討を行い、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構が主導して策定した新たな教養教育課程（総合共通科目）を平成 27（2015）年度から導入した。その後、完成年度である平成 30（2018）年度に平成 27（2015）年度からの 3 年間の検証を踏まえ、「日本語、英語の重視」および「社会常識と判断力育成」を中心として、新たな教養教育課程（総合共通科目）を令和元（2019）年度から導入した。

なお、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務部会は、新たな教育課程の開始に伴い、総合共通科目および担当教員等に関する調整・検討機能のさらなる充実を目的に、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会に組織変更した。【資料 3-2-14～15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-12】 九州女子大学教務委員会要項

【資料 3-2-13】 九州女子大学共通教育センター教務委員会の運営に関する申し合わせ

【資料 3-2-14】 九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会の設置について

【資料 3-2-15】 九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会要項

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（a）授業の方法や内容の工夫

本学では、各学部が学部の特色を踏まえて、授業の方法や内容に工夫を行っている。詳細は以下のとおりである。【資料 3-2-16～19】

<家政学部>

家政学部では、学生の授業への主体的参加について、授業形態や授業科目によってその方法はさまざまであるが、教員の一方的な授業でなく、学生と対話する意識を強く持ち、双方向型授業の実践に努めており、各科目の準備（予習・復習等）について、より具体的な内容を提示することで学生の主体性を向上させている。

人間生活学科では、学生の希望取得免許・資格の種類により履修モデルに従って履修させている。基幹科目に配置した必修科目は、その他の領域を有機的に関連付ける役目を果たしている。各領域の知識や技能の活用能力、論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、幅広い学際的能力等を総合し、発信および提案する力を身に付けることを目的とし、プレゼンテーション資料作成等に必要な情報に関する科目も含まれる。

主体的な学びの力を高めるために、1 年次から課題解決型授業を展開し、前年度にその授業を体験した 2 年生がファシリテーターを務めることで、連動性を持たせている。3 年次には、学生自身が身に付けてきた人間生活学科の学びを、オープンキャンパスに来校した高校生やその保護者へ説明するとともに、九州女子短期大学子ども健康学科 1 年生とのコラボレーション授業ではファシリテーターを務めている。学生が人間生活学科で得た知識や技術を学内外の他者へ伝えることを通して、学びの再確認と再構築をする機会を設け、将来地域や社会に貢献することができる意識とスキルを育んでいる。また、教養教育・専門教育の集大成として、卒業研究に向けた調査、演習、実験・実習を行っている。そのうえで、学生の主体的な学問的探求心を養うため、各分野の演習科目で学修した専門知識・技術を駆使して研究テーマに取り組む「卒業研究」を行っている。

栄養学科では、初年次教育に関して、早くから入学前教育を導入する等、その強化、充実に努めている。入学前教育においては、学科の専門教育科目の基礎となる知識や考え方を学修することを目的とし、入学予定者全員に課題（「入学前教育の課題」）を課す方法で実施しており、平成 26（2014）年度からは、入学者全員を対象にして、内容も充実させた。具体的には、栄養学科の専門教育科目担当教員全員が「入学前教育の課題」を作成し、1 年次前期の正課授業としてオムニバス形式で課題解説を行う教育課程とした。

栄養学科は、「人間の栄養に強い、食と調理に強い、栄養管理に強い、人の健康と福祉に貢献できる実践力と人間力に優れた管理栄養士の育成」を目指している。そのために、1 年次より人体の構造と機能および疾病の成り立ち分野、食べ物と健康分野の実験・実習科目を配置し、さらに、3 年次の臨地実習を効果的に実施するなど、実践力を育成する工夫を行っている。また、管理栄養士国家試験の合格に繋げるべく、科目配置や授業内容の面で年度末に検証し、次年度の計画立案を行っている。

<人間科学部>

人間科学部では、教育目標を十分に達成できる科目を配置し、学士課程に相応しい教育内容を提供している。1・2 年次には総合共通科目、学部共通科目を配置し、基礎教育を充実させている。また、専門教育科目は、低学年の概論的内容から、高学年の専門的な内容へと順次バランスよく配置し、発展させている。特に少人数での演習や実習の配置によって、教育内容を充実させている。

また、初年次教育・高大連携に関しては、まず、新入生に対して、高大の接続を重視した教育内容を提供する。人間科学部で行う最初の高大接続のための個別指導は、入学直後

の学外研修で行われる。これは専攻単位で近隣の宿泊施設で親睦を深めつつ、履修指導を中心に個別指導を行うことを目的としている。教務担当教員の指導の後、アドバイザーが相談に応じて学生は履修計画を立てている。ただし令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症により、例年実施していた学外研修は中止とし、学内での研修に切り替えた。

なお、平成 19（2007）年度から、入学時に英語のプレイスメント・テストを実施しており、その結果を基に能力別クラス編成を行っている。今後も、英語教育における能力別クラス編成の適切な運営と授業成果の確認によって、教育の質の保証を図る。

人間発達学科では基礎となる児童発達、乳幼児発達、特別支援教育、心理学、国語・書道、図書館・情報の各分野については、分野ごとに基礎科目、基幹科目の区分を設けることにより、基礎的な内容から応用・発展的内容へと展開するように、年次に応じて科目を配置している。また、1 年次には総合共通科目を中心に履修が可能となるように、1 年次における専門教育科目の配置数を抑えている。教職関連科目、教職に関する専門教育科目では、教員免許取得のために必要となる科目を配置することにより、1 年次から 4 年次までの体系的な学修が可能な科目を配置している。

授業は、一般講義、演習、実験、実習やフィールドワーク等学生の主体的活動を促す体験型授業を取り入れて多様な方法で行っている。さらに、ICT 機器、プロジェクター、電子黒板等のマルチメディアを活用した双方向型授業を行い、社会状況の変化に対応する教育方法の工夫を行っている。

人間発達学科各専攻（人間発達学専攻・人間基礎学専攻）では、他専攻の科目履修を可能とするようブリッジ制を採用している。ブリッジ制により学生の希望に応じて学びの幅の広さも確保している。さらに、「卒業研究」に学生が円滑に臨めるよう「キャリアデザインⅠ」（1 年次開講）、「キャリアデザインⅡ」（2 年次開講）および「キャリアデザインⅢ」（3 年次開講）を通じた指導も行っている。

（b）シラバスを活用した教授方法および内容の周知

学生に対して、授業の方法および内容、ならびに授業計画を詳細に明示するシラバスを作成している。これには、授業科目ごとにその授業の到達目標を示し、卒業認定・学位授与の方針（DP）に基づく授業の到達目標との関係が示され、学生に対して、各授業科目の学修に係わる評価の基準を明記している。

シラバスには、1 単位の授業科目に必要な 45 時間の学習を考慮して、各回授業の予・復習課題も記載して授業時間外に必要な学修等を指示し、単位の実質化を図っている。

また、学生の主体的な学びを引き出すため、アクティブ・ラーニングを授業内へ積極的に取り入れており、シラバスに記載欄を設け内容を明記している。

さらに、各授業科目について、当該科目担当者とは別の教員がシラバスの校閲を行うシラバスの第三者確認制度を整備し、科目名称と授業内容ならびに到達目標と教育目標等の適切性、複数コマ開講の同一科目の内容等の統一化、当該科目と関連する科目の授業内容の連続性、成績評価方法の適切性、課題（レポート）や試験に対する説明および、フィードバックの方法などについて、まさしく第三者の視点で確認し点検する仕組みを継続して運用している。また、シラバス記載内容の改善を図るため、好事例シラバスを紹介する取り組みも行っている。【資料3-2-20】

(c) 教授方法の改善を進めるための組織的な取り組み

本学では、評議会のもとにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）推進委員会を設置し、建学の精神および教育理念に立脚した教育の質的向上に資するために組織的な研修および研究の取り組みを推進している。【資料3-2-21, 22】

取り組み事項としては、授業フィードバック・アンケートを継続して実施しており、詳細は基準3-3-②で述べるが、アンケートは毎学期末に非常勤も含めた全教員・全授業科目に対して実施し、その集計結果を踏まえてアンケートを実施した全教員に「授業フィードバック・アンケートに関する所見票（結果についての所見・次回に向けての展望）」の提出を求め、次期の授業方法の改善へフィードバックする方法で行っている。集計結果および所見票は、教務課で取りまとめのうえ、図書館にて公開している。併せて、各授業における日常的な評価に対する適時な授業改善の重要性に鑑み、学期途中での中間アンケート（ミニアンケート）を実施し、授業展開に即座にフィードバックできるように対応している。【資料3-2-23】

また、具体例を参考にして教授方法の改善を図る目的で、すべての教員が他の教員の担当授業を参観する授業相互参観を行い、授業参観記録の提出を求める取り組みも実施している。【資料3-2-24】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-16】 令和 4 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-17】 カリキュラムフローチャート（学科・専攻別）

【資料 3-2-18】 履修モデル（学科・専攻・資格別）

【資料 3-2-19】 主要科目の特長（学科・専攻別）

【資料 3-2-20】 令和 4 年度シラバス記載内容の第三者（担当教員以外の者）による確認について

【資料 3-2-21】 九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程

【資料 3-2-22】 令和 3 年度 FD 研修会資料

【資料 3-2-23】 授業フィードバック・アンケートに関する所見票〔様式〕

【資料 3-2-24】 令和 3 年度授業相互参観報告書

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活アンケートの結果を基に、さらに詳細な学生の学修時間の動向実態や学修行動の把握を行い、全学的な IR 活動として分析を進める。加えて、各学部の教育課程を通じた学修成果の把握をするためのアセスメントテストの体系化や、卒業時の学生の学修成果を社会に提示するための手法の開発等、具体的な質保証の取り組み強化の方法についても検討を進める。また、教養教育については、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会を活用し、教養教育の円滑な実施に向け、総合共通科目に関する調整・検討を進める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学生の学修状況、資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等、教育目的の達成状況を点検・評価するため、多様な取り組みを行っている。これらの取り組みの大半は、第3次中期経営計画に具体的な業務・事業として掲げ、毎年度の成果指標の目標値を定め、実績値を報告している。目標値に未達の場合、取り組みの内容や方法について、会議体等で適切に改善・修正を施し、次年度の取り組み策定に臨んでいる。【資料3-3-1】

(a) 特色ある教育研究活動の構築

- ① 社会のニーズを反映した教育課程や教員組織の検討を委員会等で継続して実施し、安定的な定員充足のもと、教育を行う環境の確保に努めている。
- ② 各学科・専攻で実施している教員採用試験、国家試験、資格取得支援等の総合対策を継続的に実施している。【資料 3-3-2】
- ③ 学生への丁寧な教育と質の高い特色ある教育活動を実践するための基礎となる研究活動の活性化および研究業績の蓄積を一体的に支援し、教員の研究活動の促進を図っている。

(b) 学修成果を重視した教育課程の構築

- ① 学修成果の見える化を図り、新入生に対しては英語能力を把握するため、プレイスメント・テストを行い、習熟度別のクラス編成とシラバスに明記する授業における到達度評価に利用するとともに、在学生に対しては、1 年生と 3 年生を対象に「GPS-Academic」(GPS : Global Proficiency Skills program) を実施し、学生の社会人基礎力や全国平均との比較等を通じて、客観的にデータを把握して、シラバス作成における到達目標の設定や学生指導等に役立てている。【資料 3-3-3】
- ② 学生の意識調査としては、学生生活アンケートを実施し、学生生活全般にわたる実態を正しく把握し、今後の学生サービスの改善等に反映させるための基礎データの収集を行っている。【資料 3-3-4】
- ③ 本学の学修成果に係る教育の質保証について、学生の評価を集約するため、卒業生を対象に卒業時アンケートを実施し、学生の満足度を把握している。また、卒業して3年以内の卒業生に対して、現在の就職状況、在学時の授業、大学に対する意見等を把握するため、卒業生アンケートを実施している。本学の教育、各種支援内容の検証を行い、教育改革や学生支援の実施の資料としている。

なお、卒業生の就職先に対するアンケートについても実施しており、在学中に身に付けさせる学力や資質・能力などが、進路・就職状況等から教育の成果や効果が上がっているかを検証している。【資料 3-3-5～7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 令和 3 年度福原学園ファクトブック

【資料 3-3-2】 履修モデル（学科・専攻・資格別）

【資料 3-3-3】 2021 年度 GPS-Academic レポート「アセスメント結果からみる九州女子大学家政学部・人間科学部の特徴」

【資料 3-3-4】 学生生活アンケート結果報告書

【資料 3-3-5】 令和 3 年度学生生活アンケート集計結果

【資料 3-3-6】 卒業生アンケート実施結果報告書

【資料 3-3-7】 卒業生のキャリアの状況等に関する調査について

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、専任・非常勤の全教員に対し授業改善、資質向上を図るため、授業を展開するにあたり留意すべき基本的な姿勢や考え方、関連する各種の資料やデータを冊子にまとめた授業マニュアル「教員ハンドブック」を毎年継続的に発行しており、毎年の活動の振り返りによる授業改善の取り組み事例等を盛り込み、改訂を重ねることで、継続的組織的なFD活動の一つとして位置付けるとともに、全学的な情報共有化を通じて、FDの実質化の一助とし、各教員の授業展開に活用している。【資料3-3-8】

また、教育内容・方法の改善および水準の向上への取り組みについて、本学では学生による授業フィードバック・アンケートを継続して実施している。授業フィードバック・アンケートは、前期・後期それぞれ1回、全教員・全授業に対して実施し、その結果を各授業担当者に配布している。その評価を踏まえた授業改善については、集計結果を基に所見票の提出を義務化し、集計結果と併せて図書館で公開しており、この仕組みにより、各授業担当者が教育内容・方法の改善および学習指導等の改善に取り組んでいる。【資料 3-3-9～12】

授業フィードバック・アンケートによる教育改善を補完するための方策として、事前に任意の様式にて中間アンケートを行うこととし、授業期間途中での学生からの授業に対する意見・要望等を徴することで、学期途中の早期における授業振り返り・改善を可能とし、中間アンケートで指摘された内容を次回以降の授業展開に即座に反映できるようになった。

さらに、授業においては、シラバスに掲載した学修の到達度を測定するため、適時、中間テストの実施やレポートを提出させ、学修成果の到達度を把握し、授業改善の資料としている。

加えて、「見て学ぶ」を目的とした全専任教員による授業相互参観を年1回（前期または後期）開催し、他の教員の授業を参観し、参考にすることで授業改善に役立てている。なお、実施後には参観報告書の提出を義務付けており、参観を受けた教員も、その評価を参考として一層の授業改善・向上を図る仕組みとなっている。【資料 3-3-13, 14】

ここで、各学科・専攻における学修成果の把握に関する具体例を記載する。

人間生活学科では、専門教育科目は20～30人程度の比較的少人数の科目が多く、各教員が学生の名前と顔を一致させ、学生の理解度を把握しながら授業を進めることができている。

る。また、卒業研究の成績評価は、卒業認定・学位授与の方針（DP）に合致したルーブリック評価票を用い、学科教員全員で判定会議を行っている。

栄養学科では、管理栄養士国家試験合格률을重要視し、毎年度に合格率の数値目標を掲げ、達成するための効率的かつ有効な方策を学科会議で決定している。令和元（2019）年度、令和2（2020）年度卒業生の国家試験合格率は、それぞれ100%、94.9%であった。

人間科学部では、FD推進委員会が作成する「教員ハンドブック」の配布を通じ、FDの趣旨等に係る理解の促進を図り、授業改善に繋げている。また、学生の免許・資格取得を重要視し、学科専攻では、毎年教員採用試験対策や資格取得のための支援方策を立案し、運営、検証することで、学修成果の把握を行い、教育改善・向上を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-8】令和4年度版教員ハンドブック

【資料3-3-9】令和3年度前・後期授業フィードバック・アンケートの実施について

【資料3-3-10】授業に対するフィードバック・アンケート〔様式〕

【資料3-3-11】令和3年度授業フィードバック・アンケート集計結果

【資料3-3-12】授業フィードバック・アンケートに関する所見票〔様式〕

【資料3-3-13】令和3年度教育力向上のための授業相互参観の実施について

【資料3-3-14】令和3年度授業相互参観報告書

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価方法については、全学的に様々な取り組み・改善が行われ、今後もさらなる工夫や改善を行う。とりわけ授業フィードバック・アンケートの集計・分析結果から出てくる新たな課題への迅速な対応が図れるように、適切な実施に向けFD推進委員会を中心に検討する。

また、IR活動については、IR推進委員会において、学園的視野での推進を強化し、データの収集と管理の一元化に加え、数値化・可視化に向けた分析を行い、分析結果に基づいた教育の質保証や向上に関する支援をより組織的に推進していく。

中期計画における事業計画および事業報告書、自己点検・評価報告書は、本学ホームページ上に公開しているが、授業改善に関してFD活動の取り組みや授業フィードバック・アンケートの結果等についても、大学ホームページにおいて公開に向けた検討を行う。

【基準3の自己評価】

教育課程および教授方法は、教育目的を踏まえた三つのポリシー（DP・CP・AP）を明確に掲げ、周知している。そのうえで、卒業認定・学位授与の方針（DP）を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、を策定し周知して厳正に運用している。

教育課程および教授法については、卒業認定・学位授与の方針（DP）を踏まえその実現のため、一貫性のある教育課程編成・実施の方針（CP）を策定し、その方針に沿って体系的に教育課程を編成している。また、この教育課程の円滑な運用のため、教養教育を専門教育科目とともにバランスよく配置している。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施は、学生の意見を取り入れ、シラバスによる明確な授業到達目標の提示やアクティブ・ラーニングの取り組みなどにより、改善・工夫を行

っている。

学修成果の点検・評価方法の確立とその運用は、特色ある教育研究活動および学修成果を重視した教育課程を構築するとともに、学修成果に係る数値目標を第3次中期経営計画に掲げ、毎年度に検証のうえ運用している。

教育内容・方法および学修指導等の改善については、FD推進委員会を中心としたFD活動として、教員ハンドブックの継続的な発行、授業フィードバック・アンケートによる授業改善への取り組み、教員相互による授業参観の実施等を通じ、学修成果の点検・評価を組織的に実施している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

「福原学園学長選考規則」により、「学長は、学是「自律処行」の建学の精神を継承し、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから、理事会が選考する。」と規定している。また、「九州女子大学組織規則」第3条により、「学長は本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している。この規定に基づいて、学長は最高責任者として大学の管理運営を掌っている。【資料 4-1-1, 2】

学部長においては、「福原学園学部長等選考規則」に基づき、学長が指名し理事会で選考することにより、学長の教育方針に基づく学部の管理運営を円滑に推進できる人材の登用が可能となっている。学部長は、学部に属する校務を掌り、関係職員を指揮監督することが「九州女子大学組織規則」に規定され、学部の管理運営の任務に就いている。【資料 4-1-3】

学長のガバナンス強化を図り円滑な大学運営を行うため、特定の事項について企画・立案および連絡調整等を行う支援体制とし、学長特別補佐を「福原学園学長特別補佐選考規則」に基づいて、学長の任期の範囲内で学長が選考している。【資料 4-1-4】

学長のリーダーシップのさらなる強化を目的として、意思決定組織についても次なる改編を行った。これまでの教授会は、その審議事項に応じた機能別教授会（教育運営委員会・入学試験委員会・教員人事計画委員会）として改編し、さらに各種委員会を評議会のもとに置くことで、本学の教育研究に関しては全て学長が評議会において意見を徴したうえで意思決定を行う仕組みを構築した。【資料 4-1-5】

なお、評議会は、学則第10条において、「本学に学長の意思決定を補佐する機関として評議会を置く。」と規定している。評議会では、学長が議長を務め、大学の管理および運営に関する重要事項を審議し、学長の意思決定を補佐するため、事務局各課の課長を構成員に加え、教員と事務職員の意見を反映させることで協働関係の強化を図っている。【資料 4-1-6】

また、大学の教育・研究に関わる方針、大学予算、教員人事およびその他大学の重要課題等について審議し、学長の大学経営におけるリーダーシップを支援するための諮問機関として経営協議会を設置している。【資料 4-1-7】

これにより、意思決定そのものもさることながら、決定事項の実施や情報の伝達におい

でも迅速化が図られ、学長の的確な経営判断と強力なリーダーシップを下支えする機能を構築している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-1-1】 福原学園学長選考規則
- 【資料 4-1-2】 九州女子大学組織規則
- 【資料 4-1-3】 福原学園学部長等選考規則
- 【資料 4-1-4】 福原学園学長特別補佐選考規則
- 【資料 4-1-5】 令和 4 年度九州女子大学教授会の審議事項について
- 【資料 4-1-6】 九州女子大学評議会規則
- 【資料 4-1-7】 九州女子大学・九州女子短期大学経営協議会規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

基準 4-1-①で述べた教授会の役割の明確化に関しては、平成 27（2015）年の学校教育法改正の趣旨に則り、機能別に教授会を置くこととした。具体的には、入学者選抜のための入学試験に関することを審議する入学試験委員会と、主に教員の教育研究業績の審査に関することを審議する九州女子大学大学教員人事計画委員会の二委員会は、その審議内容の重要性に鑑み本学の教授会と位置付けることとした。また、両学部の教授会については、学校教育法第 93 条第 2 項 1～3 号に規定する内容について学長に対し意見を述べる機関として学部教育運営委員会に、さらに全学教授会を全学教育運営委員会に名称を変更し、上述の二委員会と併せこれら 4 つの委員会を本学の教授会と位置付けることとした。

この改革は、まず学則において教授会の定義を変更したうえで、「九州女子大学教授会規則」を廃止すると同時に「九州女子大学教育運営委員会規程」を新たに制定し、従来の教授会の役割であった教育研究に関する審議機関を学長に意見を述べる機関に変更することを明確化した。【資料 4-1-8～11】

なお、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に該当する審議事項は、その基本方針を明文化し、審議する事項については学長裁定として大学ホームページに掲載している。【資料 4-1-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-1-8】 九州女子大学学部教育運営委員会規程
- 【資料 4-1-9】 九州女子大学教員人事計画委員会規程
- 【資料 4-1-10】 九州女子大学入学者選抜規程
- 【資料 4-1-11】 九州女子大学組織規則
- 【資料 4-1-12】 令和 4 年度九州女子大学教授会の審議事項について

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

福原学園の事務組織は、「福原学園組織規則」に規定する法人の事務組織と、「九州女子大学組織規則」に規定する大学の事務組織とで構成しており、各組織が連携・協力を図りながら本学の管理運営体制の根幹を支えている。

法人事務組織には、法人事務局と経営企画本部があり、法人事務局には秘書室と総務課

を束ねる総務部および経理課と管財施設課を束ねる財務部があり、理事長・副理事長直轄の経営企画本部には、改革推進室、共通教育支援室、国際交流・留学生支援室および IR 推進室がある。また、理事長直轄の内部監査室を設置している。【資料 4-1-13, 14】

大学事務組織は教務部および学生部を設置し、教員が部長職を務める教務部長および学生部長とともに、事務組織上の責任者として事務局長が置かれている。事務処理組織としては、総務担当の総務課、教務部担当の教務課と入試広報課、学生部担当のキャリア支援課が置かれている。

本学の事務に関する業務執行は、学長の指揮監督のもと、大学事務組織の責任者である事務局長が統括している。事務組織は、事務局長のもとに編成しているが、このうち、大学機能の核である教育と学生支援を担う教務部（教務課、入試広報課）および学生部（キャリア支援課）では、それぞれ、部長に教員を、また、副部長に教員もしくは職員を兼務にて配置しており、教職協働体制を採ることによりその機能性を高めている。事務局長は、法人全体の管理運営組織である理事会、評議員会、福原学園常務理事会（以下「常務理事会」という。）、福原学園経営戦略会議（以下「経営戦略会議」という。）の構成員であり、そこでの審議内容や決定事項等については、速やかに当該事項を所管する部署に周知している。加えて、毎週月曜に事務職員の管理職等で構成する事務連絡会を主催し、各課長等から当該課等の懸案事項、会議・行事予定や、日々の業務で発生する様々な問題点や課題を持ち寄り協議する場として活用している。

大学の教育・研究および運営に関する事項を審議し、学長の意思決定を補佐するため、評議会において事務局各課の課長を構成員に加えるとともに、教員と事務職員との協働関係の強化を図っている。また、各種委員会には、教員とともに事務職員も構成員となり、日常的案件から将来計画に涉り、評議会で審議し学長決定された事項、教育支援に関する企画提案、データ収集ならびに資料作成等の全てを協働で遂行し、大学改革等の大学運営に事務職員が積極的に参画している。

本学では、課題検討および企画立案の場である各種委員会から評議会に至るまで事務職員と教育職員が構成員として加わり、事務組織と教学組織との連携協力関係を確立している。

法人事務局の事務組織と本学の事務組織は、事務の内容により分担を行っている。本学における教学の改革事業に関する事務については、法人事務局の経営企画本部改革推進室が所掌している。特に、大学の改組計画等の重要案件は、学園全体の将来構想に深く関わることから経営サイドの事務組織である改革推進室が主導して進めることとしている。また、共通教育に関することや国際交流・外国人留学生の受け入れに関することなど学園内連携校との協力・調整が必要な事案については、それぞれ、経営企画本部の共通教育支援室や国際交流・留学生支援室が所掌し、両大学間の調整を図りながら事務を遂行している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-13】 福原学園組織規則

【資料 4-1-14】 九州女子大学組織規則

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年の学校教育法改正の趣旨に則り、ガバナンス体制の総点検・見直しを行い、特に機能別教授会の設置と評議会を中心とした意思決定組織の改編を行ったが、今後も教学マネジメントの機能性向上に向けた改革を行う。

大学運営をさらに強化するため、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）研修会等の実施により事務職員の能力および資質の向上に取り組む。

毎年度初めに、当該年度の重要な課題や取り組みについて、学長方針で示しており、今後も教職員全員に対し、改善・改革に向け一丸となった体制を確立していく。

近年の大学を取り巻く厳しい情勢下において、本学においても学部・学科改組、教育サービスの質向上等、大学改革を継続的に行っていくことが必須である。大学運営や学生支援等の専門性の高い職種については、アドミッションオフィサーの養成や人材確保等、各教職員の資質向上を図ることが急務となっている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところにより、教員に対しては、広く知識を授けると共に、専門の学術および優れた人格を教授する能力・資質を求めており、学則に掲げる各学部・学科の教育研究上の目的に相応しい教員による組織編成を基本方針としている。この基本方針を実践するため、本学では、「福原学園就業規則」により、教員の採用は、「福原学園任用規則」を定め、これに基づく「九州女子大学教育職員選考基準」に則り公募している。教員の昇任については、「福原学園昇任昇格規程」を定め、「九州女子大学教員人事計画委員会規程」および「九州女子大学教育職員昇任要項」において、本学が求める教員の能力・資質に関する基準を設けている。これらは、規則および規程等により明確に定め、適切に運用している。【資料 4-2-1～6】

本学は、家政学部人間生活学科、栄養学科の2学科、人間科学部人間発達学科に人間発達学専攻、人間基礎学専攻の2専攻、計2学部3学科2専攻の構成である。教育課程を適切に運営するための必要な教員は、大学設置基準第13条の規定に基づき収容定員規模に応じて適切に配置している。

令和4（2022）年度の教員配置については、大学設置基準に定める家政学部の必要専任教員数は13人であるが、21人（うち、教授12人）の専任教員を配置しており、同様に、人間科学部の必要専任教員数は20人であるが、33人（うち、教授15人）の専任教員を配置して

いる。また、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数は17人で、全教育課程で大学設置基準上必要な専任教員数が50人であるのに対し、助教以上の専任教員数は55人である。内訳は、教授27人（49.1%）、准教授16人（29.1%）、講師12人（21.8%）で設置基準を上回っており、本学の教育課程上の教員配置について問題はない。

このように、大学設置基準上の必要専任教員数を上回る専任教員を配置しており、教員一人当たりの在籍学生数は全体平均で約24人となっている。これは、本学がきめ細やかな少人数教育により、即戦力で自律した職業人を養成するための実践的な専門教育に対応するために、十分な教員配置を行っていることを示している。

なお、助教以上の専任教員の年齢別構成は表 4-2-1 のとおりであり、概ね均衡が取れている。

表4-2-1 助教以上の専任教員の年齢別構成（令和4（2022）年5月1日現在）

	職位	年齢										合計
		66-73	61-65	56-60	51-55	46-50	41-45	36-40	31-35	26-30	21-25	
人数 (人)	教授	5	12	3	6	1	0	0	0	0	0	27
	准教授	2	0	4	3	2	2	3	0	0	0	16
	講師	0	0	1	2	2	1	4	1	1	0	12
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	7	12	8	11	5	3	7	1	1	0	55
構成率 (%)		12.7	21.8	14.5	20.0	9.1	5.5	12.7	1.8	1.8	0	100

専任教員の1週当たりの授業時間については、標準授業担当コマ数（1コマ90分）を半期に教授・准教授が原則8コマ以上、講師は原則7コマ以上、助教が6コマ以上と定めている。

また、学長特別補佐、学部長、図書館長、学科長、センター所長、各部長職等の職位に応じ、学長が特別の減免を要すると認めたときは、授業担当コマ数を減免することとしている。これにより、各教員の授業時間数の平準化を図るとともに、役職者の業務負担に対しコマ数軽減の調整も行い、より大学運営に参画できるような体制作りにも資するようにしている。【資料4-2-7】

さらに、この各標準コマ数を超えて担当する場合は、教員人事評価にプラス評価として反映している。

令和3（2021）年度の平均担当授業時間数は、家政学部は、教授14.3コマ、准教授17.7コマ、講師14.5コマである。人間科学部は、教授15.2コマ、准教授17.4コマ、講師14.9コマ、助教18.0コマである。教授および准教授は標準授業担当コマ数より少ない平均担当授業コマ数となる場合もあるが、この職位層は役職者等が多く、減コマ調整を行っているためである。講師および助教は、ほぼ標準担当コマ数となっており、専任教員の授業担当時間の配分は適切である。【資料4-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 福原学園就業規則

【資料 4-2-2】 福原学園任用規則

- 【資料 4-2-3】九州女子大学教育職員選考基準
- 【資料 4-2-4】福原学園昇任昇格規程
- 【資料 4-2-5】九州女子大学教員人事計画委員会規程
- 【資料 4-2-6】九州女子大学教育職員昇任要項
- 【資料 4-2-7】平成 27 年度以降標準授業担当コマ数の設定について
- 【資料 4-2-8】令和 3 年度教員担当科目一覧

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質向上を図る方策として、FD 推進活動等組織的な取り組みは、大学設置基準第 25 条の 3 に基づいて、「九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程」を制定し、設置した FD 推進委員会が中心となり、定期的に活動している。【資料 4-2-5】

令和 3 (2021) 年度の FD 活動については、第 1 回 FD 研修会を令和 3 (2021) 年 9 月 3 日に「研究活動に関する事項について」をテーマとして開催した。内容は、コンプライアンス推進責任者である事務局長より、公的研究費の不正使用および研究不正防止について説明を行ったうえで、令和 3 (2021) 年 2 月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」について、運用における改正点および運用上の注意事項等に関する文部科学省作成の動画を視聴するとともに、令和 4 (2022) 年度の科学研究費助成事業申請のポイントとして令和 3 (2021) 年度の科研費獲得教員が事例紹介を行った。第 2 回 FD 研修会は、令和 3 (2021) 年 11 月 25 日に「教育活動に関する事項について」をテーマに開催した。内容は、ICT を利用した授業改善、および、大学教育の質向上を目指した教育活動の推進を目的に、遠隔 (オンライン) 授業導入による教育方法の改善、学修成果の評価方法等について、学内教員 3 名が自らの実践に基づく事例を紹介した。【資料 4-2-9~11】

教員評価については、「福原学園就業規則」に基づき、「福原学園人事評価規程」を定め、人事評価を行っている。この評価制度は、「人事評価規程」に規定する「人事評価表」に基づいて、各教員 (被評価者) が提出する自己申告シート等を踏まえて学部長等 (評価者) が評価するものである。評価は年 1 回、4 月 1 日から 3 月 31 日までを評価の対象期間として実施され、評価の結果は昇給等の人事処遇に反映させている。

大学教員の評価項目は、「教育評価」「研究評価・対外活動評価」「管理運営」の三つに大別され、「教育評価」は「講義等」「学習支援」「課外活動・生活支援」「学生評価」の 4 点、「研究評価・対外活動評価」は「研究業績」「外部資金」「対外活動」の 3 点の評価対象にポイントを置き、可能な限り客観的な判断ができるよう数値を取り入れた評価を行っている。評価は、各教員が自己申告した素点と、一次評価者である学部長および学長に配分された裁量による評価点の合計点数をもって行われ、最終的な評価は経営戦略会議のもとに設置している大学教員人事評価委員会で決定する。

この評価制度は、3 年間の試行期間を経て、平成 24 (2012) 年度から本格導入しており、教員の改善努力や成果を公正公平に評価し、これを処遇に結び付けることで、各教員の教育力および研究能力の向上に役立てている。さらに、平成 26 (2014) 年度からは教員の職

務意欲を一層高めることで教育の質向上と組織の活性化を図ることを目的として、人事評価結果を基に、成績評語がS評価であった教員を当該年度の最優秀教員として、また授業フィードバック・アンケートの集計結果による学生の授業評価等が優れていた教員を当該年度のベストティーチャーとして公表する取り組みを行っている。【資料 4-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-9】九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程

【資料 4-2-10】令和3年度第1・2回FD研修会次第

【資料 4-2-11】令和3年度第1・2回FD研修会について（報告）

【資料 4-2-12】福原学園人事評価規程

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置については、本学の教育課程に即して、欠員の補充および新規採用を現行の規程に基づいて進める。また、全学的なFD活動は、今後ともFD推進委員会主体の取り組みを継続する。さらに、FD活動と教務委員会等関係委員会との連携を図り、FD実質化の検証体制の確立や、内部質保証および学修成果測定に係る評価の視点を強化する。

教員の人事評価は、今後も実施状況および活用状況の検証を重ね、改良を施す。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

福原学園では、平成 21 (2009) 年度から教職員全員を対象とした人事評価制度を導入し、昇給・昇任等の人事処遇に反映させている。事務職員は、毎年 3 月に当年度における業務遂行度について評価者（上司）が「福原学園人事評価規程」に規定する評価要素に基づいて評価を行う。評価要素は、「成果」と「プロセス」に大別され、「成果」については「仕事の質」と「仕事の量」の要素に、「プロセス」については「規律性」「責任性」「協調性」「積極性」の各要素に、それぞれ 2～4 の着眼点が設定されており、評価者（上司）は被評価者（部下）の日々の業務内容や取り組み姿勢を勘案しながら絶対評価を行い、評価点基準に従って±1 点の範囲内で点数化する。評価者の評価結果は、経営戦略会議のもとに設置された事務職員等人事評価委員会において、評価者それぞれが独立の立場で評価することに伴う評価の誤差が調整された後、等級別に相対評価が行われ、昇給等の人事処遇に反映させる成績評語（SABCD の 5 段階）が決定する。【資料 4-3-1】

この人事評価を実施するにあたっては、これに関連するツールを設け、定期的な上司と

部下の面談を促すことによって、部下の資質・能力、上司の部下育成能力の向上に努めている。4 月には上述の人事評価結果についてフィードバック面談を行い、前年度における仕事の成績を正しく自覚させ、当年度に向けた動機付けを行っている。そのうえで、被評価者（部下）は自らの職位と担当する業務について自己チェックを行い、これを踏まえた当該年度の課題を抽出し個人の目標を記載する「自己チェックシート」を作成し、あらためて面談を実施し、上司と部下による個人目標の共有を行うこととしている。【資料 4-3-2～4】

さらに 11 月には「自己申告制度」を実施している。これは、職務や職場に関する希望と意見を収集し、本人の処遇と能力開発に役立てることを目的としたもので、課長相当職以下の者について「自己申告表」を作成・提出させ、この自己申告表に基づいて上司との面談を実施し、上述の自己チェックシートとは異なる側面からの自己評価に対する助言を行い、人事評価の基礎情報を収集している。【資料 4-3-5】

事務職員の資質向上を目的とした研修は、「福原学園事務職員等研修規程」に基づいて、体系的に実施している。研修は、本規程に定められた福原学園事務職員等研修委員会において毎年度の研修計画を企画立案しており、階層別研修を中心とし、PC スキルアップ研修等を実施している。階層別研修では、接遇・ビジネスマナー等の社会人基礎を学ぶ「初任者研修」、40 歳以下の職員の自己活性化を促す「若手職員育成セミナー」、昇格した者を対象とした「中堅職員育成セミナー」、将来の管理職候補として選別された者を参加させる「管理職養成セミナー」がある。【資料 4-3-6, 7】

その他、本学では学外研修への参加も奨励しており、教務・教職事務、経理事務、学生指導および就職指導等の専門業務に関して外部機関が主催する説明会や研修会に積極的に参加させることを予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため対面による研修会が Zoom 等による開催となったことから、学内における研修会に重点を置き実施した。

SD 研修会としては、令和 4（2022）年 4 月に学長による本学の使命、展望および当該年度の方針や目標を教職員に明確に示し、共通理解と協働体制の構築に努めた。また、令和 3（2021）年 2 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正されたことに伴い、改正内容、本学の対応方針およびコンプライアンス教育を SD 研修会に位置づけ、公的研究費の運営・管理に関わる教職員だけでなく、不正防止への意識向上と啓発に努めた。

また、大学運営の基礎となる本学の財務状況の理解を目的とする SD 研修会を実施し、事業活動収支を中心に現状把握と分析による課題の共有および大学運営への意識向上を図った。

その他、大学の教育改革等に係る教育研究を支援することを目的として実施している「特別教育研究プログラム」の成果報告会を研修会として、本学の特色ある教育の取り組みについて、教職員が知識・情報の共有を図っている。なお、令和 3（2021）年度においては、研修会として企画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により対面による研修会は行わず、特別教育研究プログラム成果報告書を作成し、誌上開催として実施した。【資料 4-3-8～13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】福原学園人事評価規程

- 【資料 4-3-2】 人事評価に関する自己チェックシート作成および面談実施について
- 【資料 4-3-3】 人事評価に係るツールおよび面談の流れ
- 【資料 4-3-4】 人事評価にあたって職務遂行度の自己チェックシート〔様式〕
- 【資料 4-3-5】 福原学園自己申告制度実施要綱
- 【資料 4-3-6】 福原学園事務職員等研修規程
- 【資料 4-3-7】 学校法人福原学園令和 3 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ
- 【資料 4-3-8】 令和 4 年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について
-学長方針-
- 【資料 4-3-9】 九州女子大学・九州女子短期大学におけるコンプライアンス教育・啓
発活動の実施計画
- 【資料 4-3-10】 令和 3 年度第 2 回 SD 研修会「学園全体と本学の財政状況について」
- 【資料 4-3-11】 令和 3 年度特別教育研究プログラム成果報告会（案内）
- 【資料 4-3-12】 令和 3 年度特別教育研究プログラム成果報告書

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 研修会については、大学職員として育成・スキルの向上・教職協働等、研修内容の多様化を図り、教職員が合同で研修できるように取り組む。加えて、令和 3（2021）年度から事務組織の在り方とその所掌事務の見直しを行ったが、これからも改革業務に傾注することができる環境の整備に取り組む。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

福原学園では、経営戦略会議のもとに福原学園教育研究環境整備委員会を設置し、施設の老朽化に伴う建て替えや耐震化等の計画・推進を中心とした福原学園全体の教育研究環境整備について、財政状況を踏まえながら中・長期的な視野で再配置計画の検討を進めている。この委員会のもとに本学の部会を設置しており、この部会では、福原学園教育研究環境整備委員会からの諮問事項に関する協議や連絡調整を行うとともに、同委員会に上程することを前提として大学独自の将来計画の策定についても協議している。【資料 4-4-1】

専任教員の全てに専用の研究室を確保し、必要な物品を配備するとともに情報機器等も配備しており、通常の設備の他にネットワーク環境を整備し、図書館資料の検索・国内外の文献の検索を可能としている。【資料 4-4-2】

教員は、年度初めに教育職員研究計画書を提出し、学部長の承認を経て各教育運営委員会で情報共有を行っている。また、年度終了後には、教育職員研究実績報告書の提出を義務付け同様に教育運営委員会で情報共有を行うことで、教員の計画的な研究活動を支援する体制が整っている。【資料 4-4-3】

その他、大学の教育改革等に係る教育研究を支援することを目的として、学内公募型の「特別教育研究プログラム」により教育の質向上および教員の教育研究意欲の向上を図っている。

本学では、研究成果の公表として「九州女子大学紀要」を年 2 回発行し、また「九州女子大学学術情報センター研究紀要」の発行も行っている。本学では、紀要は学術論文だけでなく、資料、調査報告等も掲載可能としている。【資料 4-4-4, 5】

なお、研究活動における研修機会の確保は、各教員の必要性に応じて研修申請がなされれば、学長・学部長の判断によって、教育活動に支障のない限り認められている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】令和 3 年度福原学園教育研究環境整備委員会議事録

【資料 4-4-2】学科・専攻別教員研究室一覧表及び配置図

【資料 4-4-3】令和 3 年度教育職員研究計画書及び令和 2 年度教育職員研究実績報告書

【資料 4-4-4】令和 3 年度九州女子大学紀要

【資料 4-4-5】九州女子大学学術情報センター研究紀要

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

平成 14(2002)年 4 月に、動物を用いる実験、ヒトを対象とした実験等を実施する際に、それぞれの指針の趣旨に沿って倫理的配慮のもとに行われることを目的とした「九州女子大学実験領域に関する倫理委員会規程」を施行した。実験領域に関する倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）は、各学部の教員のうち学長が推薦した委員によって構成されており、教職員がヒトや動物を対象とする実験等を実施する場合は、同委員会に事前に所定の申請書を提出し、審議承認後、九州女子大学評議会に上程され、審議の結果を踏まえ学長が決定している。

動物実験においては、「九州女子大学・九州女子短期大学動物実験室利用手引き」を平成 22(2010)年 4 月に施行し、動物実験実施者が、適正な実験動物の飼養保管および動物実験の実施を図るために必要な事項を定めており、動物実験は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針（平成 18(2006)年文部科学省告示第 71 号）を遵守し実施している。【資料 4-4-6, 7】

また、社会科学系の教育研究については、学科会議にて審議し、判断が難しい場合は倫理委員会で審議することとしている。学生の卒業論文作成に伴うアンケート調査等についても、担当教員の十分な教育・指導のもとに実施しているが、判断が難しい場合は学科会議や倫理委員会で審議することとし、この実施手続きは、平成 23(2011)年 5 月 19 日開催の各学部教授会にて文書で報告され全学的に周知のうえ、適切に運用している。

一方「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が令和 3(2021)年 2 月 1 日に改正されたことから、「九州女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程」、「公的研究費の不正防止等に関する基本方針」、「公的研究費不正防止計画」、

「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」および「教職員の公的研究費に関わる行動規範」等を改正し、ガイドラインに基づく体制整備と教育・啓発活動の実施ならびに適切な運営・管理に努めている。さらに、監事の対応として、監事による不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の常務理事会等への定期的な報告等を要件化し、内部監査室の対応として、監事および会計監査人との連携強化を図った。【資料 4-4-8～12】

また、本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の平成 27（2015）年 4 月からの運用開始に併せ、研究者などによる不正行為などを防止するため、「九州女子大学研究活動上の不正行為等防止規程」に基づき、九州女子大学研究活動不正防止委員会を設置している。平成 28（2016）年度からは、研究者倫理教育として、日本学術振興会が発刊する研究倫理図書「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」の通読、および日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニング（eL CoRE）」を全教員に受講させ、受講修了証（3 年間有効）の提出を義務付けている。【資料 4-4-13～15】

さらに、FD 研修会においても、毎年コンプライアンス推進責任者である事務局長より、研究倫理の遵守について説明し、教員の研究倫理の意識の醸成に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-6】九州女子大学実験領域に関する倫理委員会規程

【資料 4-4-7】九州女子大学・九州女子短期大学動物実験室利用手引き

【資料 4-4-8】九州女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程

【資料 4-4-9】九州女子大学・九州女子短期大学公的研究費の不正防止等に関する基本方針

【資料 4-4-10】九州女子大学・九州女子短期大学公的研究費不正防止計画

【資料 4-4-11】九州女子大学・九州女子短期大学コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

【資料 4-4-12】九州女子大学・九州女子短期大学教職員の公的研究費に関わる行動規範

【資料 4-4-13】九州女子大学研究活動不正防止委員会要項

【資料 4-4-14】九州女子大学研究活動上の不正行為等防止規程

【資料 4-4-15】令和 3 年度研究者倫理教育の実施報告および令和 4 年度研究者倫理教育の実施について

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、研究活動の活性化を図るため、個人研究費を教員（助教以上）に一律配分しているが、科学研究費助成事業等競争的資金に申請した場合、さらに研究費を加算する制度を設けている。

加えて、学長の大学改革理念に基づいて、教育の質的転換、地域発展、大学間連携などの改革に対する全学的・組織的取り組みに対する支援を強化するため、さらには、第 3 次中期経営計画における教育活動に基づく研究を推進するために、研究活動の支援として、特別教育研究費プログラム制度により、大学教育の質向上への一体的な取り組みプログラム（1 件 80 万円まで）、海外協定校共同研究プログラム（1 件 100 万円まで 1 件以内）の 2 種類について募集を行い、審査の結果、令和 3（2021）年度は 5 件が採択された。

また、毎年2回開催しているFD研修会のうち1回については、研究活動に関する研修を行っており、科研費獲得教員による申請に係るポイントの講習を盛り込み外部資金獲得に努めている。【資料 4-4-16～18】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-16】 令和3年度特別教育研究プログラム成果報告書

【資料 4-4-17】 福原学園予算管理規程

【資料 4-4-18】 令和3年度FD研修会資料

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の経年劣化への対応と震災等に対する安全対策は第3次中期経営計画に基づいて実施する。

また、競争的研究資金（科学研究費補助金等）に関しては、内部監査室の監査を毎年実施している。監査結果による指摘事項については、改善案を検討し、適切な運用改善に取り組んでいる。

【基準4の自己評価】

平成27（2015）年4月施行の学校教育法および学校教育法施行規則の改正に即して、学長のガバナンス強化に基づく管理運営体制の環境整備のため、評議会、教育運営委員会をはじめとする各種の規則・規程・要項を改正し運用している。また、理事会の構成員には、学長および家政学部長（評議員のうちから理事会が選考）の2人が参画している他、事務局局長がオブザーバーとして出席し、教学からの付議事項について詳細な説明を行う等、教学の管理運営について法人と連携協力体制のもとに行ううえで、学長のリーダーシップが発揮できる環境を整備している。

また、教学マネジメントは有効に機能しており、教職員を適切に配置している。FDやSD研修会も組織的かつ計画的に実施しており、毎年両研修ともに全教職員の参加を求めている。さらに、事務分担によるジョブローテーションやOJT（On the Job Training）、若手職員の各種研修会への積極的な派遣を通して、効率化と事務職員の資質や能力の活性化を図っている。

教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置については、「福原学園任用規則」、「九州女子大学教育職員選考基準」、「九州女子大学教員人事計画委員会規程」および「九州女子大学教育職員昇任要項」において、教員に求める能力・資質に関する基準を設けている。また、本学の教員組織およびその構成は、学則第3章「教職員組織」第7条に規定しており、教授、准教授、講師、助教、助手それぞれの資格の基準については、「九州女子大学教育職員選考基準」に定めている。

教育・研究活動については、学長方針に基づく教育活動に基づいた研究活動の促進を図るため、学科や同様の領域・分野の教員が連携し取り組む研究活動として、学内公募型の特別教育研究費プログラム制度を行い、教育力の向上や免許・資格取得に向けた研究活動についても支援に努めている。なお、特別教育研究費プログラム制度の研究成果は、毎年度末に学内で報告会を開催し、大学全体で教育活動の情報共有を図るなど、教員や学科が一体となって研究活動に取り組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

福原学園は、寄附行為第3条に「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、学是「自律処行」の精神に基づき、自己を自制し、知性と徳性を有する人材を育成することを目的とする」と定め、学則第1条に「本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする」と定めている。【資料 5-1-1, 2】

この寄附行為ならびに学則に基づき、「福原学園組織規則」をはじめ「九州女子大学組織規則」「福原学園就業規則」ならびに各種会議規則等の諸規程を適切に定め、規律と誠実性を維持して経営・運営している。【資料 5-1-3～5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-2】 九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 5-1-3】 福原学園組織規則

【資料 5-1-4】 九州女子大学組織規則

【資料 5-1-5】 福原学園就業規則

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

福原学園は、教育機関としての使命と目的を果たし、安定的な経営と教育研究のさらなる向上を図るために、平成 26（2014）年 3 月の理事会、評議員会において、第 2 次中期計画および福原学園第 2 次中期財政計画（以下「第 2 次中期財政計画」という。）を策定した。この第 2 次中期計画には、「地域社会との連携の強化」「教育活動の質の転換および質保証の強化」「免許・資格取得支援の強化」「学生サービスの強化」「国際交流システムの構築」「大学運営組織体制の強化」「戦略的入試・募集広報の強化」の 7 つからなる業務・事業を掲げ、合計 17 件の具体的施策に取り組んできた。

さらに、令和元（2019）年度には、新たに第 3 次中期経営計画を開始し、第 2 次中期計画で策定した学園全体のミッション、学園設置校のビジョンを踏襲しつつ、他大学との差別化を図るべく、「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」ことを大学のビジョンとして掲げ、地域社会のニーズに応じた「知」の提供を目指した。基本目標として、「教育研究活動の充実」、「学生支援の充実」および「大学運営の充実」の 3 項目を挙げ、

各年度の事業計画アクションプランでそれぞれの具体的施策を実施している。

第3次中期経営計画の概要については、全教職員がこの計画を共有し、その達成に向けて一致協力して取り組めるよう、概要を福原学園ファクトブックに掲載し、全教職員に配布している。【資料 5-1-6】

また、保護者や一般市民の理解を深めてもらえるよう、大学広報誌「NADESICO」や本学ホームページに第3次中期経営計画を掲載して公表しており、公共性を有する教育研究機関として、使命や目的を実現するための継続的な取り組み内容を内外に表明している。

【資料 5-1-7, 8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-6】 令和3年度福原学園ファクトブック

【資料 5-1-7】 九州女子大学ホームページ（第3次中期経営計画）

【資料 5-1-8】 九州女子大学広報誌「NADESICO」2021Autumn

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学園内の環境保全については、「福原学園安全衛生管理規程」に「職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する」と規定されており、同規程に基づく衛生委員会を組織している。【資料 5-1-9】

労働安全衛生法に基づく衛生管理者については、「福原学園衛生管理者の選任に関する要綱」に基づき適切に選任され、衛生管理者と上述した衛生委員会の委員による定期巡視をはじめ、AED 講習会、熱中症予防講習会等を開催し、本学を含む福原学園の教職員が講義と実技を受講するなど実践的な活動をしている。【資料 5-1-10, 11】

さらに、「福原学園防火防災管理規程」を定め、法人事務局総務課が主体となり学園全体での防災訓練を年に1度地元の消防署と連携して実施している。平成27(2015)年度からは、法人事務局と連携して学園全体の教職員を対象に大規模地震の発生等の災害を想定した防災訓練を実施している。ただし、令和3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を中止した。【資料 5-1-12】

校舎等の施設については、福原学園教育研究環境整備委員会にて、中・長期的な視点を持って耐震補強および建替え計画等が立案され、平成27(2015)年度に、新校舎「弘明館」の竣工に至った。耐震改修工事、新校舎建設および付随する外構工事により、本学の教育環境はこの数年間で大きな変化を遂げ、キャンパスの特色ある一体的整備・美化が図られた。この建屋の完成により、最新の設備による調理実習室、模擬教室およびピアノ個人レッスン室等の実験・実習・演習に適した実践的な教育環境を整えることができた。

人権への配慮については、新年度に実施する新入生オリエンテーションでハラスメント防止に関する指導をするとともに、九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会を設置し、「福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程」に基づくハラスメント相談員の選任ならびに「九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要項」に規定する委員会の任務に沿って、「ハラスメントに関するリーフレット」の配布を行い、学生も含め福原学園全体で組織的に対応している。【資料 5-1-13～15】

リーフレットには学内の相談員氏名と連絡先を掲載し、Web サイトでも告知する等、広く周知に努めてきた。この他、相談員対象の実務研修会を実施するなど、相談員として資

質向上や2次被害の防止に努めている。また、九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会が主催して、教職員を対象にハラスメント防止研修会を実施している。ただし、令和3（2021）年度においては新型コロナウイルス感染症のため、教職員を集めて行う研修会を避け、「改訂版キャンパスにおけるハラスメント防止ハンドブック」を配布することでハラスメント防止活動の実施とした。【資料5-1-16, 17】

これらの取り組みによって、本学の学生、教職員のハラスメントに対する意識向上の効果が期待される。

危機管理を要する事案が発生した場合には、学長の諮問機関である経営協議会や評議会を臨時に開催し、迅速に対処する体制ができています。

一方、情報セキュリティ対策としては、個人の権利利益およびプライバシーの保護のため、「福原学園個人情報の保護に関する規程」に則り、学生をはじめとする個人情報保護に組織的な対策を講じている。また、事務システムを利用した事務処理は、「福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項」に則り、ネットワークを管理運用している。【資料5-1-18, 19】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-9】福原学園安全衛生管理規程

【資料5-1-10】福原学園衛生管理者の選任に関する要綱

【資料5-1-11】令和3年度福原学園衛生委員会年間活動計画

【資料5-1-12】福原学園防火防災管理規程

【資料5-1-13】九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要項

【資料5-1-14】福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程

【資料5-1-15】「ハラスメントのない快適なキャンパスライフを」（リーフレット）

【資料5-1-16】令和3年度州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会
議事録

【資料5-1-17】改訂版キャンパスにおけるハラスメント防止ハンドブック

【資料5-1-18】福原学園個人情報の保護に関する規程

【資料5-1-19】福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成31（2019）年3月に第3次中期経営計画を策定した。この計画を着実に達成するため、毎年度事業計画を策定し、年度末に事業報告を取りまとめて検証するとともに翌年度の改善・是正に結び付け、PDCAサイクルを組織的に機能させ、着実な遂行を図る。

また、諸法令を遵守するとともに学内の環境保全、人権、安全への配慮に努め、有事の事態に備えるために全学的な訓練の実施や環境整備の検討を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

福原学園には、法人管理運営組織として、理事長が招集して開催する理事会、評議員会、常務理事会を置いている。また、理事長の諮問機関として経営戦略会議を、そのもとに福原学園中期経営計画委員会、福原学園教育研究環境整備委員会等を設置している。さらに、経営と教学の意見交換の場として福原学園教学運営懇談会（以下「教学運営懇談会」という。）を置いている。【資料 5-2-1～3】

理事会、評議員会および経営戦略会議の審議事項・協議事項に関しては、各会議の透明性確保の観点から、学園ホームページ上で教職員に公開している。また、これらの会議での詳細な内容は、本学では評議会において報告があり、大学全ての構成員に周知している。【資料 5-2-4～6】

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立し、迅速な意思決定をするため、毎月開催するほか、必要な場合は臨時に開催している。役員は、寄附行為第6条に基づき、理事9人以上10人以内および監事2人と定めている。理事の選任は、寄附行為第7条に基づき、①九州共立大学及び九州女子大学の学長並びに自由ヶ丘高等学校の校長の3人、②評議員のうちから理事会において選任された者4人、③学識経験者（学長及び校長または評議員である者を除く。）のうちから、理事会において選任された者2人または3人としている。監事の選任については、寄附行為第8条に基づき、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとしている。【資料5-2-7】

寄附行為第6条に基づき、理事のうち1人を理事長として、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任する時も同様とする。また、理事のうち1人を副理事長、2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長および常務理事の職を解任する時も同様とする。これら役員の実質性、親族関係者等の選任の制限、任期、補充、解任および退任に関する事項は、寄附行為第9条から第12条までに規定している。

理事会のもとに常務理事会を置き、常務理事会は、理事会で決定するこの法人の業務について予備審査を行い、理事会に付議すべき議案を決定するとともに、この法人の日常の業務を決定し、執行している。

理事会は原則として月1回以上、評議員会は必要に応じ、常務理事会は原則理事会開催の10日前に開催し（令和3（2021）年度において理事会は10回、常務理事会は13回、評議員会は6回開催）、法人の管理運営に関する意思決定を行っている。

令和3（2021）年度の理事会における理事の実質出席率は平均90.0%であるが、寄附行為第13条第9項に規定する「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」という条項に照らすと出席率は100%となり、理事会は適正に運営している。【資料 5-2-4, 5】

経営戦略会議は、令和3（2021）年度において14回開催し、大学改革および学生募集戦略に関する事項等、学園全体の経営に関する戦略の方針を協議している。【資料5-2-6】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-2-1】 福原学園経営戦略会議規則
 - 【資料 5-2-2】 福原学園経営戦略会議の下に設置する委員会等
 - 【資料 5-2-3】 福原学園教学運営懇談会要項
 - 【資料 5-2-4】 令和 3 年度福原学園理事会会議情報【資料 F-10】と同じ
 - 【資料 5-2-5】 令和 3 年度福原学園評議員会会議情報【資料 F-10】と同じ
 - 【資料 5-2-6】 令和 3 年度福原学園経営戦略会議情報
 - 【資料 5-2-7】 学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ
- * 福原学園ホームページ「福原学園会議情報」

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事長の諮問機関として設置している経営戦略会議、さらにそのもとに設置している各種の委員会や部会の恒常的な組織体制を維持し、今後も引き続き、迅速かつ機能的に戦略的意思決定を行うよう努める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

福原学園は、寄附行為に基づき、法人全体の管理運営組織として、理事会、評議員会、常務理事会を設置している。【資料 5-3-1～4】

また、理事長の諮問機関として主に福原学園全体の経営に関する戦略の方針について協議する経営戦略会議、さらに、経営と教学の意見交換の場として教学運営懇談会を設置している。これら法人が主宰する管理運営組織には、本学の学長、事務局長が理事ならびに委員として出席しており、本学の意思の反映に努めている。【資料 5-3-5, 6】

理事会、評議員会および経営戦略会議の審議事項や協議事項は、各会議の透明性の確保の観点から、福原学園ホームページ上で教職員に公開している。【資料 5-3-7】

また、各会議での詳細な内容は、評議会において事務局長が報告し、評議会メンバーが各学部や部局に持ち帰って報告することにより、大学全ての構成員に周知している。さらに、毎年 5 月には福原学園の全教職員が集う学園総会を開催し、理事長が所信表明を行うとともに、当年度の事業計画等の経営方針については大学・高等学校の長が説明し、教職員への周知を図っている。ただし、令和 3（2021）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した。なお、4 月には学長が本学全教職員に対して「九州女子大学・九州女子短期大学の運営について」と題した学長方針（当該年度の主要重要課

題)を示しており、大学の各管理運営機関の意思決定は共有されている。【資料 5-3-8】

毎週月曜には事務職管理職等で構成する事務連絡会を主催し、各課長等から当該課等の懸案事項、会議・行事予定や、日々の業務で発生する様々な問題点や課題を持ち寄り協議する場として活用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-2】 学校法人福原学園寄附行為施行細則

【資料 5-3-3】 福原学園理事会会議規則

【資料 5-3-4】 福原学園常務理事会規則

【資料 5-3-5】 福原学園経営戦略会議規則

【資料 5-3-6】 福原学園教学運営懇談会要項

【資料 5-3-7】 福原学園ホームページ「福原学園会議情報」抜粋

【資料 5-3-8】 令和 4 年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について

- 学長方針 -

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

福原学園の監事は、寄附行為第 8 条ならびに第 9 条により、本法人の理事、評議員もしくはその親族、その他特殊な関係がある者または職員（学長、校長、教員その他の職員を含む）以外の者の中から、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得たうえで理事長が選任することになっている。監事は、本法人の業務または財産の状況について監査報告書を作成して、理事会ならびに評議員会に提出するとともに、その場で意見を述べるができる。【資料 5-3-9】

平成 30（2018）年 1 月に福原学園監事監査規則を制定し、常勤監事によるチェック体制の強化を図っている。さらに、監査業務の効率的運営を図るため、監査連絡会を置くことができるようにした。令和 3（2021）年度の理事会における監事の出席率は 100%であり、必要に応じて意見を述べている。【資料 5-3-10】

令和 3（2021）年度の監事の業務監査について、公認会計士、内部監査室とも連携しながら監査計画に基づいて、関係職員から業務状況の聴取、理事会等会議への出席、議事録の閲覧、会計帳簿、書類等の調査、その他必要な調査、聴取を通して日常業務監査を実施し、不正行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認められている。

また、令和 3（2021）年度は、①理事会等の重要な組織運営、②規則等に基づく業務の執行、③財政状況の現状と今後の見通し、④教育改革の課題と検討状況、を重点項目として監査を実施し、監査の結果、法人の業務に関する決定および執行は法令、寄附行為に基づき適正に実施されており、計算書類は収支および財産の状況を正しく表しており、理事の業務執行は適切に行われているとの報告を受けている。

福原学園に設置する評議員会は、本法人の職員 8 人、九州女子大学・九州女子短期大学、九州共立大学それぞれの同窓会会長、学園の理事のうち 2 人、学識経験者および有識者 8 人の計 20 人で構成しており、寄附行為第 26 条に規定する重要事項について、理事長からの諮問に基づき意見を述べている。【資料 5-3-11】

特に本法人の職員 8 人の中には、本学の代表として学部長 1 人と事務局長 1 人が選出されており、本学の現状を十分に踏まえた意見の表明がなされている。令和 3（2021）年度の評議員会における評議員の実質出席率は平均 90.8%であるが、寄附行為第 24 条第 9 項に規定する「書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」という条項に照らすと出席率は 100%となり、評議員会は適正に運営している。【資料 5-3-12】

中期経営計画における各事業計画アクションプランの進捗状況のチェックにあたっては、担当者が作成した事業計画アクションプラン進捗状況報告書を、本学に設置する九州女子大学・九州女子短期大学中期計画部会（以下「中期計画部会」という。）において審議し、その内容は各設置校の事務局長等がメンバーとして参画している福原学園中期経営計画委員会において審議したうえで経営戦略会議に上程される。

このように本学と法人との間で相互チェックを行う仕組みを整備することで、福原学園のミッションと大学のビジョンの実現に向けたより強固な取り組みを可能としている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-9】学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-10】福原学園監事監査規則

【資料 5-3-11】学校法人福原学園寄附行為施行細則

【資料 5-3-12】令和 4 年度評議員名簿【資料 F-10】と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、法人与大学間ならびに経営と教学間のコミュニケーションが図られており、今後も、社会からの要請・情勢の変化に対応できるように十分な協議と意見交換が行えるように努める。さらに、平成 29（2017）年度より常勤監事を配置しており、今後も監事が適正に活動を継続できるように、職務執行の支援体制の維持に努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

福原学園の本格的な中期財政計画の策定は、平成 21（2009）年度に策定した 4 ヶ年（平成 22（2010）年度～平成 25（2013）年度）にわたる第 1 次中期財政計画が最初である。その後、平成 26（2014）年 3 月に策定した第 2 次中期財政計画が平成 30（2018）年度をもって終了し、財務上の数値目標を達成している。現在は令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの 5 年間にわたる福原学園第 3 次中期経営計画の 3 年度目が終わったところである。第 2 次までは中期計画および財政計画を分けて計画をしていたが、第 3 次より一体的

に捉え、中期経営計画として策定し実行している。

第3次中期経営計画は、建学の精神に基づいた教育活動を行うために、各事業の事業方針、基本目標を明確にし、活動の結果を可視化できるように評価指標を設定して取り組んでいる。

また、財政計画については、第3次福原学園教育研究施設設備整備計画を反映させ、計画最終年度における目標達成のための具体的計画を策定するとともに、事業活動収支における経常収支が収入超過となる体質の構築を目指し、設置校別に年度ごとの収支計画を明示し、適切な財政基盤の安定化に取り組んでいる。【資料5-4-1～5】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-1】学校法人福原学園令和4年度事業計画【資料F-6】と同じ

【資料5-4-2】2021年度計算書類

【資料5-4-3】福原学園第2次中期財政計画（平成26年度～平成30年度）

【資料5-4-4】福原学園第3次中期経営計画（2019年度～2023年度）

【資料5-4-5】5ヶ年連続事業活動収支推移表（2017年度～2019年度）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

福原学園が、社会に対して建学の精神に沿った教育事業を永続的に提供していくことができるためには、健全な収支バランスの確保とそれを基礎として安定した財務基盤の確立を図ることが必要不可欠である。

まず、本学の財政状況と推移を【表5-4-1】によってみる。第3次中期経営計画が開始した令和元（2019）年度および令和2（2020）年度は、経常収支差額は支出超過が続いている。しかし、そもそも令和元（2019）年度および令和2（2020）年度において、キャンパスの再整備、学園が保有する寮の解体を計画していたため、臨時的経費の増加を見込んでおり、事業計画アクションプランの成果指標【資料5-4-5】目標値はそれぞれ△15.2%、△19.4%とマイナスになる計画であった。よって概ね計画通りの適正な財政運営を実現することができたと言える。令和3（2021）年度は、経常収支差額比率は0.01%と好転し、目標値の△5.8%を大きく上回り収支バランスは保たれている。

表 5-4-1 本学の経常収支の推移表（過去 3 年間） 単位：百万円

	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
教育活動収入の部計	1,492	1,607	1,656
教育活動支出の部計	1,680	1,824	1,643
教育活動収支差額	△188	△217	13
教育活動収支差額比率	△12.6%	△13.5%	0.08%
教育活動外収入の部計	2	2	2
教育活動外支出の部計	15	14	13
教育活動外収支差額	△13	△12	△11
経常収入	1,494	1,609	1,658
経常支出	1,695	1,838	1,656
経常収支差額	△201	△229	1
経常収支差額比率	△13.5%	△14.3%	0.01%

なお、令和元（2019）年度経常収支差額比率が悪化している要因は、在籍学生数の減少による学納金収入の減少、定員充足率の低下による補助金収入の減少、さらに新学舎建設等による減価償却額の増加が重なったことによる。令和2（2020）年度は、学舎改修および学園寮の解体費に約1億2千万円の臨時経費が発生したことが大きな要因となっている。この臨時的経費を考慮すると、令和2（2020）年度の経常収支差額比率は△6.8%となり計画よりさらに収支バランスは好転している。

収入の部においては、学生募集活動の成果によって、入学者が増加傾向にあり、そのため学納金収入および補助金収入が増加することが見込まれるので、令和4（2022）年度以降の財源の確保はできる見通しである。【表 5-4-2】

表 5-4-2 本学の学納金収入・補助金収入・減価償却額の推移表（過去 3 年間）
単位：百万円

	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
学納金収入	1,282	1,307	1,336
補助金収入	129	233	252
減価償却額（教育）	380	381	358

次に本学の収支状況に続いて、他の設置校を含む法人全体の現状と推移を【表 5-4-3】に示す。第3次中期経営計画の3年目に当たる令和3（2021）年度において、経常収支差額比率は4.7%という結果であるが、事業計画アクションプランの成果指標として【資料 5-4-5】目標値は△4.2%であったため、計画を上回り、適正な財政運営を実現することができている。また、この令和3（2021）年度までは第三次福原学園教育研究施設設備計画に基づき、他の設置校において教育活動の環境整備として、学園キャンパス内の大規模改修工事を行う計画であったため、支出超過はやむを得ないものとして計画し、大規模改修工事が終了する令和4（2022）年度以降に収入超過を見込んでいたが、他の設置校の入学

者および補助金の増加により一年前倒しで収入超過に転じることができた。

表 5-4-3 法人全体の経常収支の推移表（過去 3 年間） 単位：百万円

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
教育活動収入の部計	6,450	6,968	7,308
教育活動支出の部計	7,430	7,238	6,952
教育活動収支差額	△980	△270	356
教育活動収支差額比率	△15.2%	△3.9%	4.9%
教育活動外収入の部計	10	9	7
教育活動外支出の部計	20	19	17
教育活動外収支差額	△10	△10	△10
経常収入	6,460	6,976	7,315
経常支出	7,450	7,257	6,970
経常収支差額	△990	△281	345
経常収支差額比率	△15.3%	△4.0%	4.7%

さらに、本学の財政基盤をより強固にするために、補助金および寄付金等の外部資金の獲得拡大に取り組み、支出についても不要不急な経費使用の削減に向けての検討を継続し行っていくこととする。また、学長裁量経費として、学内の教育改革、研究や学修環境の整備等に措置できる予算を確保し、政策的計画の予算配分が適切に行われている。

競争的資金の導入は積極的に推進しており、文部科学省科学研究費補助金については、平成 29 (2017) 年度 7 件 (8,840 千円)、平成 30 (2018) 年度 9 件 (10,140 千円)、令和元 (2019) 年度 9 件 (10,140 千円)、令和 2 (2020) 年度 9 件 (10,660 千円)、令和 3 (2021) 年度 9 件 (9,645 千円) が採択されている。また、奨学寄付金と受託研究費などの外部資金を合わせた金額は、平成 29 (2017) 年度 3,376 千円、平成 30 (2018) 年度 6,023 千円、令和元 (2019) 年度 4,610 千円、令和 2 (2020) 年度 10,730 千円、令和 3 (2021) 年度 9,345 千円に上り、研究推進の一助になっている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3 (2021) 年度は、法人、本学いずれも収支は収入超過となったが、今後とも入学生確保の努力を継続し学生・生徒数の増加に努め、学納金収入の増収を図り、経常収支の均衡を維持していく。

予算編成においては基本方針に沿って策定し、収支バランスを考慮し財政基盤の強化に努める。さらに、「年度計画」「年度アクションプラン」を策定し、年度ごとに進捗管理を行っていき、計画実現のための PDCA サイクルを確立させ、見直し、改善に向けた取り組みを継続していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

福原学園の予算編成および予算執行に関することは「福原学園予算管理規程」に定め、経理処理に関することは「福原学園経理規則」および「福原学園経理規則施行規程」に定めている。法人および本学の予算編成および予算執行ならびに経理処理に関することは、これらの規則、規程に基づき適正に実行している。

以下、主要な枠組みについて現状を述べることにする。【資料 5-5-1～3】

- (a) 予算科目は枠配分方式と個別査定に大別され、さらにそれぞれ 14 項目または 6 項目の事業目的科目別に細分化されている。
- (b) 予算編成方針は、予算責任者（法人事務局長）が理事長の意向に基づき編成日程、注意事項とともに各所属に通知する。
- (c) 各所属の予算責任者（大学では事務局長）は、予算部署（学部・科・課等）からの予算要求を聴取・整理の上、所属予算原案を作成し、学長の承認を経て法人の予算責任者（法人事務局長）に提出する。
- (d) 理事長指名理事および予算責任者（法人事務局長）は、各所属からの予算原案を聴取して、枠配分予算要求に対しては予算枠総額の妥当性を査定し、個別査定方式の予算要求に対しては内容を逐一聴取し、必要に応じて実地視察を実施したうえで査定し、所属予算を総合して法人としての予算原案を作成して、理事長の承認を得る。
- (e) 予算編成時に予測できなかった事由により、予算の追加、科目の変更などが生じる場合、補正予算を編成している。
- (f) 予算の執行手続きはすべて予算を管理する課・室等の予算部署が起案する支出稟議書によって執行が開始される。
- (g) 支出稟議書の決裁権限は、「福原学園専決規則」において支出予定額と職位の組み合わせによって定められている。
- (h) 金銭の支払いは、所属総務課で作成した会計伝票に決裁権者の決裁を受けた支出稟議書を添付して法人事務局経理課に回付し、法人事務局経理課長の承認を得て実行している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 福原学園予算管理規程

【資料 5-5-2】 福原学園経理規則

【資料 5-5-3】 福原学園経理規則施行規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく外部監査は毎年度受けている。この監査は、公益法人および学校法人に特化した監査法人によって、年間 27 日程度、延べ人員約 100 人体制で実施されており適切である。本法人の監事は寄附行為施行細則に基づき、2 人のうち 1 人は弁護士である。財産状況の監査については、監事は監査法人との監査方針を事前に徴収する他、決算終了時に監査手続き実施結果と問題点を監査法人と協議する。

また、業務の監査は、おおむね毎月開催される理事会で審議状況・決議事項を把握し、「事業報告」の内容を監査している。なお、予算執行の進捗状況については、各理事・監事は理事会ごとに報告される「月次収支報告書」によって把握している。

内部監査については、「福原学園組織規則」において内部監査室を設置して内部監査室長を配置し「内部監査規程」を整備している。また、平成 29（2017）年度から監事 2 人のうち 1 人を常勤化し、「福原学園監事監査規則」を策定した。【資料 5-5-4～9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-4】月次収支報告書（2022 年 4 月）

【資料 5-5-5】九州女子大学ホームページ

（学校法人福原学園令和 3（2021）年度決算概要）

【資料 5-5-6】2021（令和 3）年度監査報告書【資料 F-11】と同じ

【資料 5-5-7】福原学園組織規則

【資料 5-5-8】内部監査規程

【資料 5-5-9】福原学園監事監査規則

（3）5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の会計処理については、今後も規則等に基づいて適正に実施していく。会計監査についても、これまで以上に監事および監査法人との連携を深め監査業務を厳正に執行していく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性については、建学の精神である学是「自律処行」に基づき、経営の規律ならびに組織倫理を重んじるとともに、質の保証を担保するための関係法令を遵守しながら、ガバナンスの強化およびマネジメント機能の強化を図り適切に運営している。理事会の機能は、戦略的意思決定ができる体制ならびにそれを補佐する組織を整備し、適切に機能している。

大学の意思決定の権限と責任については、学長が全ての校務に関する責任者としての最終決定権ならびに教職員に対する指揮監督権を有することを学則において明確にし、そのリーダーシップを最大限に発揮するための管理運営体制を整備し、適切に機能している。

管理部門と教学部門との意思疎通と連携については、円滑かつ迅速に行うための組織を寄附行為に基づいて明確に定め、適切に機能している。ガバナンスは、寄附行為に基づき、本学教職員および外部の学識経験者や有識者が評議員に選出されて相互チェックを行い、また、各種委員会において教職員からの情報や提案を活かす仕組みを整備し、適切に機能している。

業務執行体制の機能性については、法人事務組織等との権限および責任の分掌を明確にし、適切に機能している。また、職員の資質・能力向上の組織的な取り組みも実施している。

財務基盤と収支については、第3次中期経営計画に基づき財務運営方針を明確にし、入学定員の確保を含め、学納金収入および補助金収入の増額を図るとともに、安定した財務基盤の確立を目標に、適切に運営している。会計については、学校法人会計基準および福原学園経理規則に基づき、会計処理を適正に実施している。監査については、監査法人による外部監査および常勤監事による日常的監査ならびに内部監査規程に基づく内部監査室による監査を厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割については、まず「内部質保証」の検証プロセスを適切に機能させるべく、平成 27（2015）年度より学長の権限および副学長の職務を明文化するとともに、これまでの教授会を機能別に、学部教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会および入学試験委員会の 4 つに再編し、責任の主体を明確にする運営体制とした。また、内部質保証のための恒常的組織として、「九州女子大学自己点検・評価実施規程」に基づき、九州女子大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を評議会のもとに置き、自己点検・評価活動を実施するとともに、毎年度、自己点検・評価報告書を作成している。

自己点検評価にあたっては、教育研究および大学運営全般について自主的・自律的に点検評価し、毎年度の自己点検評価書に反映させ継続的な改善に取り組むこととしている。自己点検評価書は、自己点検・評価委員会において作成後、評議会の承認を経て、学長が決定している。【資料 6-1-1】

一方、福原学園中期経営計画委員会のもとに中期計画部会を設置し、この中期計画部会において中期計画を策定し、計画の達成に向けた PDCA サイクルの検証を自主的・自律的に行っている。中期計画部会の取り組みについては、年度ごとの事業計画および事業計画アクションプランを作成し、これに基づいた事業報告書および事業計画アクションプラン実績報告一覧表を作成して現状の改善に努めている。また、中期計画部会の委員は評議会委員が主となって構成しており、中期計画部会の審議事項について学内決定を学長が行った後に、中期計画部会の上部組織である福原学園中期経営計画委員会に上程し、経営戦略会議の審議を経て、常務理事会・理事会へ付議され、理事長が決定している。

上述の審議を経て中期計画の決定の後は、各設置校のホームページおよび学園のホームページにも掲載し、学園全体に理解されている。

以上のように、本学の内部質保証のための取り組みは、自己点検・評価委員会と中期計画部会の両輪による組織体制で実施しており、「PDCA サイクル」を意識しながら現状を踏まえたうえで改善活動に取り組んでいる。【資料 6-1-2, 3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】九州女子大学自己点検・評価実施規程

【資料 6-1-2】学校法人福原学園令和 4 年度事業計画【資料 F-6】と同じ

【資料 6-1-3】学校法人福原学園令和 3 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に沿って、今後も本学の全教職員が目標を共有し、継続して自己点検・評価し課題を解決していく。さらに、令和元（2019）年度から第3次中期経営計画として中期計画と財政計画を一体的に捉え、令和5（2023）年度まで毎年度事業計画に基づくアクションプランを設定し組織的に改革を進める。

今後とも、本学の業務・事業の進捗管理にPDCAサイクルによる検証を自主的・自律的に行い、教育の質保証と中期計画を踏まえた大学全体の質保証の確保に努める。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学ではすべての各種委員会の審議事項は、評議会で審議する仕組みを構築しており、全学的な内部質保証システムの適切性・有効性の検証を評議会において担保している。令和3（2021）年度は評議会を23回開催し、各種の取り組みについて、その適切性、有効性を検証した。また、内部質保証に係るすべての教育研究活動について、各種委員会を通して自己点検・評価委員会および中期計画部会において点検・評価を行っている。

その根拠となる主なものは、各種委員会を通して自己点検・評価委員会および中期計画部会においてまとめられた自己点検・評価報告書および事業計画アクションプラン実績報告一覧表である。評議会は、これらの根拠資料を含め、大学の諸活動の実施状況を確認することで、内部質保証システムが適切に機能しているかについて点検・評価している。

また、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるべく、令和3（2021）年度第1回教育懇談会（令和3（2021）年10月開催）において、外部有識者に対し、本学における3つの方針に基づく教育活動の概要を報告のうえ、学部・学科の具体的な教育活動を「大学案内」等に基づいて活動の詳細を説明するとともに、本学ガバナンス・コードの策定趣旨・内容について説明した。本学ガバナンス・コードの適切性については、令和3（2021）年度第2回教育懇談会（令和4（2022）年2月開催）において、外部委員から意見を踏まえ点検・評価した。【資料 6-2-1～4】

平成18（2006）年度以降、福原学園ファクトブックを毎年度作成し、「Ⅰ. 教育研究上の基本組織」「Ⅱ. 教員等組織、教員数、職員数」「Ⅲ. 入学者数、学生数、卒業者数および進学・就職状況」「Ⅳ. 授業料、入学料等」「Ⅴ. 学生の修学、心身の健康等に係る支援」「Ⅵ. 教育・研究」「Ⅶ. 広報」「Ⅷ. 財政」「Ⅸ. 施設・設備」の項目について5月1日現在のデータを集積し、教職員に配布し活用している。さらに、同書に平成27（2015）年度より中期計画に基づく当該年度の事業計画概要の項目を追加した。【資料 6-2-5】

また、「福原学園事業計画」、「九州女子大学令和4年度事業計画アクションプラン」、「福原学園事業報告書」、「令和2年度九州女子大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表」を作成した。【資料6-2-6～8】

なお、自己点検・評価報告書、事業計画および事業報告は、本学ホームページの「情報開示」で公表している。【資料6-2-9～11】

九州女子大学事業計画アクションプランおよび九州女子大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表は、教職員が学園ホームページで閲覧できるようにしている。このように自己点検・評価の実施結果については、すべての教職員の間で情報を共有している。

さらに、授業フィードバック・アンケートについては、集計後、教員にフィードバックするとともに、学生に対しては冊子にまとめたものを図書館内に設置し公表している。

【資料6-2-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料6-2-1】九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項
- 【資料6-2-2】令和3年度九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会議事録
- 【資料6-2-3】2022年度九州女子大学大学案内【資料F-2】と同じ
- 【資料6-2-4】九州女子大学ガバナンス・コード
- 【資料6-2-5】令和3年度福原学園ファクトブック
- 【資料6-2-6】学校法人福原学園令和4年度事業計画【資料F-6】と同じ
- 【資料6-2-7】学校法人福原学園令和3年度事業報告書【資料F-7】と同じ
- 【資料6-2-8】令和2年度事業計画アクションプラン実績報告一覧表
- 【資料6-2-9】九州女子大学ホームページ（自己点検・評価報告書）
- 【資料6-2-10】九州女子大学ホームページ（事業計画）
- 【資料6-2-11】九州女子大学ホームページ（事業報告）
- 【資料6-2-12】令和3年度授業フィードバック・アンケート集計結果

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成25（2013）年9月经営戦略会議のもとに設置された福原学園IR委員会と連携し、本学におけるIRに関する活動強化を目的に、平成28（2016）年12月には評議会のもとにIR推進委員会を設置し、自己点検・評価に必要なデータの収集・分析を行っている。

IR推進委員会は、事務局長、各部局の課長等で構成しており、学内業務と兼務していることから、幅広く多角的に捉えながら活動を推進することができる。【資料6-2-13】

また、本学では、平成25（2013）年度より外部の標準化されたテスト（アセスメント・テスト；学修到達度調査）を導入し、「GPS-Academic」（GPS：Global Proficiency Skills program）を利用し、学生の基礎学力等の検証や全国平均との比較検討などを通じて、客観的にデータを把握している。そのデータを集計および分析した報告書については、全教員を対象とした報告会を実施する等情報共有を行っている。【資料6-2-14】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料6-2-13】九州女子大学・九州女子短期大学IR推進委員会要項
- 【資料6-2-14】2021年度GPS-Academicレポート「アセスメント結果からみる九州女子大学家政学部・人間科学部の特徴」

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 推進委員会の活動をさらに推進し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について学園全体で連携し、評価体制の強化を図る。また、自己点検・評価の結果は、今後も継続して学内で共有し、学外へ公表する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検・評価委員会を中心として内部質保証に関する活動を行い、最終的には本学の最高議決機関である評議会において審議・決定する体制を整備している。

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が、日本高等教育評価機構の認証評価における基準項目に沿って各部署が実施した内容を集約し、自己点検評価書を作成している。自己点検評価書は、自己点検・評価委員会に続き、評議会で審議した後、教職員に意見聴取し、改めて、評議会で審議し確定している。自己点検評価書を作成することによって結果の公表を行い、授業改善や各種自己改革に役立てている。

また、自己点検・評価の両輪である中期計画部会は、学長、学長特別補佐に加え、各学部長、共通教育センター所長ならびに部局の長、課長等で構成し、点検・評価を行っている。【資料 6-3-1～4】

教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針の流れは次のとおりである。

まず、大学の中期計画部会において次年度事業計画および事業計画アクションプランが作成され、審議・決定のうえ、福原学園中期経営計画委員会を通して最終的に理事会に提出される（P：教育の企画・設計）。

その後、理事会で承認された事業計画および事業計画アクションプランは、中期計画部会を通じて各部局（学部・学科および事務局）によって実施される（D：運用）。当該年度の 10 月には中期計画部会において事業計画アクションプランの進捗報告がなされ、執行状況のとりまとめと評価を行い（C：検証）、必要に応じて各部局に改善を要請する（A：改善）。

このように本学の内部質保証は、自己点検・評価委員会と中期計画部会を中核とし、各部局と連携を図りながら PDCA サイクルが効率的に機能する体制を構築している。

本学における内部質保証システム（PDCA サイクル）は図 6-3-1 に示すとおりである。

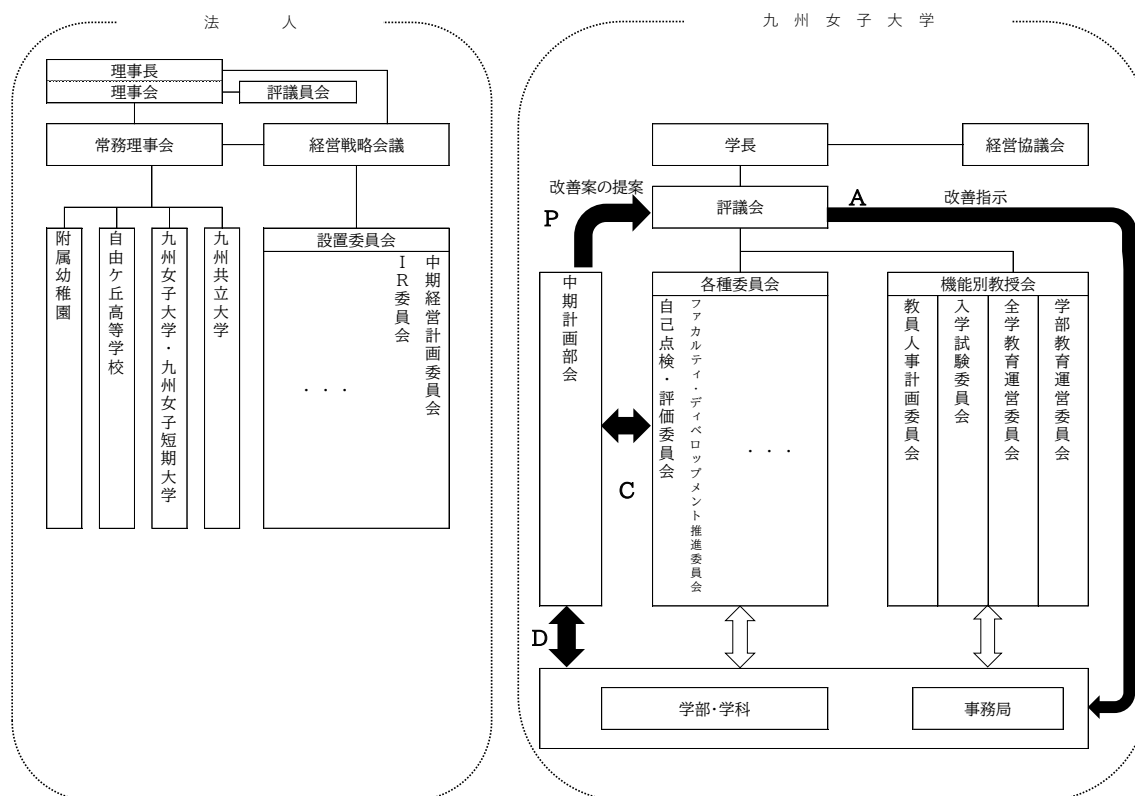


図 6-3-1 本学における内部質保証システム（PDCA サイクル）模式図

本学の入学者受け入れの方針（AP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、卒業認定・学位授与の方針（DP）は、大学、学部、学科の理念・目的に基づいて、平成 23（2011）年 4 月に策定した。平成 26（2014）年度には、教育課程の体系化が俯瞰できるカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリングを作成し、平成 27（2015）年度には各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）を改編し、平成 28（2016）年度には、各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）をはじめ、教育課程編成・実施の方針（CP）および入学者受け入れの方針（AP）について、有機的な繋がりを持つように一体的に見直した。

この三つのポリシー（DP・CP・AP）を踏まえ、令和 3（2021）年度入学生向けのカリキュラムフローチャートの学生配布と Web 公開を行った。今後も、三つのポリシー（DP・CP・AP）については、常に検証と見直しを継続し実施する。【資料 6-3-5】

また、研究業績の蓄積を推進するため、平成 27（2015）年度からは、全教員に授業担当科目と関連させた研究計画書、研究実績報告書の提出を義務付け、その内容を学部教育運営委員会で審議する体制を構築した。毎年度 5 月に開催される学部教育運営委員会では、学部教員の研究計画書、研究実績報告書についての点検・評価を行っている。【資料 6-3-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 令和 3 年度福原学園ファクトブック

【資料 6-3-2】 学校法人福原学園令和 3 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ

【資料 6-3-3】 令和 2 年度事業計画アクションプラン実績報告一覧表

【資料 6-3-4】 九州女子大学自己点検・評価実施規程

【資料 6-3-5】九州女子大学ホームページ

(3 つのポリシー) (カリキュラムフローチャート)

【資料 6-3-6】令和 3 年度教育職員研究計画書及び令和 2 年度教育職員研究実績報告書

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学における自己点検・評価に係る取り組みや、アンケート調査結果等については、機会をとらえて教職員間で共通認識をさらに醸成していく。また、今後も教務部門を中心に三つのポリシー（DP・CP・AP）の検証を行い、教育改革に即した改善を進める。

【基準 6 の自己評価】

本学は、学生や地域社会にとって魅力ある大学となるように日々努めている。また、学生に対して本学の使命・理念に則った教育の質を保証するため、教職員が一体となって常に PDCA サイクルを適切に機能させ、自己点検・評価に基づいた大学改革・教育改革を継続させている。

平成 27（2015）年 6 月には福原学園経営企画本部 IR 推進室を設置しており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について、学園全体で連携し評価体制の強化を図るとともに、平成 28（2016）年度には、九州女子大学 IR 推進委員会を設置し、同室と連携して、教育改善に係る情報の収集・分析を行い学内に情報を提供しており、分析された結果は、評議会および教育運営委員会に情報提供するとともに、本学の取り組みに活用している。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携・社会貢献

A-1. 大学の資源・人材的資源の社会への提供

A-1-① 社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

A-1-② 学外組織との適切な連携体制

A-1-③ 社会連携・社会貢献に関する活動の推進

A-1-④ 教育研究活動の推進

A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

本学は、「地域に根差した実践教育を展開する大学」として、教育・研究を地域社会の発展に資することを目的として、平成 27（2015）年 6 月に地域教育実践研究センター（以下「センター」という。）を設置した。センターでは、以下の 3 つの柱を中心に地域連携事業を展開している。この 3 つの柱については、地域連携事業報告書で明示のうえ、配布するとともに Web サイトを通じて外部にも公開している。【資料 A-1-1】

社会連携・社会貢献に関するセンターの方針を表 A-1-1 に示す。【資料 A-1-2】

表 A-1-1 社会連携・社会貢献に関する方針

○社会連携・社会貢献に関する方針

①学生の質保証の強化

地域課題（ニーズ）と大学資源（シーズ）を把握し、地域の課題を解決するため、学生ボランティアの育成を実践するとともに、学生の実学的教育を実践する。また、学生自身の研究テーマを設定して臨地研究を行うことにより、学生の研究論文に繋げていく。

②大学の教育・研究機能の活用

地域課題の現状調査を行い、データを分析し、これに対応する教育プログラムを作成する。また、教員による地域への出前型講座等を学生ボランティアと実践し、事業評価を行う。将来的には、「地（知）の拠点」として地域（自治体・企業等）と地域課題を解決する補助事業や共同研究の実施も視野に入れる。

③地域社会との共生

本学と自治体が組織的・実質的に協力し、地域課題と大学資源のマッチングにより、地域と大学が必要と考える取り組みを実践することで、地域との共生を実現させる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 令和 3 年度地域連携事業報告書

【資料 A-1-2】 九州女子大学ホームページ（地域教育実践研究センター）

A-1-② 学外組織との適切な連携体制

本学では、地域連携事業を推進するため、センターを設置し、その適正な管理運営を図るため、センター運営委員会を設置し、センター所長、センター副所長、教務部長、学生部長、事務局長、大学・短大の各学部等から学長が推薦する教育職員等で組織している。

センターが窓口となり、学外組織と連携し、運営委員会において審議・報告のうえ、地域連携事業を推進している。【資料 A-1-3】

センターの取り組みについては、学外有識者による評価を行うことで自己点検・評価活動に反映させ、客観性・公平性を担保するため、外部評価機関として地域教育実践研究センター外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置している。

令和 3（2021）年度は、第 1 回外部評価委員会を令和 3（2021）年 11 月 25 日に開催し、令和 2（2020）年度の連携事業の実績を報告し、令和 3（2021）年度の連携事業の進捗を共有・確認した。委員からは、本学の活動について高評価を得るとともに、水巻町の避難所レイアウト作成、芦屋町のキャラバン隊派遣および各公開講座、北九州商工会議所主催のインターンシップへの学生派遣、グリーンティーチャーズの継続、九女わくわくパークの継続等、各事業の継続・拡充について前向きな意見が出されている。また、第 2 回外部評価委員会を令和 4（2022）年 3 月 10 日に開催し、令和 3 年度の地域連携事業実績および、令和 4 年度における地域連携の事業計画について意見を徴し、事業実施の発展に役立てている。【資料 A-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-3】 九州女子大学地域教育実践研究センター規程

【資料 A-1-4】 令和 3 年度地域教育実践研究センター外部評価委員会資料

A-1-③ 社会連携・社会貢献に関する活動の推進

令和 3（2021）年度に推進した地域社会との連携事業は次のとおりである。【資料 A-1-5】

（a）芦屋町との包括的連携事業

芦屋町との包括的地域連携協定（平成 28（2016）年 3 月 29 日締結）に基づき、町民を対象とした公開講座および町の保育所・幼稚園における模擬保育を実施した。

（b）水巻町との包括的連携事業

水巻町との包括的地域連携協定（平成 31（2019）年 4 月 17 日締結）に基づき、避難所レイアウトの作成および水巻町市民に向けたパネルの作成事業を実施した。

（c）北九州市との連携事業

北九州市との北九州市放課後児童クラブの振興に関する連携協定（平成 25（2013）年 9 月 1 日締結）に基づき、クラブ指導員を対象に人間発達学科教員による「プレイフル・ラーニングの視点から子どもを『支える』を考える - 『本気で遊ぶ、本気で学ぶ』の可

能性 - 」をテーマとした公開講座を実施した。

(d) 折尾二三会との包括的連携事業

本学と折尾二三会は、令和元（2019）年度に人間生活学科のカリキュラムにおいて、子ども職業体験イベント「おりちょこランド」の企画運営に共同で取り組んだ（令和元（2019）年10月22日開催）。この事業実績を踏まえ、本学と折尾二三会との包括的連携に関する協定（令和2（2020）年8月3日締結）に基づき、大学2年生の総合共通科目である「スキルアップ講座 P（なでしこⅠ）」（人間生活学科、栄養学科、人間発達学科）、および人間生活学科3年生の専門教育科目である「地域生活学演習Ⅴ」（人間生活学科）において、「九女わくわくパーク」を企画のうえ、開催した。

(e) 味の素株式会社との包括的連携事業

味の素株式会社との包括的連携に関する協定（令和2（2020）年3月3日締結）に基づき、栄養学科の学生が減塩レシピ開発事業を実施し、レシピを掲載したリーフレットを作成し、スーパーマーケット等の店頭へ設置した。

(f) 不二製油株式会社との包括的連携事業

不二製油株式会社との包括的連携に関する協定（令和2（2020）年4月1日締結）に基づき、共同開発として、大豆たんぱく素材である「大豆パフ（ソヤパフ 20）」を使用したメニューを開発した。19品のレシピを考案し、「ソヤパフ 20 で作るレシピ集（九州女子大学 巴美樹教授監修）」として完成させた。

(g) 株式会社えん・コミュニケーションズとの包括的連携事業

株式会社えん・コミュニケーションズとの包括的連携に関する協定（令和2（2020）年8月3日締結）に基づき、共同で企業から提供される水産加工品（鯖・明太バラコ）および廃棄される部分を用いた一般消費者向け新商品開発事業を実施し、商品化実現のための企業との試食会を実施した。

(h) インターンシップ推進事業

北九州市と地元大学との連携による文部科学省補助事業「地（知）の拠点による地域創生事業（COC+）」の文系インターンシップおよび課題解決型インターンシップ、（一社）九州インターンシップ推進協議会主催の短期仕事理解型インターンシップ、北九州市インターンシップ等を推進した。

(i) 学生ボランティア事業

本学は幼児教育者や学校教員等を目指す学生に現場経験を積ませるため、グリーンティーチャー等として、幼稚園・保育所、小学校、特別支援学校等へ学生を派遣している。また、ボランティアとして、公共図書館、病院施設等へ学生を派遣している。

(j) その他の地域連携諸事業

㊤ 「北九州市民カレッジ」における公開講座

「北九州市民カレッジ」は、北九州市（生涯学習総合センター）が主催で、市民に対して多様な学習ニーズに対応した生涯学習機会を提供し、人材育成を図ることを目的に運営している講座群である。

令和3（2021）年度は、「コロナ禍下での暮らし方」をテーマとした全6回の大学連携リレー講座において、人間生活学科の教員による「年中行事を取り入れた彩ある暮らしの提案」をテーマとした講座を開講した。

㊦ 「北九州ゆめみらいワーク」への出展

北九州市主催により「北九州ゆめみらいワーク」が開催されている。このイベントは、北九州地域の小中学生、高校生、大学生および保護者・教員等を対象に仕事や進学について考える機会を提供し、地元の魅力を伝えるキャリア育成事業である。

令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により8月の予定を延期し、12月2日、3日の2日間で開催された。1日目は家政学部人間生活学科および栄養学科が、2日目は人間科学部人間発達学科発達学専攻および人間基礎学専攻が、本学の設置法人である福原学園が設置する九州女子短期大学の子ども健康学科とともに、ブースを出展した。

㊧ ギラヴァンツ北九州およびみやこ町との共同プロジェクト

ギラヴァンツ北九州とのパートナーシップ（令和3（2021）年6月11日締結）に基づき、ギラヴァンツ北九州およびギラヴァンツ北九州とフレンドリータウンを締結しているみやこ町との共同プロジェクト「ジビエ料理プロジェクト」を立ち上げた。みやこ町で駆除し精肉加工を行った猪や鹿のジビエ肉を使用したレシピ開発事業において、ジビエ料理を試作し試食会を行った。試食会で好評だった猪肉のカレー、シカ肉のウインナーを使用したホットドックをギラヴァンツ北九州の試合日に合わせてミクニワールドスタジアムで販売した。

㊨ マルサンアイ株式会社およびベトナム国立研究所との共同研究

令和2（2020）年2月に締結した国立栄養教育所、ナムディン看護大学との研究・教育交流協定に基づき、研究契約を締結した。ベトナムは日本と同様に肥満、高血圧など生活習慣病の予備軍が多くみられるが、大豆たんぱく質には血中コレステロールの低下作用や肥満の改善効果など生活習慣病を予防する機能があることから、ナムディン市立病院に通院するベトナム人を対象に、8週間継続的に豆乳を摂取後、脂質代謝と糖代謝に及ぼす影響について研究した。

㊩ 北九州市生活センターとの連携事業「消費者フェスティバル2021 × SDGs」

北九州市消費生活センターが市民の消費者意識の向上を図ることを目的として実施する「消費者フェスティバル」（令和3（2021）年11月13日、イオンモール八幡東にて開催）の連携事業として、人間生活学科3、4年生が企画から展示物作成・運

営までを担当し、学生の地域連携・地域貢献を学ぶ機会となった。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-5】令和 3 年度地域連携事業報告書

A-1-④ 教育研究活動の推進

令和 3（2021）年度に推進した近隣他大学との連携事業、研究に関する活動および SDGs（持続可能な国際目標）への取り組みについては次のとおりである。【資料 A-1-6】

（a）近隣他大学との連携事業

北九州市内の大学等によるキャリア連携会議

北九州市内の大学等（本学、九州共立大学、北九州市立大学、九州国際大学、西南女学院大学、九州栄養福祉大学、九州工業大学、梅光学院大学、九州工業高等専門学校）によるキャリア連携会議が令和 2（2020）年度新たに設置された。

本会議は、令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により Web で 5 回開催され、定期的に新型コロナウイルス感染症に対する各大学の就職活動に関する対応、授業対応、企業への対応、インターンシップの対応、および就職内定状況等について情報交換した。

（b）研究に関する活動

地域活性学会「第 13 回研究大会」における事例発表

本学の地域教育実践研究活動をさらに発展させるため、他大学等の地域連携事業に関する研究や事例の情報等を得ることを目的に、平成 28（2016）年度から地域活性学会の団体会員に大学が加入している。

令和 3（2021）年度は、当学会の第 13 回研究大会が新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン形式で開催された。

本学からはセンター副所長が参加し、本学の取り組みについて事例（テーマ：自治体との包括連携協定による連携事業（第 2 報） - 水巻町における「九女型人材育成プログラム」の実践 - ）を発表した。

（c）SDGs 推進事業

本学は、地域に根差した実践教育を展開する大学として、大学が持つ教育・研究に関する知的資源を地域へ還元し、一人でも多くの人々の生活に反映することで SDGs へ繋げる。A-1-③に掲げる事業実績のとおり、自治体等との連携事業を通じて、地域課題の解決、教育、栄養・健康に関する SDGs に取り組み、地域の活性化に貢献している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-6】令和 3 年度地域連携事業報告書

A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

本学の教員が、地方公共団体の専門委員会委員の委嘱を受け、それぞれの研究専門分野において公共政策に関与している。いずれも社会や地域の要請に応えるもので、教育研究

の還元の一つになっている。令和 3（2021）年度の実績をみると、人間科学部の教員を中心に、特に教育分野、保育等福祉分野で地域行政に貢献している。

こうした委員活動の他に、自治体が主催する講演会、研修会などの講師、コーディネーター、アドバイザーなど活動は多岐にわたり個々の要望に応じており、地方自治体等の政策形成や運営に寄与している。【資料 A-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-7】 令和 3 年度学外委員就任一覧表及び講師派遣一覧表

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携における組織的な整備、体制作りは、あくまでも地域連携を推進するための礎石であり、この体制の活用を深めることにより、これまで教職員個々の力に依存しがちであった社会貢献活動を組織力で充実させながら取り組んでいく。

また、学生が社会体験を積む機会としての地域連携活動を推進するため、各地域団体との連携協定締結をさらに進めるとともに地域ニーズとのマッチングを効率的に行うことにより、多くの学生が参加できる条件を整えていく。

具体的な中身としては、第 3 次中期経営計画に基づき、他大学との連携を推進するとともに、自治体・産業界との連携の維持強化を図りながら、地域連携に関する研修、SDGs 事業への取り組みを積極的に推進する。

特に、本学が位置する北九州市は、内閣府から、「SDGs 未来都市」（全国 29 自治体）および「自治体 SDGs モデル事業」（全国 10 事業）に選定されているため、持続可能な開発目標 SDGs を踏まえた事業の推進に重点を置いていく。

【基準 A の自己評価】

北九州市や近隣の市町との連携事業を通して、地域課題（ニーズ）と大学資源（シーズ）を把握し、本学の持つ知的資源を最大限に活かしながら、行政や地域が抱える課題の解決に力を注ぎつつ、本学の建学の精神である学是「自律処行」に立脚した人間教育や社会貢献を教育現場や社会において実践することにより、具体的な教育効果を上げている。特に、社会性や実践力を身に付けた学生の育成等を行うことができている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を規定し、教育研究を行っている。	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に学部、学科、専攻及び定員について規定している。	1-2
第 87 条	○	学則第 15 条に修業年限を 4 年と規定している。	3-1
第 88 条	○	学則第 16 条に在学期間について規定している。	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業の制度なし）	3-1
第 90 条	○	学則第 18 条に入学の資格について規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条に教職員を置くことについて規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条に教授会について規定している。	4-1
第 104 条	○	学則第 48 条に学位授与について規定している。	3-1
第 105 条	—	該当なし（履修証明プログラムの制度なし）	3-1
第 108 条	—	該当なし（短大に関する規定のため該当なし）	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己評価について規定し、大学ホームページ（情報公開）で公表している。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページ（情報公開）で公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 7 条に教職員を置くことについて規定している。また、福岡学園就業規則、九州女子大学組織規則に事務組織及び事務分掌について規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 22 条の編入学についての（2）に規定している。	2-1
第 132 条	○	学則第 22 条の編入学についての（4）に規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	【修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項】 学則第 12、13、14、15 条に記載している。 【部科及び課程の組織に関する事項】 学則第 4、6、7 条に記載している。 【教育課程及び授業日時数に関する事項】 学則第 27、28、29、30 条に記載している。 【学習の評価及び課程修了の認定に関する事項】 学則第 33、34、35、36、47、48 条に記載している。	3-1 3-2

		【収容定員及び職員組織に関する事項】 学則第 4、5 条に記載している。 【入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項】 学則第 19、20、21、22、23、24、25、26、41、42、44、47 条に記載している。 【授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項】 学則第 62 条に記載している。 【賞罰に関する事項】 学則第 49、50 条に記載している。 【寄宿舎に関する事項】 学則第 51 条に記載している。	
第 24 条	○	学籍原簿、成績原簿を管理しており、卒業した学生に対しては、卒業証明書及び成績証明書等の発行をしている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 50 条に懲戒について規定している。	4-1
第 28 条	○	【学校に関係のある法令】 事務局各部署 【学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌】 総務課 【職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表】 総務課、教務課 【指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿】 総務課、教務課、保健センター 【入学者の選抜及び成績考査に関する表簿】 教務課 【資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録】 法人事務局 【往復文書処理簿】 総務課 表簿の保存期間については、文書保存規程に規定している。	3-2
第 143 条	○	九州女子大学学部教育運営委員会規程第 6 条に規定している。	4-1
第 146 条	—	該当なし（科目等履修生の修業年限の定めはない）	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業の制度なし）	3-1
第 148 条	—	該当なし（修業年限 4 年を超える学部はない）	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業の制度なし）	3-1

九州女子大学

第 150 条	○	学則第 18 条の入学の資格で規定し、遵守している。	2-1
第 151 条	—	該当なし（早期入学の制度なし）	2-1
第 152 条	—	該当なし（早期入学の制度なし）	2-1
第 153 条	—	該当なし（早期入学の制度なし）	2-1
第 154 条	—	該当なし（早期入学の制度なし）	2-1
第 161 条	○	学則第 22 条に編入学について規定している。修業年限（入学学年）については入試要項に記載し、遵守している。	2-1
第 162 条	○	学則第 44 条に転学について規定している。	2-1
第 163 条	○	学則第 12、13 条にそれぞれ学年、学期を規定している。 学則第 17 条に入学の時期について規定し、学期途中の入学及び卒業の運用を行っている。	3-2
第 163 条の 2	○	卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書等を発行している。	3-1
第 164 条	—	該当なし（履修証明プログラムの制度なし）	3-1
第 165 条の 2	○	【卒業又は修了の認定に関する方針】 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を大学及び学科別に規定している。	1-2
		【教育課程の編成及び実施に関する方針】 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を大学及び学科別に規定している。	2-1
		【入学者の受入れに関する方針】 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を大学及び学科別に規定している。	3-1
			3-2
第 165 条の 2	○		6-3
第 166 条	○	学則第 2 条に自己評価を規定しており、九州女子大学自己点検・評価実施規程第 3 条に基づき、九州女子大学評議会の下に自己点検・評価委員会を設置し、体制を整えている。	6-2
第 172 条の 2	○	すべての項目について大学ホームページ（情報公開）で公表している。	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
第 172 条の 2	○		5-1
第 173 条	○	学則第 47 条 2 項に卒業証書授与、学則第 48 条に学位授与について規定している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校修了者の入学については、学則第 22 条に編入学について規定し、修業年限（入学学年）については、入試要項に記載している。	2-1
第 186 条	○	専修学校修了者の入学については、学則第 22 条の編入学に規定し、修業年限（入学学年）については入試要項に記載している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を、大学を設置するのに必要な最低の基準とし、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条に人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 19 条に入学者の選考について規定し、九州女子大学入学者選抜規程第 3 条に基づき、入学試験委員会を設置し体制を整えている。	2-1
第 2 条の 3	○	各種委員会については、教員と事務職員が選出されており、連携体制を確保のうえ、教職協働によりその職務が行われている。	2-2
第 3 条	○	学則第 4 条に学部、学科、専攻及び定員について規定し、その教育組織は、大学設置基準に定める各学科の教員数を満たす人員配置にて組織されており、学部として適当である。	1-2
第 4 条	○	学則第 4 条に学部、学科、専攻及び定員について規定している。	1-2
第 5 条	○	資格取得に関する課程として、学則第 38 条に教職課程、保育士養成課程、学則第 39 条に管理栄養士養成課程、学則 40 条に図書館司書課程、図書館司書教諭課程を設置している。	1-2
第 6 条	○	学則第 6 条に共通教育機構について規定し、当該の組織において総合共通科目を運用している。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、大学設置基準に定める教員数を満たす人員を配置しており、適正な教員組織を運用している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目については、原則的に専任教員が担当し、各学科には助手を配置し、実験、実習科目を補助している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めている。	3-2
第 11 条	○	授業を担当しない教員を置く体制を設けている。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員は大学における教育研究に従事している。他大学出講及び学外委員委嘱等については、学内手続きを経て認めている。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は、大学設置基準に定める教員数並びに教授数を満たす人員配置としている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	福原学園学長選考規則第 2 条に選考基準を、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者と規定している。	4-1
第 14 条	○	九州女子大学教育職員選考基準第 2 条に教授の資格について規定	3-2

九州女子大学

		している。	4-2
第 15 条	○	九州女子大学教育職員選考基準第 3 条に准教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	九州女子大学教育職員選考基準第 4 条に講師の資格について規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	九州女子大学教育職員選考基準第 4 条の 2 に助教の資格について規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	九州女子大学教育職員選考基準第 5 条に助手の資格について規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に学部、学科、専攻及び定員について規定し、募集要項にも記載している。	2-1
第 19 条	○	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる目標を達成するため、大学及び各学科に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	○	学則第 35 条に他の大学又は短期大学の授業科目の履修について規定している。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成は、学則第 27、28、29 条に授業科目について規定している。	3-2
第 21 条	○	各授業科目の単位数は、学則第 27、28、29 条に授業科目についての各 2 項に規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 30 条に授業期間について規定し、これに基づき 35 週の授業期間を確保のうえ学事日程を決定している。	3-2
第 23 条	○	学則第 30 条に授業期間について規定し、これに基づき各学期 15 週設定のうえ学事日程を決定している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、時間割作成時に適切なクラスサイズで編成している。	2-5
第 25 条	○	学則第 31 条に単位の計算について規定し、詳細を各学部履修規程に記載している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	開講する全ての科目について、成績評価基準等をシラバスで明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修として、九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程第 3 条の（2）に基づき、FD 研修会を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講の制度はない）	3-2
第 27 条	○	学則第 33 条に単位の認定について規定し、詳細な評価方法等をシラバスに記載している。	3-1
第 27 条の 2	○	家政学部履修規程第 8 条の 5 項、人間科学部履修規程第 9 条の 4 項に履修登録の年間登録単位数の上限について規定している。	3-2
第 27 条の 3	○	学則第 35 条に他の大学又は短期大学の授業科目の履修について規	3-1

九州女子大学

		定している。	
第 28 条	○	学則第 35 条に他の大学又は短期大学の授業科目の履修について規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 36 条に大学以外の教育施設等における学修について規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 37 条に入学前の既修得単位等の認定について規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度はない）	3-2
第 31 条	○	学則第 55 条に科目等履修生について規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 47 条に卒業について規定し、必要な単位数及び在学期間を記載している。	3-1
第 33 条	—	該当なし（医学又は歯学に関する規定のため該当しない）	3-1
第 34 条	○	校地については、設置基準を満たしており、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。【認証評価共通基礎データ様式 1】	2-5
第 35 条	○	敷地内に運動場及び体育館を設けている。【認証評価共通基礎データ様式 1】	2-5
第 36 条	○	専用の施設を備えた校舎を有している。（6 は該当なし）【認証評価共通基礎データ様式 1】	2-5
第 37 条	○	校地の面積については、設置基準を満たしている。【認証評価共通基礎データ様式 1】	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積については、設置基準を満たしている。【認証評価共通基礎データ様式 1】	2-5
第 38 条	○	九州女子大学・九州女子短期大学附属図書館規程及び九州女子大学・九州女子短期大学附属図書館資料の収集・管理規程に基づき、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料、専門的職員の配置、閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等の設置など、必要な設備を備えている。【認証評価共通基礎データ様式 1】	2-5
第 39 条	○	教員養成に関する学科を有しており、附属高等学校並びに附属幼稚園を有している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし（薬学に関する規定のため該当しない）	2-5
第 40 条	○	機械、器具及び標本については、必要な備品等を教室及び研究室に備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし（二以上の校地で設置されていない）	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の予算申請を行い、その執行により教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であり、教育研	1-1

九州女子大学

		究上の目的に合致している。	
第 41 条	○	学則第 5 条に事務組織について規定し、詳細は九州女子大学組織規則に規定している。	4-1 4-3
第 42 条	○	九州女子大学組織規則にキャリア支援課が所掌することについて規定している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制として、学生部委員会や就職委員会等を設置し、各部局が連携してキャリア教育支援等を行っている	2-3
第 42 条の 3	○	福原学園事務職員等研修委員会において毎年度の研修計画を企画立案しており、階層別研修を中心とし、PC スキルアップ研修や人事評価者研修等を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	○	学則第 6 条共通教育機構について規定し、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構規程に基づき、横断的な分野に係る教育課程を実施している。	3-2
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する共同教育課程の設定はない）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する共同教育課程の設定はない）	4-2
第 57 条	—	該当なし（外国に組織を設けていない）	1-2
第 58 条	—	該当なし（大学院大学を設置していない）	2-5
第 60 条	—	該当なし（新たな大学設置の予定はない）	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 48 条に学位について規定している。	3-1
第 10 条	○	学則第 48 条に学位について規定し、専攻分野の名称を付記している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程の設定はない）	3-1
第 13 条	○	学則第 48 条に学位について規定している。学則変更の際は文部科	3-1

		学大臣に報告している。	
--	--	-------------	--

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	福原学園経営戦略会議規則の規定に基づき、運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。詳細は大学ホームページ情報公開に掲載している。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 8 条に監事の選任について規定し、利益相反について適切に防止できる監事を選任している。	5-1
第 33 条の 2	○	各部署には例規集を備えており、学園のホームページに公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条に役員について規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従い運営している。寄附行為第 23 条において責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 13 条に理事会について規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 15 条に理事長の職務について規定している。 寄附行為第 19 条に理事長職務の代理等について規定している。 寄附行為第 20 条に監事の職務について規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 7 条に理事選任について規定している。 寄附行為第 8 条に監事の専任について規定している。 寄附行為第 9 条に役員の適性及び親族関係者等の選任の制限について規定している。 寄附行為第 11 条に役員の解任及び退任について規定している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 9 条に役員の適性及び親族関係者等の選任の制限について規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に役員の任期及び補充について規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 24 条に評議員会について規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 26 条に諮問事項について規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 27 条に評議員会の意見具申等について規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 28 条に評議員会の選任について規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 22 条に責任の一部免除について、第 23 条に責任限定契約について規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 22 条に責任の一部免除について、第 23 条に責任限定契約について規定し、九州女子大学ガバナンス・コード 2-1- (1) -⑥に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	九州女子大学ガバナンス・コード 2-1- (1) -⑦に明記している。	5-2

			5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 22 条に責任の一部免除について、第 23 条に責任限定契約について規定している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 49 条に寄附行為の変更について規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 38 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 40 条に決算及び実績の報告について規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 41 条に財産目録等の備付け及び閲覧について規定している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 43 条に役員の報酬について規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 45 条に会計年度について規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 42 条に情報の公表について規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2

第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-2 3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5

第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 42 条の 2			2-3
第 42 条の 3			2-4
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3

第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1

第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5

第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人福原学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2022 年度九州女子大学大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	九州女子大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022（令和 4）年度九州女子大学入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 4 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人福原学園令和 4 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人福原学園令和 3 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	令和 4 年度学生便覧（学内見取図）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人福原学園例規集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿、評議員名簿 理事会開催状況、評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類 監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和 4 年度教務ガイダンス 令和 4 年度授業計画（シラバス）（家政学部） 令和 4 年度授業計画（シラバス）（人間科学部）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和 4 年度学生便覧（三つのポリシー（DP・CP・AP））	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 26 年度、大学評価結果に関し付された提言（努力課題） に対する「改善報告書検討結果」（令和元年 5 月 9 日）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	九州女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	九州女子大学学則	【資料 F-3】と同じ

九州女子大学

【資料 1-1-5】	九州女子大学ホームページ（情報公開）	
【資料 1-1-6】	2022（令和 4）年度資格取得本	
【資料 1-1-7】	令和 4 年度版教員ハンドブック	
【資料 1-1-8】	九州女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-9】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-2】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-3】	令和 4 年度福原学園事業計画運用スケジュール	
【資料 1-2-4】	令和 3 年度福原学園中期経営計画委員会議事録	
【資料 1-2-5】	令和 4 年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について -学長方針-	
【資料 1-2-6】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-7】	2022 年度九州女子大学大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-8】	2022（令和 4）年度九州女子大学入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-9】	九州女子大学広報誌「NADESICO」2021Autumn	
【資料 1-2-10】	大学ポートレート（私学版）	
【資料 1-2-11】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-12】	令和 3 年度福原学園中期経営計画委員会議事録	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 1-2-13】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-14】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-15】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2022 年度九州女子大学大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	2022（令和 4）年度九州女子大学入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	九州女子大学ホームページ（入試情報）	
【資料 2-1-4】	大学ポートレート（私学版）	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 2-1-5】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-6】	令和 4 年度授業計画（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-1-7】	令和 4 年度版教員ハンドブック	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-1-8】	令和 4 年度教務ガイダンス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-1-9】	九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項	
【資料 2-1-10】	令和 3 年度評議会議事録	
【資料 2-1-11】	2022（令和 4）年度九州女子大学入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-12】	九州女子大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-13】	九州女子大学障害学生受入検討委員会要項	
【資料 2-1-14】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 3 年度キャリア支援キャリアインタビューの実施について （依頼）	
【資料 2-2-2】	九州女子大学休学及び復学に関する申し合わせ	
【資料 2-2-3】	2022 年度キャンパスライフ	
【資料 2-2-4】	2021 年度プレイスメント・テスト	
【資料 2-2-5】	オフィスアワー表示例（UNIPA 画面）	
【資料 2-2-6】	令和 2 年度におけるスチューデント・アシスタントの業務実績 報告及び令和 3 年度 SA 配置の基本方針について	

九州女子大学

【資料 2-2-7】	スチューデント・アシスタント (SA) 募集要項	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	令和 4 年度授業計画 (シラバス)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-2】	2021 年度版就職支援課外講座等チラシ	
【資料 2-3-3】	卒業生のキャリアの状況等に関する調査について	
【資料 2-3-4】	九州女子大学就職委員会要項	
【資料 2-3-5】	九州女子大学組織規則	
【資料 2-3-6】	九州女子大学ホームページ (就職なんでも相談窓口) (就職活動について)	
【資料 2-3-7】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-3-8】	令和 3 年度インターンシップ報告書	
【資料 2-3-9】	令和 4 年度就職委員会議事録	
【資料 2-3-10】	2022 CAMPUS PROFILE	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	九州女子大学ホームページ (窓口案内)	
【資料 2-4-2】	九州女子大学奨学金運用要項	
【資料 2-4-3】	令和 4 年度学生便覧 (共通事項)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	令和 3 年度保護者懇談会資料	
【資料 2-4-5】	福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程	
【資料 2-4-6】	九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要項	
【資料 2-4-7】	「ハラスメントのない快適なキャンパスライフを」(リーフレット)	
【資料 2-4-8】	九州女子大学ホームページ (学生相談)	
【資料 2-4-9】	「リーダーズ研修プログラム」企画書小冊子	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-5-2】	令和 4 年度学生便覧 (学内見取図)	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-3】	福原学園学校施設管理規則	
【資料 2-5-4】	福原学園防火防災管理規程	
【資料 2-5-5】	令和 4 年度学生便覧 (共通事項)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-6】	九州女子大学・九州女子短期大学図書館運営委員会要項	
【資料 2-5-7】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-5-8】	九州女子大学ホームページ (障害のある学生の修学支援について)	
【資料 2-5-9】	令和 4 年度授業時間割表	
【資料 2-5-10】	九州共立大学および九州女子大学総合共通科目のクラスサイズを算出する基本方針※二大学共通教育機構運営会議資料	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業フィードバック・アンケート [様式]	
【資料 2-6-2】	2021 年度授業フィードバック・アンケート集計結果	
【資料 2-6-3】	授業フィードバック・アンケートに関する所見票 [様式]	
【資料 2-6-4】	令和 3 年度学生生活アンケート設問項目	
【資料 2-6-5】	令和 3 年度学生生活アンケート集計結果	
【資料 2-6-6】	令和 4 年度学生便覧 (共通事項)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-7】	福原学園保健センター規則	
【資料 2-6-8】	九州女子大学ホームページ (保健室)	
【資料 2-6-9】	新入生調査 (ジェイ・サーブ)	
【資料 2-6-10】	新入生調査 (ジェイ・サーブ) 集計報告書	
【資料 2-6-11】	2022 年度キャンパスライフ	【資料 2-2-3】と同じ

【資料 2-6-12】	意見箱の設置に関するガイドライン	
【資料 2-6-13】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	九州女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	令和 4 年度版教員ハンドブック	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-1-3】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	令和 4 年度教務ガイダンス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-6】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	令和 4 年度授業計画（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-8】	令和 3 年度卒業査定資料	
【資料 3-1-9】	各学科 3 年次編入学生単位認定に係る認定方法について	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	2022（令和 4）年度九州女子大学入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-2-3】	令和 4 年度版教員ハンドブック	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-2-4】	九州女子大学ホームページ（3 つのポリシー）	
【資料 3-2-5】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	九州女子大学ホームページ（カリキュラムフローチャート）	
【資料 3-2-7】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-8】	令和 4 年度授業計画（シラバス）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 4 年度版教員ハンドブック	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-2-10】	九州女子大学ホームページ（3 つのポリシー）（カリキュラムフローチャート）	【資料 3-2-4】【資料 3-2-6】と同じ
【資料 3-2-11】	カリキュラムツリー（学科・専攻別）	
【資料 3-2-12】	九州女子大学教務委員会要項	
【資料 3-2-13】	九州女子大学共通教育センター教務委員会の運営に関する申し合わせ	
【資料 3-2-14】	九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会の設置について	
【資料 3-2-15】	九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会要項	
【資料 3-2-16】	令和 4 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-17】	カリキュラムフローチャート（学科・専攻別）	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 3-2-18】	履修モデル（学科・専攻・資格別）	
【資料 3-2-19】	主要科目の特長（学科・専攻別）	
【資料 3-2-20】	令和 4 年度シラバス記載内容の第三者（担当教員以外の者）による確認について	
【資料 3-2-21】	九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程	
【資料 3-2-22】	令和 3 年度 FD 研修会資料	
【資料 3-2-23】	授業フィードバック・アンケートに関する所見票〔様式〕	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-2-24】	令和 3 年度授業相互参観報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-3-2】	履修モデル（学科・専攻・資格別）	【資料 3-2-18】と同じ
【資料 3-3-3】	2021 年度 GPS-Academic レポート「アセスメント結果からみる九州女子大学家政学部・人間科学部の特徴」	

【資料 3-3-4】	学生生活アンケート結果報告書	
【資料 3-3-5】	令和 3 年度学生生活アンケート集計結果	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 3-3-6】	卒業生アンケート実施結果報告書	
【資料 3-3-7】	卒業生のキャリアの状況等に関する調査について	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 3-3-8】	令和 4 年度版教員ハンドブック	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-3-9】	令和 3 年度前・後期授業フィードバック・アンケートの実施について	
【資料 3-3-10】	授業に対するフィードバック・アンケート〔様式〕	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-11】	令和 3 年度授業フィードバック・アンケート集計結果	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-12】	授業フィードバック・アンケートに関する所見票〔様式〕	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-13】	令和 3 年度教育力向上のための授業相互参観の実施について	
【資料 3-3-14】	令和 3 年度授業相互参観報告書	【資料 3-2-24】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	福原学園学長選考規則	
【資料 4-1-2】	九州女子大学組織規則	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 4-1-3】	福原学園学部長等選考規則	
【資料 4-1-4】	福原学園学長特別補佐選考規則	
【資料 4-1-5】	令和 4 年度九州女子大学教授会の審議事項について	
【資料 4-1-6】	九州女子大学評議会規則	
【資料 4-1-7】	九州女子大学・九州女子短期大学経営協議会規程	
【資料 4-1-8】	九州女子大学学部教育運営委員会規程	
【資料 4-1-9】	九州女子大学教員人事計画委員会規程	
【資料 4-1-10】	九州女子大学入学者選抜規程	【資料 2-1-12】と同じ
【資料 4-1-11】	九州女子大学組織規則	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 4-1-12】	令和 4 年度九州女子大学教授会の審議事項について	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 4-1-13】	福原学園組織規則	
【資料 4-1-14】	九州女子大学組織規則	【資料 2-3-5】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	福原学園就業規則	
【資料 4-2-2】	福原学園任用規則	
【資料 4-2-3】	九州女子大学教育職員選考基準	
【資料 4-2-4】	福原学園昇任昇格規程	
【資料 4-2-5】	九州女子大学教員人事計画委員会規程	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 4-2-6】	九州女子大学教育職員昇任要項	
【資料 4-2-7】	平成 27 年度以降標準授業担当コマ数の設定について	
【資料 4-2-8】	令和 3 年度教員担当科目一覧	
【資料 4-2-9】	九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程	【資料 3-2-21】と同じ
【資料 4-2-10】	令和 3 年度第 1・2 回 FD 研修会次第	【資料 3-2-22】と同じ
【資料 4-2-11】	令和 3 年度第 1・2 回 FD 研修会について（報告）	
【資料 4-2-12】	福原学園人事評価規程	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	福原学園人事評価規程	【資料 4-2-12】と同じ
【資料 4-3-2】	人事評価に関する自己チェックシート作成および面談実施について	
【資料 4-3-3】	人事評価に係るツールおよび面談の流れ	

九州女子大学

【資料 4-3-4】	人事評価にあたって職務遂行度の自己チェックシート〔様式〕	
【資料 4-3-5】	福原学園自己申告制度実施要綱	
【資料 4-3-6】	福原学園事務職員等研修規程	
【資料 4-3-7】	学校法人福原学園令和 3 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 4-3-8】	令和 4 年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について -学長方針-	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-3-9】	九州女子大学・九州女子短期大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画	
【資料 4-3-10】	令和 3 年度第 2 回 SD 研修会「学園全体と本学の財政状況について」	
【資料 4-3-11】	令和 3 年度特別教育研究プログラム成果報告会（案内）	
【資料 4-3-12】	令和 3 年度特別教育研究プログラム成果報告書	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	令和 3 年度福原学園教育研究環境整備委員会議事録	
【資料 4-4-2】	学科・専攻別教員研究室一覧表及び配置図	
【資料 4-4-3】	令和 3 年度教育職員研究計画書及び令和 2 年度教育職員研究実績報告書	
【資料 4-4-4】	令和 3 年度九州女子大学紀要	
【資料 4-4-5】	九州女子大学学術情報センター研究紀要	
【資料 4-4-6】	九州女子大学実験領域に関する倫理委員会規程	
【資料 4-4-7】	九州女子大学・九州女子短期大学動物実験室利用手引き	
【資料 4-4-8】	九州女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程	
【資料 4-4-9】	九州女子大学・九州女子短期大学公的研究費の不正防止等に関する基本方針	
【資料 4-4-10】	九州女子大学・九州女子短期大学公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-11】	九州女子大学・九州女子短期大学コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画	
【資料 4-4-12】	九州女子大学・九州女子短期大学教職員の公的研究費に関わる行動規範	
【資料 4-4-13】	九州女子大学研究活動不正防止委員会要項	
【資料 4-4-14】	九州女子大学研究活動上の不正行為等防止規程	
【資料 4-4-15】	令和 3 年度研究者倫理教育の実施報告および令和 4 年度研究者倫理教育の実施について	
【資料 4-4-16】	令和 3 年度特別教育研究プログラム成果報告書	【資料 4-3-12】と同じ
【資料 4-4-17】	福原学園予算管理規程	
【資料 4-4-18】	令和 3 年度 FD 研修会資料	【資料 3-2-22】と同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	九州女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	福原学園組織規則	【資料 4-1-14】と同じ
【資料 5-1-4】	九州女子大学組織規則	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 5-1-5】	福原学園就業規則	【資料 4-2-1】と同じ
【資料 5-1-6】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 5-1-7】	九州女子大学ホームページ（第 3 次中期経営計画）	
【資料 5-1-8】	九州女子大学広報誌「NADESICO」2021Autumn	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-1-9】	福原学園安全衛生管理規程	
【資料 5-1-10】	福原学園衛生管理者の選任に関する要綱	

九州女子大学

【資料 5-1-11】	令和 3 年度福原学園衛生委員会年間活動計画	
【資料 5-1-12】	福原学園防火防災管理規程	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 5-1-13】	九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要項	【資料 2-4-6】と同じ
【資料 5-1-14】	福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程	【資料 2-4-5】と同じ
【資料 5-1-15】	「ハラスメントのない快適なキャンパスライフを」（リーフレット）	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 5-1-16】	令和 3 年度州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会議事録	
【資料 5-1-17】	改訂版キャンパスにおけるハラスメント防止ハンドブック	
【資料 5-1-18】	福原学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-19】	福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	福原学園経営戦略会議規則	
【資料 5-2-2】	福原学園経営戦略会議の下に設置する委員会等	
【資料 5-2-3】	福原学園教学運営懇談会要項	
【資料 5-2-4】	令和 3 年度福原学園理事会会議情報	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-5】	令和 3 年度福原学園評議員会会議情報	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-6】	令和 3 年度福原学園経営戦略会議情報	
【資料 5-2-7】	学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人福原学園寄附行為施行細則	
【資料 5-3-3】	福原学園理事会会議規則	
【資料 5-3-4】	福原学園常務理事会規則	
【資料 5-3-5】	福原学園経営戦略会議規則	
【資料 5-3-6】	福原学園教学運営懇談会要項	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-7】	福原学園ホームページ「福原学園会議情報」抜粋	
【資料 5-3-8】	令和 4 年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について - 学長方針 -	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 5-3-9】	学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-10】	福原学園監事監査規則	
【資料 5-3-11】	学校法人福原学園寄附行為施行細則	【資料 5-3-2】と同じ
【資料 5-3-12】	令和 4 年度評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人福原学園令和 4 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	2021 年度計算書類	
【資料 5-4-3】	福原学園第 2 次中期財政計画（平成 26 年度～平成 30 年度）	
【資料 5-4-4】	福原学園第 3 次中期経営計画（2019 年度～2023 年度）	
【資料 5-4-5】	5 ヶ年連続事業活動推移表（2017 年度～2021 年度）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	福原学園予算管理規程	【資料 4-4-11】と同じ
【資料 5-5-2】	福原学園経理規則	
【資料 5-5-3】	福原学園経理規則施行規程	
【資料 5-5-4】	月次収支報告書（2022 年 4 月）	
【資料 5-5-5】	九州女子大学ホームページ（学校法人福原学園令和 3（2021）年度決算概要）	
【資料 5-5-6】	2021（令和 3）年度監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-7】	福原学園組織規則	【資料 4-1-14】と同じ

【資料 5-5-8】	内部監査規程	
【資料 5-5-9】	福原学園監事監査規則	【資料 5-3-10】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	九州女子大学自己点検・評価実施規程	
【資料 6-1-2】	学校法人福原学園令和 4 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-1-3】	学校法人福原学園令和 3 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項	【資料 2-1-9】と同じ
【資料 6-2-2】	令和 3 年度九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会議事録	
【資料 6-2-3】	2022 年度九州女子大学大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 6-2-4】	九州女子大学ガバナンス・コード	
【資料 6-2-5】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 6-2-6】	学校法人福原学園令和 4 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-2-7】	学校法人福原学園令和 3 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-2-8】	令和 2 年度事業計画アクションプラン実績報告一覧表	
【資料 6-2-9】	九州女子大学ホームページ（自己点検・評価報告書）	
【資料 6-2-10】	九州女子大学ホームページ（事業計画）	
【資料 6-2-11】	九州女子大学ホームページ（事業報告）	
【資料 6-2-12】	令和 3 年度授業フィードバック・アンケート集計結果	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 6-2-13】	九州女子大学・九州女子短期大学 IR 推進委員会要項	
【資料 6-2-14】	2021 年度 GPS-Academic レポート「アセスメント結果からみる九州女子大学家政学部・人間科学部の特徴」	【資料 3-3-3】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 3 年度福原学園ファクトブック	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 6-3-2】	学校法人福原学園令和 3 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-3-3】	令和 2 年度事業計画アクションプラン実績報告一覧表	【資料 6-2-8】と同じ
【資料 6-3-4】	九州女子大学自己点検・評価実施規程	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-3-5】	九州女子大学ホームページ（3 つのポリシー）（カリキュラムフローチャート）	【資料 3-2-4】【資料 3-2-6】と同じ
【資料 6-3-6】	令和 3 年度教育職員研究計画書及び令和 2 年度教育職員研究実績報告書	【資料 4-4-3】と同じ

基準 A. 社会連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の資源・人材の資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	令和 3 年度地域連携事業報告書	
【資料 A-1-2】	九州女子大学ホームページ（地域教育実践研究センター）	
【資料 A-1-3】	九州女子大学地域教育実践研究センター規程	
【資料 A-1-4】	令和 3 年度地域教育実践研究センター外部評価委員会資料	
【資料 A-1-5】	令和 3 年度地域連携事業報告書	【資料 A-1-1】と同じ
【資料 A-1-6】	令和 3 年度地域連携事業報告書	【資料 A-1-1】と同じ
【資料 A-1-7】	令和 3 年度学外委員就任一覧表及び講師派遣一覧表	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。